

# 鎌倉市障害者基本計画

第2期（平成24年度～平成29年度）

平成24年3月

鎌倉市

### 「障害」の表記について

本市では、国の検討結果やアンケート調査の結果、意見交換会などでの障害者の方々の意見を踏まえ、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会で「障害」の字体の表記について検討しました。

障害者団体等からは、「障害の字体にこだわるより、障害福祉施策の実態の向上を図って欲しい。」「字体にこだわることで、障害者の抱える問題の本質がそらされてしまう。」などの趣旨の意見が多く聞かれました。

障害者福祉計画推進委員会では、「障害のある人の感じ方、お気持ちを大事にしたい。」「今まで通り使っている方が分かりやすいのだったら、逆に今まで通りの方が良いのではないか。」などの意見が出され、議論の結果、改定する障害者福祉計画においては、今まで通り「障害」という表記を使用する結論となりました。

なお、検討経緯の詳細については、「資料編－8」として掲載しています。

## はじめに



鎌倉市では、平成19年3月に、第1期鎌倉市障害者計画を定めました。今回、第1期鎌倉市障害者計画の計画期間が満了することから、改定作業を進め、平成24年度から平成29年度まで6年間の第2期鎌倉市障害者基本計画を策定しました。

第1期に引き続き、将来目標として「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」をめざします。

また、5つの重点施策として「障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進」「ライフステージに応じた相談支援体制の推進」「地域で自立して生活するための支援体制の推進」「親なきあとの支援体制の整備」「働く場の充実と就労支援体制の推進」を掲げ、その実現をめざして、一步一步着実に鎌倉市の障害者福祉を進めてまいります。

障害者の方々を取り巻く環境は、経済的にも社会的にも改善がされてきてはいますが、まだまだ厳しいものがあります。

国では現在、「共生社会」をめざして、新たな障害福祉法制に関する検討や、障がい者制度改革推進会議において、障害者福祉制度の改革が進められています。本市では、国の動向にも注目しながら、引き続き、障害者の方々の地域生活を支援するさまざまな施策や就労支援対策などを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査へのご協力やご意見・ご提言をいただいた市民の皆様、施設や事業所・関係団体の皆様、鎌倉市地域自立支援協議会の皆様、本計画の策定にあたりご検討をいただいた鎌倉市障害者福祉計画推進委員会の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成24年3月

鎌倉市長 松尾 崇

## 平和都市宣言

われわれは、  
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、  
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、  
全世界の人々と相協力してその実現を期する。  
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、  
ここに永久に平和都市であることを宣言する。  
昭和33年8月10日 鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

### 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

# 目次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画改定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## 第2章 計画の考え方

- 1 将来目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 将来目標実現に向けての基本的視点・・・・・・・・・・3
- 3 重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- <施策の体系図>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 第3章 施策の展開（個別事業）

- 1 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
  - (1) 相談支援体制の充実
  - (2) 施設・事業所の整備推進
  - (3) 障害者の社会参加の推進
  - (4) 在宅生活支援サービスの充実
  - (5) 地域活動支援センターへの支援
  - (6) 地域の見守り体制の充実
- 2 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進・・・・・・・・16
  - (1) 災害時・緊急時対策の推進
  - (2) バリアフリーのまちづくりの推進
- 3 「親なきあと」の支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
  - (1) 成年後見制度の推進
  - (2) 権利擁護の推進
  - (3) グループホーム・ケアホームの整備
  - (4) その他のサービスの充実

|     |                          |    |
|-----|--------------------------|----|
| 4   | 働く場の充実と就労支援体制の推進         | 20 |
|     | (1) 就労支援体制の整備            |    |
|     | (2) 働く場の充実のための雇用促進       |    |
|     | (3) 就労後定着支援の充実           |    |
| 5   | 障害者への理解の促進               | 22 |
|     | (1) 障害者への理解の促進のための啓発     |    |
|     | (2) 障害の多様性への認識と対応        |    |
| 6   | ともに学び・育つ環境の充実            | 24 |
|     | (1) 発達障害児者への支援の推進        |    |
|     | (2) 障害児相談・支援体制の充実        |    |
|     | (3) 障害児保育の充実             |    |
|     | (4) 特別支援教育の推進            |    |
| 7   | 保健・医療等、障害福祉サービスの充実       | 27 |
|     | (1) 障害児者保健サービスの充実        |    |
|     | (2) 障害児者医療サービスの給付        |    |
|     | (3) 手当・年金等の給付            |    |
|     | (4) その他の障害福祉サービスの充実      |    |
| 8   | 情報提供・地域連携体制の推進           | 31 |
|     | (1) 分かりやすい、利用しやすい情報提供の推進 |    |
|     | (2) 情報バリアフリー化の推進         |    |
|     | (3) コミュニケーション支援の充実       |    |
|     | (4) 自立支援協議会の運営           |    |
| 第4章 | 障害児者の現状と支援の動向            | 34 |
| 1   | 障害児者数                    | 34 |
| 2   | 身体障害児者の状況                | 36 |
| 3   | 知的障害児者の状況                | 39 |
| 4   | 精神障害者の状況                 | 41 |
| 5   | 発達障害児支援の動向               | 43 |
| 6   | 高次脳機能障害支援の動向             | 45 |
| 7   | 特別支援教育の動向                | 46 |
| 8   | 療育・教育の状況                 | 48 |

|     |                            |    |
|-----|----------------------------|----|
| 9   | 雇用・就労の状況                   | 51 |
| 10  | 障害者児者への主な福祉サービスの状況         | 53 |
|     | (1)施設サービス                  |    |
|     | (2)居宅サービス                  |    |
|     | (3)その他の居宅サービス              |    |
|     | (4)補装具・日常生活用具              |    |
|     | (5)相談支援事業                  |    |
| 第5章 | 計画の進行管理                    | 58 |
| 1   | PDCA サイクルの実行               |    |
| 2   | 市民・障害者の声やニーズの把握            |    |
| 3   | 庁内の連携と総合的施策の推進             |    |
| 4   | 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会            |    |
| 5   | 鎌倉市自立支援協議会                 |    |
| 6   | 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書          |    |
|     | 【資料編】                      |    |
| 1   | 鎌倉市障害者福祉計画策定経過             | 62 |
| 2   | 障害者福祉計画改定基本方針              | 63 |
| 3   | 国の障害者制度改正等の動向              | 67 |
| 4   | 障害者福祉に関するアンケート調査結果報告書（概要版） | 70 |
| 5   | 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会設置要綱        | 89 |
| 6   | 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱         | 92 |
| 7   | 鎌倉市の障害児者福祉施設               | 94 |
| 8   | 「障害」の表記について                | 96 |

# 第1章 計画の概要

## 1 計画改定の趣旨

平成19年3月に、本市の障害者に関する施策をより明確にし、障害者施策を推進していくため、最初の「鎌倉市障害者福祉計画」を策定しました。

平成21年3月には、「鎌倉市障害者福祉計画」のうち、障害福祉サービスなどの数値目標を定めた「第1期鎌倉市障害福祉計画」を改定し、「第2期鎌倉市障害福祉計画」を策定しました。

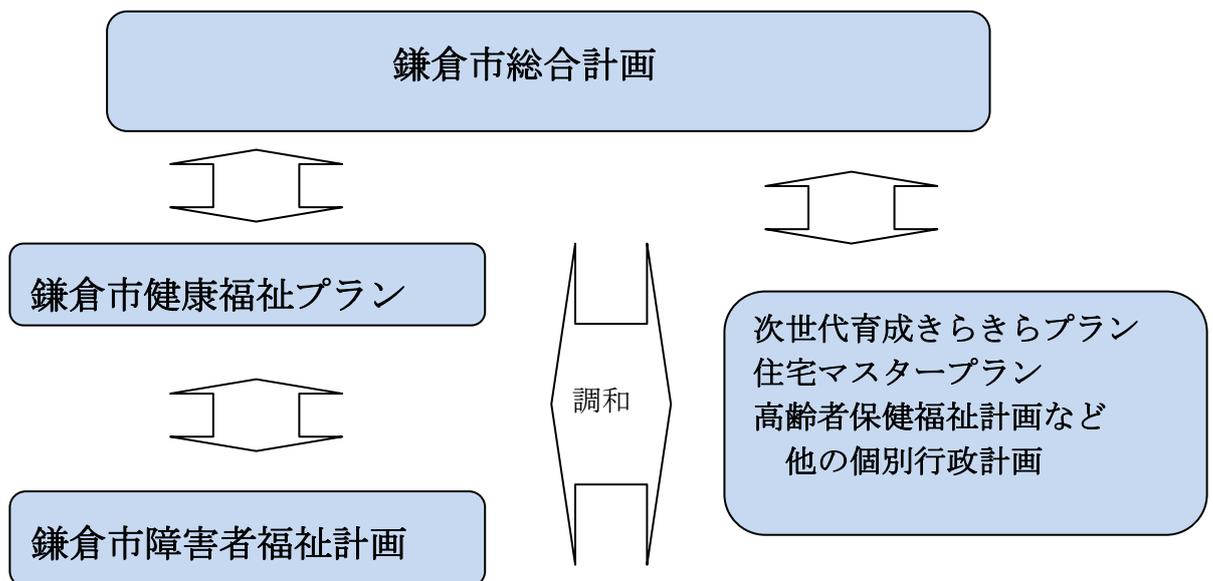
今回、平成23年度で、5年間の計画期間満了を迎える「鎌倉市障害者計画」と、3年間の計画期間満了を迎える「鎌倉市障害福祉計画」について、新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、障害者福祉施策をより一層推進していくため、平成24年度からの改定計画を策定しようとするものです。

## 2 計画の位置づけ

鎌倉市障害者福祉計画は、障害者基本法に基づく「障害者基本計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス計画」で構成されます。

この計画は「第3次鎌倉市総合計画」や、健康福祉分野の総合プランである「鎌倉市健康福祉プラン」に対して、障害福祉分野の個別計画となります。

「鎌倉市次世代育成きらきらプラン」など、他の行政計画とも調和して障害者福祉施策を進めていきます。



### 3 計画期間

障害者基本計画の期間は、6年間（平成24年度～平成29年度）とし、障害福祉サービス計画については3年間（平成24年度～平成26年度）とします。

平成26年度には、第3期障害福祉サービス計画の見直しを行い、第4期障害福祉サービス計画を策定します。平成29年度には計画全体を見直します。

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

|                        |                                |     |
|------------------------|--------------------------------|-----|
| 鎌倉市<br>障害者<br>福祉<br>計画 | 第2期鎌倉市障害者基本計画(障害者基本法)          |     |
|                        | 鎌倉市障害福祉サービス計画(障害者自立支援法)<br>第3期 | 第4期 |

※ 障害者基本計画

市町村は、障害者基本法第11条第3項により、「障害者の状況等を踏まえ、障害者の施策に関する基本的な計画を策定しなければならない」とされています。

前期の計画では、「鎌倉市障害者計画」という名称でした。

※ 障害福祉サービス計画

各年度における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、障害者自立支援法第88条に規定されています。

前期の計画では、「鎌倉市障害福祉計画」という名称でした。

## 第2章 計画の考え方

### 1 将来目標

**障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、  
健やかで安心して地域で暮らせるまち**

第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画の健康福祉分野では、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」として、将来都市像「健やかで心豊かに暮らせるまち。健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします。」を定めています。

この鎌倉市総合計画の将来都市像との調和や、ノーマライゼーション（※注1）やユニバーサルデザイン（※注2）の考え方なども受け止め、第2期鎌倉市障害者基本計画では、第1期計画を引き継ぎ「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を将来目標としてめざします。

### 2 将来目標実現に向けての基本的視点

「障害のある人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」の将来目標の実現に向けて、第1期計画から引き続き、次に掲げる5つの視点に基づき、施策・事業を推進します。施策や事業の立案、推進にあたっては、障害者の観点を重視しながら取り組みます。

#### （1）ノーマライゼーションの実現

市民一人ひとりの意思や生活が尊重され、性別や年齢、障害の有無などにかかわらず、どのような人も社会生活のなかに参加し、共に支え合っていきます。障害のある人もない人も、住み慣れた環境において人間関係を維持し、同じ地域社会のもとで生活し、共に暮らせる

社会、障害者がすべての人びとと同様の権利をもって生活ができる地域社会をめざします。

## (2) クオリティオブライフ（QOL：生活の質）の向上

障害のある人をはじめ、高齢者や子どもなど全ての市民一人ひとりの生活者としての幸福感や満足感の実現をめざします。

福祉サービスなど公的施策の充実、また一人ひとりの市民が最大限、自分の能力を活かした充実した生活を実現していくことにより、市民の生活全体の満足度や快適性の向上をめざします。

## (3) 人にやさしいまちづくり

災害時の弱者である障害者を、地震、津波、火災、風水害などの災害や犯罪から守ります。

道路や駅舎、建物等の物理的な生活環境や心理的、制度的なバリアを取り除き、自らの暮らすまちで共に生活し、学び、働き、憩うことができるよう、すべての人にとって快適なまちをめざします。

## (4) 地域生活を支える支援の充実

障害のある人もない人も、地域社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、ライフステージ（※注3）の各段階で、住まいや働く場、活動の場、必要な障害福祉サービスの提供体制を確立します。障害者の就労支援を進め、障害者の自立と社会参加を促進します。

成年後見制度の推進や虐待防止など、障害者の権利擁護を進めます。

## (5) 日常生活にある困難（生きにくさ・暮らしにくさ）の視点からの支援の充実

障害者の社会的な自立に向けた基盤づくりとして、さまざまな障害の特性や状況に応じた支援体制をおこなうとともに、教育・福祉・雇用等の各分野の連携と協力を進めます。

障害の重度化・重複化、障害者や保護者の高齢化への対応、家族支援を進めます。障害の多様性を認識し、きめ細かい対応をおこないます。

### 3 重点施策

障害福祉に関するアンケート調査、地域別・団体別の意見交換会などでの意見、障害者を取り巻く社会状況などを踏まえ、各分野の事業を通して、特に重点的・総合的に進める必要がある施策を次のとおり定めます。

#### (1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

障害のある人もない人も、だれもが安心して地域で暮らせるように、バリアフリーのまちづくりを推進します。

災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について、庁内関係課や関係機関との連携を強めます。避難所において、障害者や障害特性に応じた配慮をおこないます。

#### (2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進

障害者が身近な地域で、生活していく上でのさまざまな相談が出来るよう、市と相談支援事業所との連携を一層進め、障害者が必要とする情報の提供や、障害者福祉サービス事業者との調整、さまざまな社会資源の活用など、総合的なサービス提供の充実を図っていきます。

発達支援システムネットワークにより、障害児者など早期の支援が必要な子どものライフステージに対応した一貫した支援体制を推進します。

#### (3) 地域で自立して生活するための支援体制の推進

障害者が住み慣れた地域で自立して生活していくために、地域生活への移行を支援し、在宅やグループホーム・ケアホームでの生活を支援していきます。

地域での悩みや課題解決に向けた取り組みを、行政とともにおこなっていく相談支援事業所を充実させ、ライフステージに応じた一貫した相談支援をおこなっていきます。

日中活動の場としての、生活介護事業所や地域活動支援センターを支援し、整備を推進します。

居宅介護や移動支援など、在宅での障害福祉サービスの充実をおこない、障害者が地域の中で安心して暮らせる体制を整えます。

#### (4) 「親なきあと」の支援体制の整備

成年後見制度など、障害者の権利擁護の充実や普及を図ります。グループホーム・ケアホームの整備により、障害者の地域における親なきあとの生活を支えます。

相談支援事業や在宅障害福祉サービスの充実により、地域で安心して生活できる体制を整えます。

#### (5) 働く場の充実と就労支援体制の推進

障害者の自立と社会参加を推進するため、障害者の就労支援を推進します。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所の整備を推進し、雇用奨励金の給付など、障害者の一般就労に向けた支援を推進します。

障害者の就労後の定着支援としてジョブコーチ（※注4）の派遣や、ジョブサポーター（※注5）の派遣を実施します。

自立支援協議会では、就労支援部会を設置して、障害者、就労支援事業所、企業、養護学校の参画を得て、就労支援に係る協議をおこなっており、地域でのネットワークや課題共有により障害者の就労支援を進めます。

##### ※注1 [ノーマライゼーション]

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。

##### ※注2 [ユニバーサルデザイン]

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

##### ※注3 [ライフステージ]

人間の一生において節目となる、妊娠出産期、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などのそれぞれの段階です。

※注4 [ジョブコーチ]

「職場適応援助者」として、就労した障害者が職場に適応できるよう、障害者やその家族、事業主、従業員などに対し、障害者の職場適応に必要なさまざまな助言、職場環境の改善提案など、障害者の就労環境の向上のためのきめ細かな支援をおこなう人です。

※注5 [ジョブサポーター]

「障害者就労定着支援員」として、ジョブコーチと連携しながら、ジョブコーチの補完的な役割として、障害者の就労に関する支援をおこなう市民ボランティアです。平成23年度から市民活動団体と市が協働してジョブサポーターを養成し、支援を実施しています。

## 4 施策の体系

将来目標の実現に向け、以下の8つの分野を柱として、さまざまな障害児者施策を実施し、推進していきます。

### (1) 地域生活支援の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② 施設・事業所の整備推進
- ③ 障害者の社会参加の推進
- ④ 在宅生活支援サービスの充実
- ⑤ 地域活動支援センターへの支援
- ⑥ 地域の見守り体制の充実

### (2) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- ① 災害時・緊急時対策の推進
- ② バリアフリーのまちづくりの推進

### (3) 「親なきあと」の支援体制等の整備

- ① 成年後見制度の推進
- ② 権利擁護の推進
- ③ グループホーム・ケアホームの整備
- ④ その他のサービスの充実

**(4) 働く場の充実と就労支援体制の推進**

- ① 就労支援体制の整備
- ② 働く場の充実のための雇用促進
- ③ 就労後定着支援の充実

**(5) 障害者への理解の促進**

- ① 障害者への理解の促進のための啓発
- ② 障害の多様性への認識と対応

**(6) とともに学び・育つ環境の充実**

- ① 発達障害児者への支援の推進
- ② 障害児相談・支援体制の充実
- ③ 障害児保育の充実
- ④ 特別支援教育の推進

**(7) 保健・医療等、障害福祉サービスの充実**

- ① 障害児者保健サービスの充実
- ② 障害児者医療サービスの給付
- ③ 手当・年金等の給付
- ④ その他の障害福祉サービスの充実

**(8) 情報提供・地域連携体制の推進**

- ① 分かりやすい、利用しやすい情報提供の推進
- ② 情報バリアフリー化の推進
- ③ コミュニケーション支援の充実
- ④ 自立支援協議会の運営

鎌倉市総合計画健康福祉分野  
及び健康福祉プランの将来目標  
「健やかで心豊かに暮ら  
せるまち」



将来目標: 障害のある

人もない人も、だれもが一生にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち



\* 将来目標実現に

向けての基本的視点\*

- (1)ノーマライゼーションの実現 (2)クオリティオブライフ(QOL:生活の  
(5)日常生活にある困難(生きにくさ・暮らしにくさ)の視点からの支援の充実

- 質)の向上 (3)人にやさしいまちづくり (4)地域生活を支える支援の充実

**重点施策**

(1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進

(3) 地域で自立して生活するための支援体制の推進

(4) 「親なきあと」の支援体制の整備

(5) 働く場の充実と就労支援体制の推進

1. 地域生活支援の充実

- 1 相談支援体制の充実
- 2 施設・事業所の整備推進
- 3 障害者の社会参加の推進
- 4 在宅生活支援サービスの充実
- 5 地域活動支援センターへの支援
- 6 地域の見守り体制の充実

2. 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

- 1 災害時・緊急時対策の推進
- 2 バリアフリーのまちづくりの推進

3. 「親なきあと」の支援体制等の整備

- 1 成年後見制度の推進
- 2 権利擁護の推進
- 3 グループホーム・ケアホームの整備
- 4 その他のサービスの充実

4. 働く場の充実と就労支援体制の推進

- 1 就労支援体制の整備
- 2 働く場の充実のための雇用促進
- 3 就労後定着支援の充実

5. 障害者への理解の促進

- 1 障害者への理解の促進のための啓発
- 2 障害の多様性への認識と対応

6. ともに学び・育つ環境の充実

- 1 発達障害児者への支援の推進
- 2 障害児相談・支援体制の充実
- 3 障害児保育の充実
- 4 特別支援教育の推進

7. 保健・医療等、障害福祉サービスの充実

- 1 障害児者保健サービスの充実
- 2 障害児者医療サービスの給付
- 3 手当・年金等の給付
- 4 その他の障害福祉サービスの充実

8. 情報提供・地域連携体制の推進

- 1 分かりやすい、利用しやすい情報提供の推進
- 2 情報バリアフリー化の推進
- 3 コミュニケーション支援の充実
- 4 自立支援協議会の運営

## 第3章 施策の展開（個別事業）

### 1 地域生活支援の充実

#### 【施策展開の方針】

障害者が住み慣れた地域で生活していくために、在宅障害者の日中活動施設や障害福祉サービスを整備・充実し、地域の中で「その人らしく暮らす」事が出来るよう支援します。地域での一貫した総合的な相談支援体制の充実や、地域のネットワークによる支援、見守り体制の充実を図ります。障害者の社会参加の促進のために、障害の特性に応じた移動支援事業や施設通所交通費の支援をおこないます。

#### （1）相談支援体制の充実

##### 【現状と課題】

障害児者やその家族への市役所相談窓口の体制整備や、地域の身近な場所で相談ができるように地域活動支援センターや相談支援事業所での相談支援体制の整備を進めてきました。障害者のライフステージのさまざまな場面に応じた、総合的な相談支援体制を整備していく必要があります。

##### 【今後の考え方】

本人の話をじっくり聞いてほしい、家族の気持ちを理解して欲しい、専門性をもって支援してほしいなどの声があります。障害児者やその家族からの相談に対応して、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用調整や利用計画作成などの相談支援事業の強化・充実を進めていきます。市や相談支援事業所の職員の専門性、様々な種類のサービスが適切に組み合わされ、計画的に利用できるようにするための仕組み（ケアマネジメント）の一層の向上を図ります。

| 番号                      | 事業名称             | 事業内容   | 所管課等                |
|-------------------------|------------------|--|---------------------|
| 1-1-1                   | 相談支援事業の推進        | 障害児者が、地域で自立した生活を営むことが出来るよう、身近な地域で、相談、情報提供、サービスの利用調整などを、個々の障害児者のニーズに合わせてコーディネートする事業を推進します。住宅入居支援、ケアマネジメントをおこないます。 | 障害者福祉課<br>指定相談支援事業所 |
| 1-1-2                   | 障害福祉相談員の相談・支援    | 障害者当事者や障害者の保護者などが、ピアカウンセリングとして、地域での障害福祉の増進と障害者の安定した地域生活を支えるための相談をおこないます。   | 障害者福祉課              |
| 1-1-3                   | 民生委員・児童委員の相談・支援  | 民生委員・児童委員による地域の障害者及び保護者への相談、支援をおこないます。   | 福祉政策課               |
| 1-1-4                   | 障害者福祉課への専門職職員の配置 | 市障害者福祉課に、精神保健福祉士（PSW）や保健師などの専門職職員の配置をおこない、障害者の方々への対応の向上を図ります。  | 障害者福祉課              |
| 1-1-5<br>【6-1-3<br>の再掲】 | 5歳児すこやか相談の実施     | 子どものすこやかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機会をつくります。                                      | 発達支援室               |
| 1-1-6<br>【6-2-1<br>の再掲】 | 発達相談             | 子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援をおこないます。   | 発達支援室               |
| 1-1-7<br>【6-2-3<br>の再掲】 | 学齢児療育相談          | 福祉と教育が連携を図り、市内公立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対する相談・助言をおこないます。  | 教育指導課<br>発達支援室      |

|                          |                |   |        |
|--------------------------|----------------|---|--------|
| 1-1-8<br>【6-4-3<br>の再掲】  | 就学相談           | 特別な支援が必要な子ども、一人ひとりの個性や能力を最大限伸ばし、社会や地域で自立して生きる力をつけられるように就学相談を実施します。                          | 教育指導課  |
| 1-1-9<br>【8-3-4<br>の再掲】  | 窓口への手話通訳者の設置   | 聴覚障害者が市の窓口へ来訪した時の情報保障として、障害者福祉課の窓口に、手話通訳者を月・水・金の半日間、設置します。                                  | 障害者福祉課 |
| 1-1-10<br>【3-2-3<br>の再掲】 | 障害者虐待防止センターの設置 | 障害者虐待の防止、障害者や養護者に対する支援を推進するため、障害者虐待防止法による「障害者虐待防止センター」を設置し、児童等の虐待防止機関とも連携して、障害者の権利擁護を推進します。 | 障害者福祉課 |

## (2) 施設・事業所の整備推進

### 【現状と課題】

障害者自立支援法による障害福祉サービスを提供する施設や事業所の整備が進み、さまざまなサービスを提供して、障害者の生活の安定を図る事業運営を展開しています。障害福祉サービスを提供する施設、事業所の運営の安定を図るために、支援を実施していく必要があります。

### 【今後の考え方】

障害者福祉サービス事業の提供体制の整備を進めていくとともに、施設入所者への支援体制の充実、就労支援事業所や居住の場の確保を進めるグループホーム等の整備を進めていきます。

| 番号                      | 事業名称          | 事業内容   | 所管課等   |
|-------------------------|---------------|--|--------|
| 1-2-1                   | 障害福祉サービス事業の推進 | 生活介護事業所や移動支援事業所と連携して、地域の障害者在宅福祉サービスの円滑な実施とサービス向上を図ります。               | 障害者福祉課 |
| 1-2-2                   | 施設サービスの充実     | 障害者の入所・通所施設に対して、必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を実施します。                       | 障害者福祉課 |
| 1-2-3                   | 在宅重度障害者生活介護支援 | 在宅重度心身障害者のデイサービス事業の充実をおこない、在宅福祉サービスの向上を図ります。                         | 障害者福祉課 |
| 1-2-4                   | 短期入所施設の整備     | 自宅で介護する人の疾病やレスパイトなどの場合、短期間、施設での介護を実施するために、身近な地域での施設整備を図ります。          | 障害者福祉課 |
| 1-2-5<br>【3-3-1<br>の再掲】 | グループホーム等事業の推進 | 障害者の自立した生活や地域生活の推進、親なきあとの障害者の居住の場を確保するための共同生活援助として、グループホーム等の整備を進めます。 | 障害者福祉課 |
| 1-2-6<br>【4-1-2<br>の再掲】 | 就労移行支援事業所の整備  | 一般就労を希望する障害者に、一定期間、実習や職場開拓などを通じ、就労に必要な知識及び訓練、求職活動支援、就労定着支援などをおこないます。 | 障害者福祉課 |
| 1-2-7<br>【4-1-3<br>の再掲】 | 就労継続支援事業所の整備  | 通常の企業に就労することが難しい障害者に、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練をおこないます。        | 障害者福祉課 |

### (3) 障害者の社会参加の推進

#### 【現状と課題】

障害者の社会参加は、まだまだ十分ではありません。障害者があたり前のこととして、あらゆる分野の活動で積極的に社会参加できるよう、ノーマライゼーションとバリアフリーの社会を実現していく必要があります。

#### 【今後の考え方】

障害者が外出することへの支援や、スポーツ・レクリエーション、芸術文化活動をおこなうことへの支援により、障害者の社会参加を促進します。また、各種イベントの開催により、障害者への理解と社会参加への啓発を進めます。

| 番号                       | 事業名称              | 事業内容   | 所管課等                         |
|--------------------------|-------------------|--|------------------------------|
| 1-3-1                    | 福祉タクシー券・ガソリン券等の交付 | 重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金、自動車燃料費、福祉有償運送料金を助成します。  | 障害者福祉課                       |
| 1-3-2                    | 施設通所交通費の支給        | 在宅の障害児者が福祉施設に訓練や作業のために通所等したり、自立支援医療（更生医療や育成医療）を受けるための指定医療機関に通院したりする場合に、交通費の実費を支給します。               | 障害者福祉課                       |
| 1-3-3                    | 下肢等障害者自動車運転訓練費の助成 | 障害の程度が1級から4級までの下肢等の障害者又は1級の上肢の障害者が、自動車運転免許証を取得するために、技能講習に要した費用の2/3を、10万円を上限として助成します。               | 障害者福祉課                       |
| 1-3-4                    | 自動車改造費の助成         | 身体障害者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。  | 障害者福祉課                       |
| 1-3-5                    | 横須賀三浦地区ふれあい広場の開催  | 横須賀三浦地区の知的障害児者と家族や施設、関係団体等が地域と親睦を深め、障害者への理解の促進と交流を進めます。  | 横須賀三浦地区ふれあい広場実行委員会<br>障害者福祉課 |
| 1-3-6                    | 神奈川県障害者スポーツ大会     | 障害者がスポーツを通じてその人らしさを表現し、健康・体力の維持増進を図るとともに、県民の障害に対する関心と理解を深め、障害者の自立と社会参加を推進するため実施します。                | 神奈川県<br>障害者福祉課               |
| 1-3-7<br>【1-4-2<br>の再掲】  | 移動支援事業の推進         | 障害者の自立生活や社会参加を推進するため、屋外での移動が困難な障害児者の外出支援をおこないます。   | 障害者福祉課                       |
| 1-3-8<br>【1-4-7<br>の再掲】  | 身体障害者補助犬登録等手数料の免除 | 狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料について、身体障害者補助犬を所有する方の手数料を免除します。                                    | 環境保全課                        |
| 1-3-9<br>【5-1-1<br>の再掲】  | ふれあいフェスティバルの開催    | 毎年の障害者週間(12/3～12/9)に合わせて、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者を理解するイベントを開催します。また、障害者団体等の活動内容等のパネル等を地下道ギャラリーに展示します。 | ふれあいフェスティバル実行委員会<br>障害者福祉課   |
| 1-3-10<br>【8-3-3<br>の再掲】 | 手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣  | 聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活などの相談のため手話通訳者及び要約筆記通訳者を必要とする場合に派遣し、聴覚障害者の情報保障を図ります。                              | 障害者福祉課                       |

## (4) 在宅生活支援サービスの充実

### 【現状と課題】

障害者の在宅での生活を安定したものとするためには、一人ひとりの障害特性を踏まえた日常生活を支援する事業の充実とともに、家族等の介護負担を軽減する取り組みも進めていく必要があります。今後は、これらの視点を踏まえた事業の充実が求められます。

### 【今後の考え方】

障害者が、自分の住み慣れた地域での生活を充実し、安定したものとするために、各障害福祉サービス事業所が、事業者間で連絡調整を緊密におこなうことを推進し、市も連携して障害者在宅生活支援のサービスを充実していきます。

また、障害者の日常生活をしやすくするための日常生活用具について、適宜、必要なものを追加しながら給付します。

| 番号                      | 事業名称                  | 事業内容  | 所管課等   |
|-------------------------|-----------------------|---|--------|
| 1-4-1                   | 居宅介護（ホームヘルプサービス）の充実   | 在宅の障害者の身体介護や家事援助、相談、助言など、生活全般にわたる援助をおこない、障害者の在宅生活を支援します。                                | 障害者福祉課 |
| 1-4-2                   | 移動支援事業の推進             | 障害者の自立生活や社会参加を推進するため、屋外での移動が困難な障害児者の外出支援をおこないます。  | 障害者福祉課 |
| 1-4-3                   | 補装具の交付                | 身体障害児者の身体機能を補完または代替するために、身体障害児者が装着、装用する義肢、車いす、盲人安全杖、補聴器などの用具を交付します。                     | 障害者福祉課 |
| 1-4-4                   | 日常生活用具の交付             | 重度障害児者の日常生活の便宜を図ることを目的として、スローマ装具、たん吸引器、拡大読書器、介護用ベッドなどの用具を交付します。                         | 障害者福祉課 |
| 1-4-5                   | 訪問入浴サービスの実施           | 自宅で入浴することが困難な重度障害者を対象に、居宅に訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを実施します。                                      | 障害者福祉課 |
| 1-4-6                   | ファミリーサポートセンターの運営      | 育児や高齢者等の介護の手助けをして欲しい方、その手伝いをしたい方が互いに助け合う会員組織です。障害児に関しては、養護学校への送迎や放課後の預かりサービスの提供をおこないます。 | こども相談課 |
| 1-4-7                   | 身体障害者補助犬登録等手数料の免除     | 狂犬病予防法に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料について、身体障害者補助犬を所有する方の手数料を免除します。                         | 環境保全課  |
| 1-4-8                   | 高齢者、障害者向けの借り上げ公共住宅の整備 | 高齢者や障害者向けの借上公共賃貸住宅を確保し、高齢者や障害者への住宅供給を図ります。  | 建築住宅課  |
| 1-4-9<br>【4-1-5<br>の再掲】 | 訓練等給付費の支給             | 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や自立訓練事業所に訓練等給付費を支給し、障害者の地域における自立と社会参加を促進します。                         | 障害者福祉課 |

## (5) 地域活動支援センターへの支援

### 【現状と課題】

地域の実情に応じた在宅の障害者の日中活動の場の確保、創作的活動や社会参加活動、地域との交流事業などの活動拠点として、地域活動支援センターの整備を進めてきました。市内の地域作業所が、地域活動支援センター等への移行をする中で、身近な地域での障害者の日中活動の場として、地域活動支援センターを支援していく必要があります。

### 【今後の考え方】

地域活動支援センターが、地域での障害者福祉の貴重な社会資源として、安定した運営が図られるよう、運営費等の継続した支援を実施します。また、地域活動支援センターの地域との交流を一段と進めます。

| 番号    | 事業名称            | 事業内容   | 所管課等   |
|-------|-----------------|--|--------|
| 1-5-1 | 地域活動支援センター事業の推進 | 身近な地域で通所サービスを実施し、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流など、障害者の自立した地域生活を支援する場として、地域活動支援センターへの支援と充実を図ります。 | 障害者福祉課 |

## (6) 地域の見守り体制の充実

### 【現状と課題】

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域の人たちや地域の関係団体との繋がり、理解と交流が必要です。地域の絆が希薄になっている現状の中で、NPO法人や地域活動団体の活動によって、新たな地域コミュニティづくりが進められてきています。

### 【今後の考え方】

地域の絆、地域の支える力による障害者支援を進め、地域の福祉力を高めます。そのためのさまざまな方策を検討していきます。

| 番号    | 事業名称             | 事業内容  | 所管課等             |
|-------|------------------|---|------------------|
| 1-6-1 | 家庭ごみ声かけふれあい収集の実施 | ごみの収集にあたる職員が、ごみ出しに支障がある障害者等に、声かけをおこない、安否の確認とともに、ごみ出しの負担を軽減します。        | 資源循環課            |
| 1-6-2 | ボランティア活動への支援     | ボランティア活動団体等への情報提供、相談、活動の場の提供、人材養成等の支援など、社会福祉協議会のかまくらボランティアセンターで実施します。 | 社会福祉協議会          |
| 1-6-3 | 地域福祉活動による支援の推進   | 民生委員・児童委員及びNPO法人などが実施する地域福祉活動を支援します。                                  | 福祉政策課<br>社会福祉協議会 |

## 2 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進

### 【施策展開の方針】

障害者が安全・安心に暮らせるよう、緊急時・災害時における障害者へのすみやかな情報提供、安全確保などの安全・安心対策を進めます。障害特性に対応した情報提供や、避難所での障害特性ごとの適切な対応を図ります。障害のある人もない人も、だれもが安心して地域で暮らせるように、まちづくりや住宅におけるバリアフリーを推進します。

### (1) 災害時・緊急時対策の推進

#### 【現状と課題】

障害者が日常生活で安全・安心に暮らすために、さらに大規模災害等において、個々の障害者の障害特性に十分配慮した速やかな情報提供と避難誘導、安全確保、避難所などでの対応が必要です。

#### 【今後の考え方】

障害者が地域で安全に安心して日常生活を送れるよう、救急や消防での緊急時対応体制を進めます。また、地震や津波など大規模災害時に、障害者がすみやかに避難し、安全確保出来るよう、障害特性に応じた防災対策を進めます。障害者に対する災害時のすみやかな支援をおこなうため、要援護者登録を進めます。

| 番号    | 事業名称                    | 事業内容   | 所管課等                     |
|-------|-------------------------|--|--------------------------|
| 2-1-1 | 災害時における要援護者の登録          | 災害時の安全確保を図るため、事前に障害者等要援護者の登録を推進し、避難情報の提供や避難誘導などの支援をおこないます。                                     | 総合防災課                    |
| 2-1-2 | 防災・安全情報メール配信サービス        | 気象情報などの災害情報や不審者情報などの防犯情報を携帯電話やパソコン等の電子メールで配信するサービスをおこないます。                                     | 総合防災課                    |
| 2-1-3 | Eメール119番通報システム          | 聴覚・言語などに障害のある方は、携帯やパソコンなどのEメールアドレスを登録すれば、Eメールで119番通報することが可能になります。そのシステム事業の周知を図り推進します。          | 消防本部<br>指令情報課            |
| 2-1-4 | ファックス119番通報             | 聴覚・言語などに障害のある方のために、ファックスによる119番通報を受け付けています。指定の用紙に記入し、119番（局番なし）でファックスを送信し、消防車や救急車などの要請をおこないます。 | 消防本部<br>指令情報課            |
| 2-1-5 | 災害時の透析患者への対応            | 医療機関での透析が不可欠な腎臓障害の方々に、災害時であっても、適切な対応が取れるよう、情報交換を進めます。  | 総合防災課                    |
| 2-1-6 | 災害時における要援護者の緊急受け入れ体制の整備 | 災害時に、在宅の障害者を市内の障害者施設に緊急受け入れするため、施設と協定を締結し、緊急受け入れ体制を推進します。                                      | 福祉政策課                    |
| 2-1-7 | 災害時要援護者の避難支援の推進         | 鎌倉保健福祉事務所管内の市町が、災害時要援護者の避難支援プランの策定や避難訓練を実施することを支援するため、市町担当者連絡会議等を開催します。                        | 県鎌倉保健福祉事務所               |
| 2-1-8 | 緊急時あんしんカードの配付           | 障害者手帳に入る大きさの、緊急連絡先・かかりつけ医・常用薬などの情報を記載できるカードを作成し、障害者が常時携帯することで、緊急時及び災害時の迅速な障害者支援ができるように配布します。   | 障害者福祉課                   |
| 2-1-9 | 避難所の福祉的対応の推進            | ミニ防災拠点や避難所において、様々な障害への配慮や対応の準備を進めます。福祉的避難所の設置について検討を進めます。                                      | 総合防災課<br>福祉政策課<br>障害者福祉課 |

## (2) バリアフリーのまちづくりの推進

### 【現状と課題】

乗降客の多い市内の駅舎については、バリアフリーの整備が進んでいます。しかし、狭隘な道路や車の交通量が多い現状の中で、特に車いす利用の障害者や視覚障害者にとって出かけるのに大変な場所が、まだ市内にはたくさんあります。スロープ化しても実際には、車いすで登りにくいものもあります。バリアフリー環境の整備には、障害の当事者の意見を聴取することが大切です。

### 【今後の考え方】

すべての人にとって、バリアのない暮らしやすい生活空間を実現するために、道路、公共施設、交通、公共トイレ、住宅などにおいて、日常生活をしていく上でのバリアとなるものを取り除いていく整備をおこないます。整備にあたっては、多様な障害に配慮するとともに、障害者の意見を十分に聴取・反映し、障害者が利用出来る、利用しやすい設備やまちづくりをめざします。

| 番号    | 事業名称                      | 事業内容  | 所管課等           |
|-------|---------------------------|---|----------------|
| 2-2-1 | 重度障害者住宅設備改造工事費の助成         | 重度障害者が障害の内容に合わせて、浴室・玄関・トイレなど住宅設備を改造する場合に、工事費用の一部を助成します。                               | 障害者福祉課         |
| 2-2-2 | 住宅改修相談                    | 高齢者、障害者の在宅での生活動作を助け安心して在宅生活が送れるように、1級建築士、福祉相談員による訪問調査や改修の提案書を作成し、有効な住宅改修が行えるように支援します。 | 社会福祉協議会        |
| 2-2-3 | 歩道段差切り下げ事業の推進             | バリアフリーの視点から既存道路の歩道の段差切り下げ等を、年次計画により実施します。   | 道路整備課          |
| 2-2-4 | 駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進 | 駅及び駅周辺における一定地区のバリアフリー化を図るため、関係機関、事業者等と連携しながら、駅及び駅周辺道路等の重点的バリアフリー整備に努めます。              | 交通政策課<br>道路整備課 |
| 2-2-5 | ノンステップバス購入費の補助            | 路線バス事業者が、バリアフリーの推進として、ノンステップバスを購入する際に購入費の一部を補助します。                                    | 交通政策課          |
| 2-2-6 | 多目的トイレの整備                 | 観光課が所管する公衆トイレ32カ所のうち、面積的に改修出来るものを、身体障害者も利用できる多目的トイレに改修し整備します。                         | 観光課            |
| 2-2-7 | 電線類の地中化                   | 安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止などの観点から、順次、電線類の地中化に取り組みます。車いすや視覚障害者が通行しやすい歩行空間をめざします。    | 道路整備課          |

### 3 「親なきあと」の支援体制の整備

#### 【施策展開の方針】

障害者の権利擁護として成年後見制度の利用支援の充実や普及を図ります。「親なきあと」の問題に対処するため、成年後見制度とともに、相談支援体制の充実、在宅障害福祉サービスの充実、グループホーム・ケアホームの整備などをおこないます。

#### (1) 成年後見制度の推進

##### 【現状と課題】

財産管理や身上監護についての契約など、知的障害者や精神障害者のうち、判断能力が不十分な方々の権利を保護するための成年後見制度の利用支援を進めてきました。また、成年後見制度の普及啓発を進める講演会等の開催を実施してきました。

##### 【今後の考え方】

成年後見制度について広く周知を図り、普及啓発を進めていくとともに、制度の利用に関する専門的な助言、手続きに対する相談支援の充実を進めます。後見業務の担い手の養成にも取り組みます。

| 番号    | 事業名称        | 事業内容  | 所管課等               |
|-------|-------------|---|--------------------|
| 3-1-1 | 成年後見制度の利用促進 | 成年後見制度の周知・啓発をおこない、さまざまな相談や利用支援を図ります。成年後見制度に関わる機関で構成される「かまくら成年後見制度連絡会」を活用し、相談対応および利用支援のための連携を図ります。 | 高齢者いきいき課<br>障害者福祉課 |
| 3-1-2 | 市民後見人の活用    | 成年後見制度発足以来、不足する第三者後見人の裾野を広げるため、かまくら市民後見人を養成しました。かまくら市民後見人が地域で安定的に後見業務をおこなえる組織、支援体制づくりに取り組みます。     | 高齢者いきいき課<br>障害者福祉課 |

#### (2) 権利擁護の推進

##### 【現状と課題】

障害者の財産や人権擁護などについての権利擁護事業を進めてきました。権利擁護の推進は、障害者が地域で自立して生活し、社会参加していくための重要な施策であると認識しています。

##### 【今後の考え方】

障害者が社会の構成員として、人権を尊重され、社会生活で不利益を被ることなく、地域で安心して生活できるように社会福祉協議会などとも連携して、権利擁護体制の充実に取り組みます。

障害者の虐待防止、養護者に対する支援、差別の禁止など、人権擁護の体制整備と取り組みを進めます。

| 番号    | 事業名称              | 事業内容  | 所管課等    |
|-------|-------------------|---|---------|
| 3-2-1 | 日常生活自立支援事業        | 認知症、知的障害、精神障害のある方など判断能力に不安があっても、ご本人が社会福祉協議会とサービス利用についての契約が可能な方に、福祉サービス利用支援、日常的金銭管理、重要な書類等預かりサービスなどを実施します。 | 社会福祉協議会 |
| 3-2-2 | 第三者機関による苦情解決体制の整備 | 福祉サービスに関する苦情について、あおぞら園では、第三者機関を設置して、苦情解決体制を確保します。   | 発達支援室   |

|       |                |   |        |
|-------|----------------|---|--------|
| 3-2-3 | 障害者虐待防止センターの設置 | 障害者虐待の防止、障害者や養護者に対する支援を推進するため、障害者虐待防止法による「障害者虐待防止センター」を設置し、児童等の虐待防止機関とも連携して、障害者の権利擁護を推進します。 | 障害者福祉課 |
|-------|----------------|---|--------|

### (3) グループホーム・ケアホームの整備

#### 【現状と課題】

障害者が地域で安心して生活することができるよう、単身での生活が困難な障害者が共同して自立した生活を営む場として、グループホームやケアホームの整備を進めてきました。

「親なきあと」の生活の場の確保、福祉施設退所者や病院退院者が、地域での生活へ移行する居住の場として、障害者の自立と社会参加を進めていくために、まだまだ十分な供給量ではありません。

#### 【今後の考え方】

障害者が、ライフステージに応じて多様な住まいの場を選択し、地域の中でその人らしく暮らすことができるよう、地域住民の理解と協力を得る中で、障害福祉サービス事業所と連携しながら、引き続き整備を進めていきます。

| 番号    | 事業名称          | 事業内容   | 所管課等   |
|-------|---------------|--|--------|
| 3-3-1 | グループホーム等事業の推進 | 障害者の自立した生活や地域生活の推進、親なきあとの障害者の居住の場を確保するための共同生活援助として、グループホーム等の整備を進めます。 | 障害者福祉課 |

### (4) その他のサービスの充実

#### 【現状と課題】

親なきあとの問題に対処していくためには、権利擁護やグループホームなどの施設整備を進めながら、同時に、障害者の家族に対する支援もおこなっていく必要があります。

#### 【今後の考え方】

経済的支援とともに家族を心理的・精神的に支えていく仕組みについても検討します。

| 番号    | 事業名称           | 事業内容   | 所管課等   |
|-------|----------------|--|--------|
| 3-4-1 | 心身障害者扶養共済制度の運営 | 障害者の保護者が一定の掛金を掛け、保護者に万一のことがあった場合に、障害者に年金を支給する制度です。市は、加入者の所得状況に応じて、その掛金の全部又は一部を助成します。 | 障害者福祉課 |

## 4 働く場の充実と就労支援体制の推進

### 【施策展開の方針】

障害者の自立と社会参加を促進するため、就労支援体制を推進するとともに、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などの整備や、市役所内の就労体験実習を推進します。障害者の雇用を促進するため、雇用奨励金を支給します。また、就労後の定着を支援するため、就労後定着支援事業を推進します。

### (1) 就労支援体制の整備

#### 【現状と課題】

障害者が能力を最大限発揮して社会参加できるよう、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所など、障害の状況に応じた就労支援の事業所が整備され、支援を実施してきました。知的障害者や精神障害者の就労体験のため、市役所内の就労体験実習の取り組みも進めています。

#### 【今後の考え方】

障害者の自立と社会参加を促進するため、今後も、就労支援事業所の整備を進めていくとともに、就労機会の確保と障害者雇用の充実を図るため、教育機関、就労支援事業所、就労支援機関、一般企業等と連携して就労支援体制の整備を進めていきます。事業所や団体などに対する障害者雇用の啓発を進めます。

身体障害者については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率制度により雇用が一定程度進んでいます。知的障害者と精神障害者については、雇用が促進されていない現状があるため、知的障害者と精神障害者の一般就労をより推進するための施策をおこなっていきます。

| 番号    | 事業名称         | 事業内容   | 所管課等   |
|-------|--------------|--|--------|
| 4-1-1 | 庁内就労体験実習の推進  | 知的障害者や精神障害者の一般就労を支援するため、就労移行支援事業所と連携して、市役所内のさまざまな業務で就労体験実習をおこないます。       | 障害者福祉課 |
| 4-1-2 | 就労移行支援事業所の整備 | 一般就労を希望する障害者に、一定期間、実習や職場開拓などを通じ、就労に必要な知識及び訓練、求職活動支援、就労定着支援などをおこないます。     | 障害者福祉課 |
| 4-1-3 | 就労継続支援事業所の整備 | 通常の企業に就労することが難しい障害者に、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練をおこないます。            | 障害者福祉課 |
| 4-1-4 | 就労支援センターの整備  | 障害者の就労を支援するため、障害者就労に関する専門的対応や総合的支援をおこなう就労支援センターを整備し、障害者の自立と地域生活の促進を図ります。 | 障害者福祉課 |
| 4-1-5 | 訓練等給付費の支給    | 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所や自立訓練事業所に訓練等給付費を支給し、障害者の地域における自立と社会参加を促進します。          | 障害者福祉課 |

## (2) 働く場の充実のための雇用促進

### 【現状と課題】

一般事業所等での障害者の雇用を促進するため、雇用奨励金を支給しています。障害者の就労支援に取り組む教育機関、就労支援事業所、就労支援機関、企業等と連携して、障害者の働く場の確保を充実させるための取り組みを進めています。

### 【今後の考え方】

障害者の働く場を確保、充実していくための必要な支援のあり方について、地域自立支援協議会などで情報共有、情報交換しながら、関係機関とも連携して施策を進めます。障害者雇用の維持、促進に効果的な役割を果たしている雇用奨励金の制度周知に努め、障害者を雇用する事業所の拡充に努めます。

| 番号    | 事業名称        | 事業内容  | 所管課等                         |
|-------|-------------|---|------------------------------|
| 4-2-1 | 障害者雇用奨励金の交付 | 知的障害者や精神障害者を雇用している事業主に対して、雇用した障害者につき奨励金を支給し、障害者雇用の推進を図ります。  | 障害者福祉課                       |
| 4-2-2 | 障害者雇用連絡会    | ハローワーク、労働基準監督署、市町障害福祉担当、障害福祉施設、障害者職業センター、養護学校など、障害者就労の関係機関が集まり、障害者就労の現状と情報交換、意見交換による課題の共有と連携体制の推進を図ります。 | ハローワーク<br>藤沢                 |
| 4-2-3 | 障害者合同面接会    | 障害のある求職者が、障害者雇用を希望する企業と面接をおこない、一人でも多くの障害者が雇用できるよう、合同面接会をおこないます。   | ハローワーク<br>藤沢<br>ハローワーク<br>戸塚 |

## (3) 就労後定着支援の充実

### 【現状と課題】

障害者が職業を通じて社会参加し、働き続けるために、障害者や雇用企業への継続的な支援や、障害者の就労生活を安定させるための支援が課題となっています。精神障害者への就労後の定着に取り組むため、ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援と、離職時における再就職支援を行っています。また、市と市民活動団体が協働して、知的障害者の就労定着を支援するジョブサポーター（障害者就労支援員）派遣事業を実施しています。

### 【今後の考え方】

精神障害者や知的障害者が、安定的な就労を継続していくために、市民活動団体とも協働しながら、就労後の職場定着支援への取り組みの強化・充実を進めていきます。障害特性に応じたきめ細かな支援や、事業主への障害者雇用のノウハウの提供など、国や県などの専門機関も活用して、障害者の職場適応、職場定着を推進していきます。

| 番号    | 事業名称            | 事業内容   | 所管課等                       |
|-------|-----------------|--|----------------------------|
| 4-3-1 | 障害者就労後定着支援事業の実施 | 障害者の就労定着を図るため、ジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、企業と障害者の双方への支援を、逗子市および葉山町との広域連携によりおこないます。また、離職時における再就職を支援します。 | 障害者福祉課                     |
| 4-3-2 | ジョブサポーター派遣事業の実施 | 市民提案協働事業として、市民公募のジョブサポーター（障害者就労定着支援員）を、企業等に派遣し、障害者の就労定着支援をサポートします。                             | かまくら福祉・<br>教育ネット<br>障害者福祉課 |

## 5 障害者への理解の促進

### 【施策展開の方針】

障害のある人もない人も、地域で共に暮らし生活していくために、障害の多様性への理解と啓発、相互交流が必要です。また、障害者福祉サービスの対象となっていない障害者への支援を図っていきます。

### (1) 障害者への理解の促進のための啓発

#### 【現状と課題】

障害の有無などにかかわらず、どのような人も、あたりまえに社会生活に参加でき、共に交流出来ることが必要です。障害や障害者への理解については、少しずつ深まってきていますが、決して十分ではないというのが現状です。さまざまな場面で、市民一人ひとりの理解と協力を促進していくことが重要です。

#### 【今後の考え方】

障害や障害者に対する、市民の理解を一層進めていくために、障害者週間における各イベントの開催など、さまざまな啓発事業や交流事業等を推進していきます。学校においても福祉教育を推進します。

| 番号                      | 事業名称             | 事業内容   | 所管課等                             |
|-------------------------|------------------|--|----------------------------------|
| 5-1-1                   | ふれあいフェスティバルの開催   | 毎年の障害者週間(12/3~12/9)に合わせて、障害のある人もない人も共にふれあい、障害者を理解するイベントを開催します。また、障害者団体等の活動内容等のパネル等を地下道ギャラリーに展示します。 | 障害者福祉課                           |
| 5-1-2                   | 鎌倉福祉まつりの開催       | 障害者団体をはじめとした多数の福祉関係団体が参加し、体験コーナーや模擬店、バザー等をおこないます。  | 社会福祉協議会                          |
| 5-1-3                   | 鎌倉ふれあいショップの開催    | 市役所本庁舎ロビーや、鎌倉生涯学習センターロビーで、障害者各施設の手作りの品や食品などの販売をおこない、障害者への理解と障害者施設の周知を図ります。                         | 鎌倉ふれあいショップ実行委員会                  |
| 5-1-4                   | 学校における福祉教育の推進    | 児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、障害者への理解を深める指導をおこないます。   | 教育指導課<br>社会福祉協議会                 |
| 5-1-5                   | 精神保健福祉講演会        | 精神障害者への理解の促進と市民の啓発を図るため、講演会やパネル展示をおこない、地域社会の理解を促進します。  | 障害者福祉課                           |
| 5-1-6                   | 障害等への理解を深める啓発事業  | 高次脳機能障害や膝・股関節障害について講演会を開催するなど、本人、家族だけでなく、広く一般に障害についての理解を深め、支援の必要性を啓発します。                           | 市民健康課                            |
| 5-1-7                   | 発達障害等市民啓発講演会     | 子どもの発達・育児に関する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催をととして、市民への理解・啓発に努めます。   | 発達支援室                            |
| 5-1-8<br>【1-3-5<br>の再掲】 | 横須賀三浦地区ふれあい広場の開催 | 横須賀三浦地区の知的障害児者と家族や施設、関係団体等が地域と親睦を深め、障害者への理解の促進と交流を進めます。  | 横須賀三浦地区<br>ふれあい広場実行委員会<br>障害者福祉課 |
| 5-1-9<br>【1-3-6<br>の再掲】 | 神奈川県障害者スポーツ大会    | 障害者がスポーツを通じてその人らしさを表現し、健康・体力の維持増進を図るとともに、県民の障害に対する関心と理解を深め、障害者の自立と社会参加を推進するため実施します。                | 神奈川県<br>障害者福祉課                   |

|                          |                 |  |      |
|--------------------------|-----------------|--|------|
| 5-1-10<br>【6-3-4<br>の再掲】 | 統合保育の推進         | 障害のある子どもの状態に応じて、幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育っていけるよう、関係機関と連携し統合保育を進めます。 | 保育課  |
| 5-1-11<br>【6-3-5<br>の再掲】 | 障害児の子どもの家への受け入れ | 子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受け入れに伴う体制整備など環境を整えていきます。                             | 青少年課 |

## (2) 障害の多様性への認識と対応

### 【現状と課題】

障害の種類や程度ごとに、障害者の抱える課題や対応方法は異なります。障害の多様性を認識し、障害ごとに障害特性に配慮したきめ細かな支援が必要です。

### 【今後の考え方】

高次脳機能障害など、障害福祉制度で認定されている障害以外のさまざまな障害のある人への支援も必要に応じて検討していきます。

| 番号    | 事業名称               | 事業内容  | 所管課等                   |
|-------|--------------------|---|------------------------|
| 5-2-1 | 難病患者等ホームヘルプサービス    | 難病のため、日常生活に支障が生じている方を対象に、身体介護、家事援助、生活に関する相談・助言をおこなうため、ホームヘルプサービスを実施します。 | 障害者福祉課                 |
| 5-2-2 | 難病患者等日常生活用具の給付     | 難病患者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。  | 障害者福祉課                 |
| 5-2-3 | 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付 | 小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。                                    | 障害者福祉課                 |
| 5-2-4 | 小児慢性特定疾患医療給付       | 18歳未満で指定された疾患があるとき、県が委託した医療機関に入院または通院した場合に、医療費を助成します。                   | 県鎌倉保健福祉事務所             |
| 5-2-5 | 特定疾患医療給付           | 対象疾患の認定基準を満たした場合、治療を受けた保険医療費の所得に応じて、一部自己負担分について公費で助成します。                | 県鎌倉保健福祉事務所             |
| 5-2-6 | 成人中途言語失聴者への支援      | 身体障害者手帳の対象とならない失語症などの中途言語失聴者への個別相談、基礎講座の開催、施設訪問などを実施します。                | 湘南失語症者を支援する会<br>障害者福祉課 |
| 5-2-7 | 進行性筋萎縮症者療養等の給付     | 進行性筋萎縮症の障害のある身体障害者に対し、療養介護として、特定の独立行政法人療養所又は診療施設に入所（通所）し、治療、訓練をおこないます。  | 障害者福祉課                 |

## 6 とともに学び・育つ環境の充実

### 【施策展開の方針】

特別な支援が必要な子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、力を培うために、一人ひとりの子どもの特性に応じたきめ細かい保育や教育が必要です。そのための、統合保育や特別支援教育を推進します。特別な支援が必要な子どもに対しては、できるだけ早期に適切な支援をおこなうことによって、生活能力の向上を図ることができるため、発達ステージに応じた相談・支援体制を充実させます。

### (1) 発達障害児者への支援の推進

#### 【現状と課題】

5歳児すこやか相談事業の実施や巡回相談事業の充実などにより、発達障害など特別な支援が必要な子どもの早期発見、早期からの支援体制の整備に取り組んできました。発達障害のある人がライフステージに応じた継続的で一貫した支援が受けられるよう、発達支援システムネットワーク等を活用した支援をおこなっています。

#### 【今後の考え方】

成人の発達障害のある人については、現行の障害福祉サービスの対象とならない場合もあるため、青年期以降の就労支援も含めた支援体制の整備が必要です。

| 番号    | 事業名称              | 事業内容  | 所管課等  |
|-------|-------------------|---|-------|
| 6-1-1 | 発達支援システムネットワークの推進 | 発達障害を含む障害の早期発見、早期発達支援、教育的支援等について、医療、保健、福祉、教育等が連携を図った一貫した支援をおこないます。            | 発達支援室 |
| 6-1-2 | 発達相談              | 子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、専門職員が関係機関と連携を図りながら、ライフステージに応じた相談と支援をおこないます。            | 発達支援室 |
| 6-1-3 | 5歳児すこやか相談の実施      | 子どものすこやかな成長を支援するために、5歳児すこやか相談を実施し、特別な支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な支援や保護者の相談機会をつくりまします。 | 発達支援室 |

### (2) 障害児相談・支援体制の充実

#### 【現状と課題】

障害という視点だけではなく、保護者が感じる育てにくさなど子育て支援の視点を持つことによって、保護者が子どもの発達について「少し気になる」という段階からの相談が出来る体制が整ってきています。特別な支援を必要とする子どもの生活能力や、コミュニケーション能力の発達を育むため、子どもの発達上の課題に合わせた支援を行っています。

#### 【今後の考え方】

発達上の課題に合わせた支援は、専門的な支援の充実とともに、毎日過ごしている幼稚園、保育園、学校などのほか近隣の人など周囲の人が、正しく子どもの特性や家族の悩みなどを理解することが不可欠であり、今後一層の市民啓発が必要です。

| 番号    | 事業名称             | 事業内容   | 所管課等           |
|-------|------------------|--|----------------|
| 6-2-1 | 発達相談             | 子どもの発達の心配や生活上の悩みなどについて、専門職が関係機関と連携を図りながらライフステージに応じた相談と支援をおこないます。               | 発達支援室          |
| 6-2-2 | 巡回相談             | 幼稚園や保育園などに専門職が訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言をおこないます。                                  | 発達支援室          |
| 6-2-3 | 学齢児療育相談          | 福祉と教育が連携を図り、市内公立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者等に対する相談・助言をおこないます。                    | 教育指導課<br>発達支援室 |
| 6-2-4 | 発達支援指導           | 言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導をおこないます。                         | 発達支援室          |
| 6-2-5 | 障害児放課後・余暇支援事業の推進 | 障害児等に余暇活動の場を提供することにより、その家族の介護にかかる身体的及び精神的な負担を軽減し、障害児等及びその家族の福祉の増進を図ります。        | 発達支援室          |
| 6-2-6 | 保育所等訪問支援         | 障害児が集団生活を営む保育園、幼稚園、小学校などに専門職が訪問し、集団生活の適応のための支援をおこないます。児童福祉法による支給決定を受ける必要があります。 | 発達支援室          |

### (3) 障害児保育の充実

#### 【現状と課題】

障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもに対しては、一人ひとりの特性に応じて、通園施設、幼稚園、保育園などで保育と療育的支援が行われています。市では、特別な支援が必要な子どもがいる幼稚園、保育園に、巡回相談を行うとともに、補助金を交付するなどの取り組みを行う中で、一人ひとりが力を発揮できるように支援しています。

#### 【今後の考え方】

障害のある子どもや、特別な支援が必要な子どもが、地域の幼稚園、保育園でその子の力を発揮しながら生活していくためには、専門的な視点からの支援と園の受け入れ体制を整備することが必要です。支援の充実と意識啓発を進めていきます。

| 番号    | 事業名称   | 事業内容  | 所管課等  |
|-------|--|---|-------|
| 6-3-1 | 知的障害児通園施設の充実<br>※平成24年4月1日から「児童発達支援センターの充実」に名称変更 | 発達につまずきのある幼児を対象に、集団生活や遊びを通して基本的な生活習慣・情緒・社会性等の発達を援助するとともに保護者への相談支援も実施します。                      | 発達支援室 |
| 6-3-2 | あおぞら園利用料の助成                                      | あおぞら園の施設利用料の軽減をおこない、保護者の経済的負担の軽減を図ります。  | 発達支援室 |
| 6-3-3 | 特別支援保育運営費の補助                                     | 特別な支援を必要とする子どもを積極的に受け入れる体制の整備を促進するため、市内の私立幼稚園及び私立保育所における特別な支援を必要とする子どもの保育に係る運営費について補助をおこないます。 | 発達支援室 |
| 6-3-4 | 統合保育の推進  | 障害のある子どもの状態に応じて、幼稚園及び保育園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育ていけるよう、関係機関と連携し統合保育を進めます。                   | 保育課   |
| 6-3-5 | 障害児の子どもへの家への受け入れ                                 | 子どもの家の利用を希望する障害児を受け入れます。受け入れに伴う体制整備など環境を整えていきます。  | 青少年課  |

## (4) 特別支援教育の推進

### 【現状と課題】

教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援をおこなっています。

### 【今後の考え方】

特別な支援を必要とする児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することが出来る必要な力を培うため、一人ひとりの障害の状態に応じて、きめ細かな教育をおこなう必要があります。このため、特別支援学級の開設とともに、全ての小中学校において、校内支援体制の整備や教職員の専門性の確保などをおこなっていきます。

| 番号    | 事業名称           | 事業内容  | 所管課等           |
|-------|----------------|---|----------------|
| 6-4-1 | 特別支援教育の推進      | 障害のあるなしに関わらず、さまざまな課題を抱えた児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導をとおして必要な支援をおこないます。 | 教育指導課          |
| 6-4-2 | 特別支援学級の充実      | 障害のある児童生徒を対象に、それぞれに対応した教育課程により指導をおこないます。小学校、中学校に設置します。                                      | 教育指導課          |
| 6-4-3 | 就学相談           | 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの、教育的ニーズを的確に把握することに努めます。また、保護者の理解と協力を得るために就学相談をおこないます。                  | 教育指導課          |
| 6-4-4 | 学級介助員、学級支援員の派遣 | 特別支援学級及び通常学級に在籍の児童生徒の学校生活における生活支援をおこないます。   | 教育指導課<br>発達支援室 |
| 6-4-5 | スクールアシスタントの配置  | 教員免許を有する非常勤職員が、小学校通常学級に在籍している支援を必要とする児童に対して、授業中の学習面での支援をおこないます。                             | 教育指導課          |
| 6-4-6 | 特別支援教育巡回相談員    | 心理面・発達障害等の専門知識を有する相談員が、支援を必要とする児童生徒の実態把握、適切な支援についての助言、校内支援体制整備への助言をおこないます。                  | 教育指導課          |
| 6-4-7 | 言語・聴覚通級指導教室    | きこえやことばに支援が必要な児童を対象に、指導や訓練をおこないます。小学校に設置します。  | 教育指導課          |
| 6-4-8 | 機能訓練           | 保護者や関係機関との連携の中、肢体不自由児童・生徒の運動機能を維持するための訓練をおこないます。  | 教育指導課          |

## 7 保健・医療等、障害福祉サービスの充実

### 【施策展開の方針】

障害の予防や早期発見のための健康診査、訪問指導、障害の軽減を図るためのリハビリテーションを充実します。障害児者の医療費の軽減を図ります。手当、年金により障害者の経済生活の安定化を図ります。公共料金や公共交通機関などの減免や割引を実施します。

### (1) 障害児者保健サービスの充実

#### 【現状と課題】

障害の原因となる疾病の予防や障害の早期発見、障害者の健康維持のために、健康診査、家庭や施設への訪問検診、訪問指導をおこないます。

#### 【今後の考え方】

家庭や施設への訪問検診、保健指導や障害児者の健康づくりを推進します。また機能訓練により、障害者の機能水準の改善を目指します。

| 番号    | 事業名称        | 事業内容   | 所管課等                             |
|-------|-------------|--|----------------------------------|
| 7-1-1 | 乳幼児健康診査     | 乳幼児期の健康保持と増進をめざし、成長発達の節目に、指定医療機関や公的施設で健康診査を実施します。                            | 市民健康課                            |
| 7-1-2 | 保健師家庭訪問指導   | 保健師の訪問により、家庭での育児、養育方法などの相談・支援や、障害等により外出困難な人に対し、家庭生活に対する助言をおこないます。            | 市民健康課                            |
| 7-1-3 | 機能訓練        | 脳血管疾患の後遺症や股関節、膝関節に障害のある人等を対象に、身体的・社会的リハビリテーションを実施します。                        | 市民健康課                            |
| 7-1-4 | 訪問歯科検診の実施   | 疾病、障害、虚弱等のため通院できない在宅の方に対し、訪問による歯科検診を実施します。                                   | 市民健康課                            |
| 7-1-5 | 障害者施設訪問歯科検診 | 市と歯科医師会と鎌倉保健福祉事務所が、在宅障害者への歯科検診事業を、障害者施設を対象に実施し、う蝕等の検診や歯みがき指導、医院の紹介などをおこないます。 | 鎌倉市歯科医師会<br>県鎌倉保健福祉事務所<br>障害者福祉課 |

## (2) 障害児者医療サービスの給付

### 【現状と課題】

障害や難病のある人たちへの医療費支援は、医療を受けやすくし、障害の軽減を図るために大切です。うつ病など、増大する精神疾患に対する支援や、発達障害や高次脳機能障害など、障害認定を受けられない障害のある人への支援も課題になっています。

### 【今後の考え方】

障害の重度化、重複化などを防止し、障害を軽減するために、障害児者の医療サービスを充実させていきます。障害者福祉制度の狭間を少なくしていくために、障害者福祉制度で認定されている障害以外の障害のある人たちへの医療サービスの充実が求められます。

| 番号                       | 事業名称               | 事業内容  | 所管課等       |
|--------------------------|--------------------|---|------------|
| 7-2-1                    | 更生医療費（自立支援医療）の支給   | 18歳以上の身体障害者に対して、日常生活を容易にすることなどを目的に医療費を支給します。                            | 障害者福祉課     |
| 7-2-2                    | 育成医療費（自立支援医療）の支給   | 18歳未満の身体障害のある児童や、その障害または疾患にかかる医療をおこなわないと将来、障害を残すとみられる疾患をもつ児童に医療費を支給します。 | 県鎌倉保健福祉事務所 |
| 7-2-3                    | 精神通院医療費（自立支援医療）の支給 | 精神疾患の治療のために通院した場合に、外来診療にかかるものを公費で負担します。                                 | 障害者福祉課     |
| 7-2-4                    | 心身障害者医療費の助成        | 一定の障害のある方の健康保険の適用を受ける入院、通院に係る医療費を助成します。                                 | 保険年金課      |
| 7-2-5                    | 精神障害者入院医療援護金       | 精神科の病棟に1ヵ月以上入院している場合に、申請により一定の要件の中で、援護金を支給します。                          | 県障害福祉課     |
| 7-2-6<br>【5-2-1<br>の再掲】  | 難病患者等ホームヘルプサービス    | 難病のため、日常生活に支障が生じている方を対象に、身体介護、家事援助、生活に関する相談・助言をおこなうため、ホームヘルプサービスを実施します。 | 障害者福祉課     |
| 7-2-7<br>【5-2-2<br>の再掲】  | 難病患者等日常生活用具の給付     | 身体障害者手帳を取得できない難病患者等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。                          | 障害者福祉課     |
| 7-2-8<br>【5-2-3<br>の再掲】  | 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付 | 身体障害者手帳を取得できない小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付します。                      | 障害者福祉課     |
| 7-2-9<br>【5-2-4<br>の再掲】  | 小児慢性特定疾患医療給付       | 18歳未満で指定された疾患があるとき、県が委託した医療機関に入院または通院した場合に、医療費を助成します。                   | 県鎌倉保健福祉事務所 |
| 7-2-10<br>【5-2-5<br>の再掲】 | 特定疾患医療給付           | 対象疾患の治療を受けた場合、保険医療費の自己負担分について公費で負担し給付します。                               | 県鎌倉保健福祉事務所 |
| 7-2-11<br>【5-2-7<br>の再掲】 | 進行性筋萎縮症者療養等の給付     | 進行性筋萎縮症の障害のある身体障害者に対し、療養介護として、特定の独立行政法人療養所又は診療施設に入所（通所）し、治療、訓練をおこないます。  | 障害者福祉課     |

### (3) 手当・年金等の給付

#### 【現状と課題】

障害者への経済的所得補償や所得支援は、障害者の生活の経済的安定を図るために一定の役割があります。障害年金や各種手当の支給により、障害による特別な負担に対して経済的支援を実施しています。

#### 【今後の考え方】

年金の支給や手当の支給により、地域における障害者の安定した生活を支援していきます。

| 番号    | 事業名称             | 事業内容   | 所管課等           |
|-------|------------------|--|----------------|
| 7-3-1 | 障害者福祉手当（市）の支給    | 在宅の障害者の方に、障害程度に応じて、市の手当を支給します。   | 障害者福祉課         |
| 7-3-2 | 在宅重度障害者等手当（県）の支給 | 在宅で常時介護を要する重度重複障害の方や、国の福祉手当を受給している方に、県の手当を支給します。                               | 神奈川県<br>障害者福祉課 |
| 7-3-3 | 特別障害者手当（国）の支給    | 在宅の特別重度障害者で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方を対象に、国の手当を支給します。                       | 障害者福祉課         |
| 7-3-4 | 障害児福祉手当（国）の支給    | 在宅の20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする方を対象に、国の手当を支給します。                                  | 障害者福祉課         |
| 7-3-5 | 特別児童扶養手当の支給      | 在宅で障害児（20歳未満）を養育している方を対象に、障害の程度に応じて、特別児童扶養手当を支給します。障害年金の受給や施設入所している場合は受給できません。 | こども相談課         |
| 7-3-6 | 障害基礎年金の受付        | 国民年金法の障害等級1級、2級に該当し、一定条件を満たす方に対し、障害基礎年金の申請を受付ます。                               | 保険年金課          |
| 7-3-7 | 特別障害給付金の受付       | 国民年金の任意加入対象期間に、加入をしていなかったことにより障害基礎年金等が受給できない方で、一定の条件を満たす方に対し、給付金の申請を受付ます。      | 保険年金課          |
| 7-3-8 | 外国籍障害者等福祉給付金の支給  | 在日外国人の障害者で、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方を対象に、福祉給付金を支給します。                           | 障害者福祉課         |

#### (4) その他の障害福祉サービスの充実

##### 【現状と課題】

水道料金、NHK、有料道路、自動車税等の減免や、公共交通機関の運賃割引、障害者自立支援法のサービス利用者負担の軽減などをおこない、障害者の地域生活や社会参加を支援するための経済的負担の軽減を図ります。市は窓口として各種減免制度の申請を受け付けています。

##### 【今後の考え方】

今後も、さまざまな減免制度の周知を図っていきます。利用しやすい制度となるよう関係機関に要望していきます。

| 番号    | 事業名称                 | 事業内容  | 所管課等             |
|-------|----------------------|---|------------------|
| 7-4-1 | 障害者団体への支援            | 障害者団体のスポーツ、レクリエーションなどの活動に対して助成します。  | 障害者福祉課           |
| 7-4-2 | 障害福祉サービス利用者負担の軽減     | 障害者福祉居宅・通所サービスに要した費用の利用者負担額の一部を助成し、障害者の経済的負担の軽減を図ります。                                       | 障害者福祉課           |
| 7-4-3 | 水道料金、下水道使用料の減免       | 重度の障害者等がいる世帯に対し、水道料金と下水道使用料の基本料金及び基本料金の消費税相当分を減免します。  | 県鎌倉水道営業所<br>下水道課 |
| 7-4-4 | NHK放送受信料の減免          | 障害者手帳を所持している方のいる低所得世帯や、世帯主が重度障害者、視覚・聴覚障害者である場合に、NHK放送受信料を減免します。                             | 障害者福祉課           |
| 7-4-5 | 有料道路通行料金の割引          | 東日本高速道路(株)等が運営する高速道路で料金支払いの際、障害者福祉課で押印を受けた手帳を料金所で提示することで、通行料金の割引が受けられます。ETCを使用する場合の割引もあります。 | 障害者福祉課           |
| 7-4-6 | 自動車税、自動車取得税、軽自動車税の減免 | 一定級以上の身体障害者、重度の知的障害者及び1級の精神障害者本人、又は生計同一者が所有する自動車の自動車税（軽自動車税）・自動車取得税の減免をおこないます。              | 県税事務所<br>納税課     |
| 7-4-7 | 公共交通機関の運賃割引          | 身体障害者手帳、療育手帳所持者に対し、JR運賃・国内航空運賃・タクシー料金・県内バス運賃などの公共交通機関の運賃等が割引されます。                           | 障害者福祉課           |

## 8 情報提供・地域連携体制の推進

### 【施策展開の方針】

障害特性に応じたわかりやすい情報伝達をおこなうとともに、特に視覚障害者や聴覚障害者への情報バリアフリー、コミュニケーション支援を推進します。地域での情報や課題の提供を進め、関係機関のさまざまな立場から協働して課題の解決に努めます。

### (1) 分かりやすい、利用しやすい情報提供の推進

#### 【現状と課題】

障害者に対する各種の制度などを冊子にして分かりやすく周知しています。図書など、郵送による情報提供を進めています。

#### 【今後の考え方】

障害者やその家族、関係者などに障害者福祉の仕組みや制度をわかりやすく伝え、福祉制度を利用し易くなるように、制度の一層の周知を進めます。市の持っている情報を、障害特性に配慮した方法により積極的に提供していきます。「福祉の手引き」をよりわかりやすくするために必要に応じて適宜、改訂をおこないます。

| 番号    | 事業名称                               | 事業内容   | 所管課等                             |
|-------|------------------------------------|--|----------------------------------|
| 8-1-1 | 「福祉の手引き」の発行                        | 障害のある人のための様々なサービスを記載した「福祉の手引」を作成し、配布します。               | 障害者福祉課                           |
| 8-1-2 | 「こころの病をもちながら生活をするための地域生活ハンドブック」の発行 | 精神障害者のための制度や福祉サービスについて記載したハンドブックを作成し配布します。             | 県保健福祉事務所<br>障害者福祉課<br>逗子市<br>葉山町 |
| 8-1-3 | 図書の郵送貸し出し                          | 図書館に来館できない身体障害者手帳をお持ちで要件に該当する方に、郵送による図書などの貸し出しをおこないます。 | 中央図書館                            |

### (2) 情報バリアフリー化の推進

#### 【現状と課題】

IT関連機器の日常生活用具での給付や視覚障害者に対応した広報配布、ホームページの音声化対応など、誰もが等しく情報に接し、情報を活用できるよう対応を進めています。

#### 【今後の考え方】

障害者への情報提供を、障害特性に配慮した方法で進めていきます。障害があることにより、情報の利用で格差が生じないように、誰もが等しく情報に接し、利用することが出来るよう対応を進めます。情報バリアフリー機器の配置や給付を進めます。

| 番号    | 事業名称                      | 事業内容  | 所管課等   |
|-------|---------------------------|---|--------|
| 8-2-1 | パソコン周辺機器及びソフト等の日常生活用具給付事業 | 重度障害児者の日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活用具を給付します。障害の特性に応じた情報機器の普及に努めます。 | 障害者福祉課 |

|       |                             |  |        |
|-------|-----------------------------|--|--------|
| 8-2-2 | 声の広報・広報点字版の作成<br>配布         | 視覚障害者等に声の広報・広報点字版の配布を行っています。広報課へ登録することで広報を録音したテープや点字版を郵送します。     | 広報課    |
| 8-2-3 | 録音・点字図書の貸し出し                | 視覚障害者がサービス登録をすることで、所蔵する録音図書又は点字図書の目録により、希望の録音図書・点字図書を無料で郵送貸出します。 | 中央図書館  |
| 8-2-4 | 行政情報の点字化、音声化                | 障害者福祉計画などの行政情報について、点字版や音声版を作成します。                                | 障害者福祉課 |
| 8-2-5 | ホームページの音声読み上げ<br>等の対応       | 市のホームページを、音声読み上げ、文字の拡縮、コントラストの設定などに対応できるものにします。                  | 広報課    |
| 8-2-6 | 音声コード読上げ装置や活字<br>文書読上げ装置の設置 | 視覚障害者のための情報支援である音声コード（SPコード）の読上げ装置や活字をそのまま読み上げる装置の窓口設置をおこないます。   | 障害者福祉課 |

### (3) コミュニケーション支援の充実

#### 【現状と課題】

視覚障害者や聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の行政窓口への配置、音声読み上げ装置の配置などをおこなっています。聴覚障害者への理解の推進と手話通訳者の養成をめざした手話講習会を開催しています。

#### 【今後の考え方】

引き続き、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を実施し、聴覚・言語機能・音声機能障害者、難聴者への支援を実施します。手話講習会や要約筆記講習会を開催し、市内における手話人口の拡大と手話通訳者、要約筆記者の養成をめざします。

| 番号                      | 事業名称                        | 事業内容  | 所管課等   |
|-------------------------|-----------------------------|---|--------|
| 8-3-1                   | 手話講習会の開催                    | 市民に聴覚障害者への理解を進め、聴覚障害者の情報保障を担うための手話通訳者の養成をめざして、入門・基礎・養成・特別の講習会を実施します。  | 障害者福祉課 |
| 8-3-2                   | 要約筆記講習会の開催                  | 主に中途失聴者・難聴者への理解や、情報保障を担うための要約筆記通訳者の養成に向けて、手書きやパソコンによる講習会を実施します。       | 障害者福祉課 |
| 8-3-3                   | 手話通訳者、要約筆記通訳者の派遣            | 聴覚障害者が、医療、教育、就職、生活などの相談のため手話通訳者及び要約筆記通訳者を必要とする場合に派遣し、聴覚障害者の情報保障を図ります。 | 障害者福祉課 |
| 8-3-4                   | 窓口への手話通訳者の設置                | 聴覚障害者が市の窓口へ来訪した時の情報保障として、障害者福祉課の窓口、手話通訳者を月・水・金の半日間、設置します。             | 障害者福祉課 |
| 8-3-5<br>【8-2-6<br>の再掲】 | 音声コード読上げ装置や活字<br>文書読上げ装置の設置 | 視覚障害者のための情報支援である音声コード（SPコード）の読上げ装置や活字をそのまま読み上げる装置の窓口設置をおこないます。        | 障害者福祉課 |

#### (4) 自立支援協議会の運営

##### 【現状と課題】

相談支援事業所とともに、自立支援協議会を設置・運営し、障害者福祉に関わるさまざまな関係機関のネットワークを構築して、障害福祉サービスの現状把握やケース事例等の課題を抽出し整理するとともに、就労支援・地域生活支援・相談支援などテーマごとに専門的に協議・検討する部会を設け、施策に関する研究・検討や困難事例の対応などについて協議しています。

##### 【今後の考え方】

障害児支援や虐待防止など、障害者福祉の新たな課題に対応した部会について設置を検討するとともに、障害福祉サービスの実態分析、障害者福祉の地域課題の整理と解決策の検討、新たな支援の取り組みなど、積極的な障害者福祉の推進を進めていくために自立支援協議会を運営していきます。

| 番号    | 事業名称       | 事業内容   | 所管課等   |
|-------|------------|--|--------|
| 8-4-1 | 自立支援協議会の運営 | 当事者も含めた地域の障害者福祉に関連するさまざまな構成員により、地域の課題や実態を共有し、課題解決に向けた協議をおこなう。障害者の抱える課題に対応した部会を設置し、課題解決を進めます。 | 障害者福祉課 |

## 第4章 障害児者の現状と支援の動向

### 1 障害児者数

平成 23 年 4 月 1 日現在の鎌倉市の障害児者数（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数）は、6,568 人です。同日の鎌倉市総人口が、174,252 人であり、障害児者の総人口に占める比率は、3.8%で、ほぼ県内各市並みの比率になっています。

障害者数全体の推移は、平成 19 年度と比べ、10%の伸びとなっていますが、このうち特に精神障害者数が、51.8%と大きな増加率となっています。障害者全体数の内、精神障害者が占める構成比率も、平成 19 年度の 10.2%から、平成 23 年度は 14.1%に増えるなど、年々上昇しています。

身体障害児者数については、約 74%が 65 歳以上の高齢者であるため、自然減の影響も受け、平成 19 年度からの伸び率は、4.4%に留まっています。

|                    | 身体障害児者           | 知的障害児者         | 精神障害者          | 合計              |
|--------------------|------------------|----------------|----------------|-----------------|
| 平成 19 年度<br>(構成比率) | 4,653<br>(78.0%) | 706<br>(11.8%) | 610<br>(10.2%) | 5,969<br>(100%) |
| 平成 20 年度<br>(構成比率) | 4,821<br>(77.4%) | 722<br>(11.6%) | 688<br>(11.0%) | 6,231<br>(100%) |
| 平成 21 年度<br>(構成比率) | 4,786<br>(76.3%) | 727<br>(11.6%) | 762<br>(12.1%) | 6,275<br>(100%) |
| 平成 22 年度<br>(構成比率) | 4,687<br>(74.4%) | 766<br>(12.1%) | 848<br>(13.5%) | 6,301<br>(100%) |
| 平成 23 年度<br>(構成比率) | 4,856<br>(73.9%) | 786<br>(12.0%) | 926<br>(14.1%) | 6,568<br>(100%) |
| 前年度比               | 103.6%           | 102.6%         | 109.2%         | 104.2%          |
| 上記年度期間の増減率         | 4.4%             | 11.3%          | 51.8%          | 10.0%           |

(注) 障害児者数は、(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者数)  
各年度4月1日現在

年齢区分別障害児者数は、3障害ごとで、年齢区分別の構成が大きく異なっています。身体障害児者については、65歳以上が最も多く74%、知的障害児者については、18～39歳が最も多く45.7%、精神障害者については、40～64歳が最も多く53.6%となっています。

年齢区分別障害児者の状況

単位：人

|                  | 身体障害児者           | 知的障害児者         | 精神障害者          | 合計    |
|------------------|------------------|----------------|----------------|-------|
| 18歳未満<br>(構成比率)  | 83<br>(1.7%)     | 215<br>(27.3%) | 6<br>(0.6%)    | 304   |
| 18～39歳<br>(構成比率) | 204<br>(4.2%)    | 359<br>(45.7%) | 295<br>(31.9%) | 858   |
| 40～64歳<br>(構成比率) | 977<br>(20.1%)   | 175<br>(22.3%) | 496<br>(53.6%) | 1,648 |
| 65歳以上<br>(構成比率)  | 3,592<br>(74.0%) | 37<br>(4.7%)   | 129<br>(13.9%) | 3,758 |
| 合計               | 4,856<br>(100%)  | 786<br>(100%)  | 926<br>(100%)  | 6,568 |

(注) 精神障害者については、19歳未満、20～39歳、40～64歳、65歳以上の年齢区分  
平成23年4月1日現在

## 2 身体障害児者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における身体障害児者数（身体障害者手帳所持者）は、4,856 人です。

身体障害児者の障害種別での構成比率は、肢体不自由が全体の 52.5%と約半数を占めています。次に、内部障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の各障害）が 32.3%で多くを占めています。

平成 19 年度からの、各障害の増減推移については、内部障害が 10.2%、聴覚・平衡機能障害が 9.7%、肢体不自由が 2.9%増加しています。

また、音声・言語・そしゃく機能障害が 52.5%、視覚障害が 1.5%減少しています。

障害種別の身体障害児者の推移

単位：人

|                    | 視覚障害          | 聴覚・平衡<br>機能障害 | 音声・言語<br>そしゃく<br>機能障害 | 肢体<br>不自由        | 内部障害             | 合 計             |
|--------------------|---------------|---------------|-----------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 平成 19 年度<br>(構成比率) | 329<br>(7.0%) | 341<br>(7.4%) | 80<br>(1.7%)          | 2,476<br>(53.2%) | 1,427<br>(30.7%) | 4,653<br>(100%) |
| 平成 20 年度<br>(構成比率) | 330<br>(6.8%) | 371<br>(7.7%) | 80<br>(1.7%)          | 2,520<br>(52.3%) | 1,520<br>(31.5%) | 4,821<br>(100%) |
| 平成 21 年度<br>(構成比率) | 333<br>(7.0%) | 374<br>(7.8%) | 77<br>(1.6%)          | 2,525<br>(52.7%) | 1,477<br>(30.9%) | 4,786<br>(100%) |
| 平成 22 年度<br>(構成比率) | 317<br>(6.8%) | 363<br>(7.7%) | 48<br>(1.0%)          | 2,464<br>(52.6%) | 1,495<br>(31.9%) | 4,687<br>(100%) |
| 平成 23 年度<br>(構成比率) | 324<br>(6.7%) | 374<br>(7.7%) | 38<br>(0.8%)          | 2,548<br>(52.5%) | 1,572<br>(32.3%) | 4,856<br>(100%) |
| 前年度比               | 102.2%        | 103.0%        | 79.2%                 | 103.4%           | 105.2%           | 103.6%          |
| 上記年度期<br>間の増減率     | ▲1.5%         | 9.7%          | ▲52.5%                | 2.9%             | 10.2%            | 4.4%            |

各年度 4 月 1 日現在

障害等級別の身体障害児者については、1級、2級の重度障害者で53.9%と過半数を占めています。

平成19年度からの5年間の推移については、4級、6級が、それぞれ21.9%、20.3%と最も多く増加しています。1級、2級の重度障害者については、それぞれ、0.7%増、3.4%減でわずかな変化です。

障害等級別の身体障害児者の推移

単位：人

|                  | 1級               | 2級             | 3級             | 4級               | 5級            | 6級            | 合計              |
|------------------|------------------|----------------|----------------|------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 平成19年度<br>(構成比率) | 1,805<br>(38.8%) | 826<br>(17.8%) | 744<br>(16.0%) | 853<br>(18.3%)   | 199<br>(4.2%) | 226<br>(4.9%) | 4,653<br>(100%) |
| 平成20年度<br>(構成比率) | 1,865<br>(38.7%) | 837<br>(17.4%) | 729<br>(15.1%) | 946<br>(19.6%)   | 193<br>(4.0%) | 251<br>(5.2%) | 4,821<br>(100%) |
| 平成21年度<br>(構成比率) | 1,814<br>(37.9%) | 812<br>(16.9%) | 737<br>(15.4%) | 970<br>(20.3%)   | 200<br>(4.2%) | 253<br>(5.3%) | 4,786<br>(100%) |
| 平成22年度<br>(構成比率) | 1,563<br>(33.4%) | 784<br>(16.7%) | 798<br>(17.0%) | 1,054<br>(22.5%) | 216<br>(4.6%) | 272<br>(5.8%) | 4,687<br>(100%) |
| 平成23年度<br>(構成比率) | 1,818<br>(37.5%) | 798<br>(16.4%) | 724<br>(14.9%) | 1,040<br>(21.4%) | 204<br>(4.2%) | 272<br>(5.6%) | 4,856<br>(100%) |
| 前年度比             | 116.3%           | 101.8%         | 90.7%          | 98.7%            | 94.4%         | 100.0%        | 103.6%          |
| 上記年度期間<br>の増減率   | 0.7%             | ▲3.4%          | ▲2.7%          | 21.9%            | 2.5%          | 20.3%         | 4.4%            |

各年度4月1日現在

障害種別・年齢区分別の身体障害児者の状況については、身体障害児者の各障害種別すべてで、年齢が上がることに伴って増加しており、特に、65歳以上の高齢者の比率が高くなっています。

障害種別・年齢区分別の身体障害児者の状況

単位：人

|                  | 視覚障害          | 聴覚・平衡<br>機能障害 | 音声・言語<br>そしゃく<br>機能障害 | 肢体<br>不自由        | 内部障害             | 合 計              |
|------------------|---------------|---------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 18歳未満<br>(構成比率)  | 2<br>(0.1%)   | 15<br>(0.3%)  | 0<br>(0%)             | 57<br>(1.2%)     | 9<br>(0.2%)      | 83<br>(1.8%)     |
| 18～39歳<br>(構成比率) | 16<br>(0.3%)  | 26<br>(0.5%)  | 1<br>(0.1%)           | 124<br>(2.6%)    | 37<br>(0.8%)     | 204<br>(4.3%)    |
| 40～64歳<br>(構成比率) | 55<br>(1.1%)  | 49<br>(1.0%)  | 14<br>(0.3%)          | 585<br>(12.0%)   | 274<br>(5.6%)    | 977<br>(20.0%)   |
| 65歳以上<br>(構成比率)  | 251<br>(5.2%) | 284<br>(5.8%) | 23<br>(0.5%)          | 1,782<br>(36.6%) | 1,252<br>(25.8%) | 3,592<br>(73.9%) |
| 合 計<br>(構成比率)    | 324<br>(6.7%) | 374<br>(7.6%) | 38<br>(0.9%)          | 2,548<br>(52.4%) | 1,572<br>(32.4%) | 4,856<br>(100%)  |

平成23年4月1日現在

### 3 知的障害児者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における知的障害児者数（療育手帳所持者）は、786 人です。

障害の程度別では、最重度が 22.4%、重度が 25.6%で、合計 48%となり、半数近くに達しています。

平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間の推移は、全体で 11.3%の増加となっています。その中で軽度の増加率が 38.8%と最も多くなっています。次いで重度の 9.8%が多くなっています。

障害程度別の知的障害児者の推移

単位：人

|                    | 最重度<br>(IQ20 以下) | 重 度<br>(IQ20~35) | 中 度           |                | 軽 度<br>(IQ51 以上) | 合 計           |
|--------------------|------------------|------------------|---------------|----------------|------------------|---------------|
|                    |                  |                  | (IQ36~40)     | (IQ41~50)      |                  |               |
| 平成 19 年度<br>(構成比率) | 175<br>(24.8%)   | 183<br>(25.9%)   | 75<br>(10.6%) | 126<br>(17.9%) | 147<br>(20.8%)   | 706<br>(100%) |
| 平成 20 年度<br>(構成比率) | 177<br>(24.5%)   | 176<br>(24.4%)   | 75<br>(10.4%) | 127<br>(17.6%) | 167<br>(23.1%)   | 722<br>(100%) |
| 平成 21 年度<br>(構成比率) | 165<br>(22.7%)   | 187<br>(25.7%)   | 63<br>(8.7%)  | 135<br>(18.6%) | 177<br>(24.3%)   | 727<br>(100%) |
| 平成 22 年度<br>(構成比率) | 172<br>(22.5%)   | 201<br>(26.2%)   | 70<br>(9.1%)  | 136<br>(17.8%) | 187<br>(24.4%)   | 766<br>(100%) |
| 平成 23 年度<br>(構成比率) | 176<br>(22.4%)   | 201<br>(25.6%)   | 70<br>(8.9%)  | 135<br>(17.2%) | 204<br>(25.9%)   | 786<br>(100%) |
| 前年度比               | 102.3%           | 100.0%           | 100.0%        | 99.3%          | 109.1%           | 102.6%        |
| 上記年度期間の<br>増減率     | 0.6%             | 9.8%             | ▲6.7%         | 7.1%           | 38.8%            | 11.3%         |

各年度 4 月 1 日現在

年齢別の構成では、18～39歳が最も多く45.7%で359人です。年代別で、最も多いのは、18歳未満が軽度の11.3%、18～39歳では最重度・重度がそれぞれ12.5%、40～64歳では重度の5.5%、65歳以上では重度の1.5%となっています。

障害程度別・年齢区分別の知的障害児者の状況

単位：人

|                   | 最重度            | 重 度            | 中 度          |                | 軽 度            | 合 計            |
|-------------------|----------------|----------------|--------------|----------------|----------------|----------------|
|                   | (IQ20 以下)      | (IQ21～35)      | (IQ36～40)    | (IQ41～50)      | (IQ51 以上)      |                |
| 18 歳未満<br>(構成比率)  | 35<br>(4.5%)   | 48<br>(6.1%)   | 12<br>(1.5%) | 31<br>(3.9%)   | 89<br>(11.3%)  | 215<br>(27.3%) |
| 18～39 歳<br>(構成比率) | 98<br>(12.5%)  | 98<br>(12.5%)  | 27<br>(3.4%) | 60<br>(7.6%)   | 76<br>(9.7%)   | 359<br>(45.7%) |
| 40～64 歳<br>(構成比率) | 38<br>(4.8%)   | 43<br>(5.5%)   | 25<br>(3.2%) | 37<br>(4.7%)   | 32<br>(4.1%)   | 175<br>(22.3%) |
| 65 歳以上<br>(構成比率)  | 5<br>(0.6%)    | 12<br>(1.5%)   | 6<br>(0.8%)  | 7<br>(0.9%)    | 7<br>(0.9%)    | 37<br>(4.7%)   |
| 合 計<br>(構成比率)     | 176<br>(22.4%) | 201<br>(25.6%) | 70<br>(8.9%) | 135<br>(17.2%) | 204<br>(25.9%) | 786<br>(100%)  |

平成23年4月1日現在

#### 4 精神障害者の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の、鎌倉市における精神障害者数（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、926 人です。等級別では、2 級が、65.1%と最も多くなっています。

平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間の推移をみると、全体で 51.8%と大幅な増加になっています。中でも、2 級は、69.4%と大幅に増加しています。

障害等級別の精神障害者の推移

単位：人

|                    | 1 級            | 2 級            | 3 級            | 合 計           |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 平成 19 年度<br>(構成比率) | 146<br>(23.9%) | 356<br>(58.4%) | 108<br>(17.7%) | 610<br>(100%) |
| 平成 20 年度<br>(構成比率) | 158<br>(23.0%) | 415<br>(60.3%) | 115<br>(16.7%) | 688<br>(100%) |
| 平成 21 年度<br>(構成比率) | 152<br>(20.0%) | 478<br>(62.7%) | 132<br>(17.3%) | 762<br>(100%) |
| 平成 22 年度<br>(構成比率) | 168<br>(19.8%) | 532<br>(62.7%) | 148<br>(17.5%) | 848<br>(100%) |
| 平成 23 年度<br>(構成比率) | 178<br>(19.2%) | 603<br>(65.1%) | 145<br>(15.7%) | 926<br>(100%) |
| 前年度比               | 106.0%         | 113.3%         | 98.0%          | 109.2%        |
| 上記年度期間の増減率         | 21.9%          | 69.4%          | 34.3%          | 51.8%         |

各年度 4 月 1 日現在

年齢区分別の精神障害者の状況ですが、精神障害者保健福祉手帳交付者数、自立支援医療費支給認定者数とも、40～64歳が一番多く、それぞれ、53.6%、51.4%です。

年齢区分別の精神障害者の状況

単位：人

|                           | 19歳以下        | 20～39歳         | 40～64歳          | 65歳以上          | 合計              |
|---------------------------|--------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 精神障害者保健福祉手帳交付者数<br>(構成比率) | 6<br>(0.6%)  | 295<br>(31.9%) | 496<br>(53.6%)  | 129<br>(13.9%) | 926<br>(100%)   |
| 自立支援医療費支給認定者数<br>(構成比率)   | 50<br>(2.6%) | 702<br>(36.1%) | 1002<br>(51.4%) | 192<br>(9.9%)  | 1,946<br>(100%) |

平成23年4月1日現在

自立支援医療費（通院医療費公費負担）支給認定者は、平成23年4月1日現在で、1,946人です。平成19年度から23年度までの5年間の人数の推移は、29.6%と大きな増加になっています。

自立支援医療費（通院医療費公費負担）支給認定者の推移

単位：人

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 平成19年度         | 1,501           |
| 平成20年度         | 1,644           |
| 平成21年度         | 1,643           |
| 平成22年度         | 1,805           |
| 平成23年度<br>前年度比 | 1,946<br>107.8% |
| 上記年度期間の増減率     | 29.6%           |

各年度4月1日現在

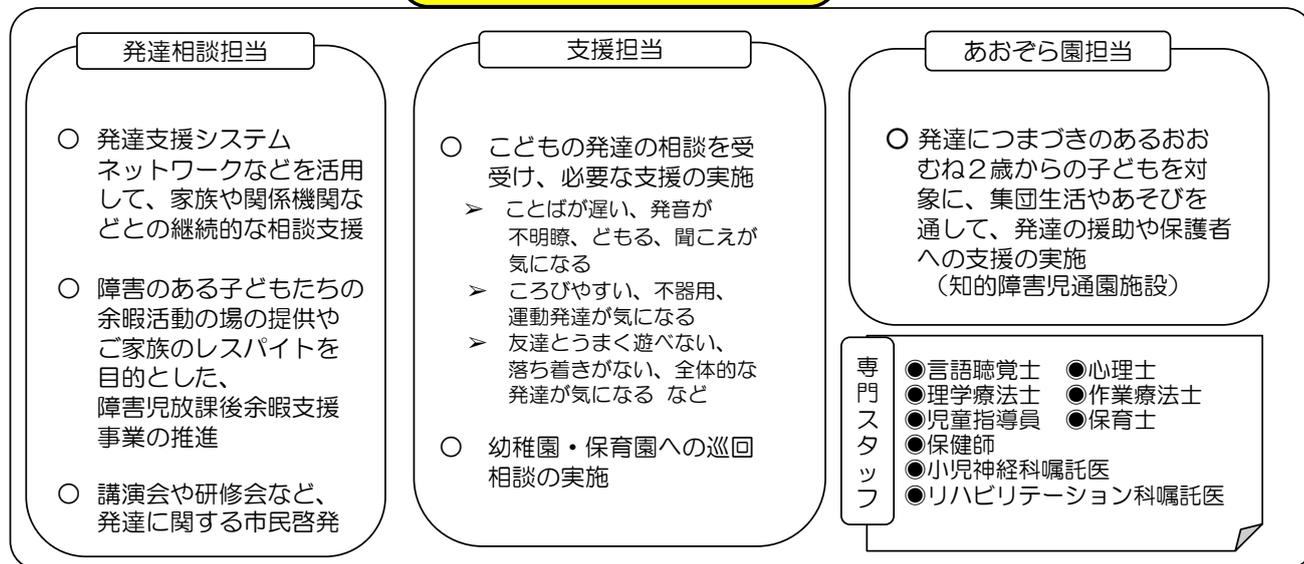
## 5 発達障害児支援の動向

発達障害は発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義され、早期からの適切な発達支援が必要な障害です。平成 20 年度から発達障害の早期発見、適切な支援のため、5 歳児すこやか相談事業を実施しています。平成 22 年度は市内の公立保育園、私立保育園、幼稚園の計 9 園で実施し、平成 25 年度には市内の 5 歳児全員への実施をめざしています。また、発達障害に対する理解、啓発のための講演会を実施しました。幼稚園や保育園の職員や保護者向けに講師を派遣しての講演会も実施し、啓発活動に努めました。また、教育委員会の指導主事 2 名を併任職員として発達支援室に配置し、幼児期から学齢期へのスムーズな移行や、学齢児童へ相談体制の整備に取り組みました。

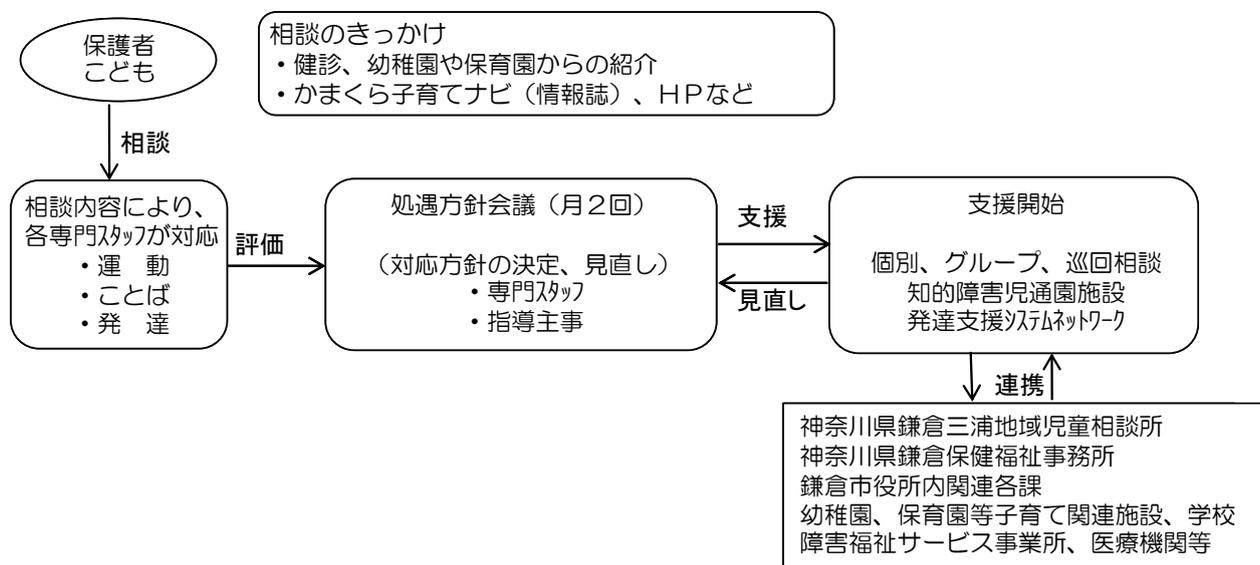
発達障害については、従来から精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法に基づく給付の対象となっていたところでしたが、平成 22 年 12 月 10 日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」によって発達障害者が、精神障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されました。

- 自 閉 症 : 社会性やコミュニケーション能力に困難が生じる障害。
- アスペルガー症候群 : 自閉症と同じ特性をもちながら、言語や知的発達の遅れがみられない障害。
- 広 汎 性 発 達 障 害 : 広い範囲に発達の遅れがあること。とくに社会性やコミュニケーション能力、行動の偏りに問題がみられる障害。
- 学 習 障 害 : 聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難な障害。
- 注意欠陥多動性障害 (ADHD)  
: 落ち着きがなく、ときに衝動的な行動をとる行動面の障害。

## 発達支援室の組織体制



## 相談から処遇の流れ



## 6 高次脳機能障害支援の動向

高次脳機能障害は、交通事故などによる外傷性脳損傷と、脳血管障害などによる認知障害等があり、日常生活に大きな支障があることが多い障害です。しかし、一見してその症状が障害に由来するものと認識されず、理解も得られにくいことから、高次脳機能障害という障害自体も周知されていないのが現状です。また、障害特性に合ったサービス提供がなされていない状況にあります。そこで、都道府県や国の機関において「高次脳機能障害支援モデル事業」の実施や都道府県において支援の拠点となる機関を指定するなど、支援体制の確立に向けた検討をおこなっています。

高次脳機能障害については、器質性精神障害として精神障害に含まれていること、またこれにより、障害者手帳を所持しているか否かにかかわらず障害者自立支援法に基づく給付の対象になります。

また本市では、市民活動団体と協働で高次脳機能障害についての個別相談や施設訪問、基礎講座など啓発事業をおこなっています。

## 7 特別支援教育の動向

本市では、教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援をおこなう特別支援教育を推進しています。

各学校においては、校内委員会を設置し教育相談コーディネーターを中心に、関係者が共通理解を図りながら一人ひとりの支援について確認・検討をしています。また、必要に応じて保護者の了解を得て関係機関との連携による支援も検討します。

支援の必要な児童生徒に対しては、生活介助を主な業務とする特別支援学級補助員・学級介助員を小中学校に、学習支援を主な業務とするスクールアシスタントを小学校に配置しています。また、教育活動上の必要な場面に応じて学級支援員を派遣しています。

特別支援学級は小学校に7校 18 学級、中学校に5校 12 学級設置しており、平成 23 年 5 月 1 日現在 120 人の児童生徒が在籍しています。また、小学校3校に、きこえやことばの障害により適切な指導を必要とする児童のための通級指導教室を設置しており、162 人が通級しています。

障害のある子どもたちが社会で自立した生活を送るためには、地域の理解と協力が大切だと考えます。

今後は、共生社会の第一歩である地域での教育を受け、学び、地域で育つ環境づくりとして、特別支援学級の市内全校設置をめざして計画を進めていきます。

特別支援学級児童生徒数及び学級数

単位：人・カ所

|          | 小学校 |     | 中学校 |     | 合計    |     |
|----------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
|          | 児童数 | 学級数 | 生徒数 | 学級数 | 児童生徒数 | 学級数 |
| 知的障害     | 20  | 7   | 15  | 4   | 35    | 11  |
| 自閉症・情緒障害 | 45  | 10  | 31  | 6   | 76    | 16  |
| 肢体不自由    | 7   | 1   | 1   | 1   | 8     | 2   |
| 難聴       |     |     | 1   | 1   | 1     | 1   |
| 合計       | 72  | 18  | 48  | 12  | 120   | 30  |

(注) 市立小学校全校数16校、市立中学校全校数9校

平成23年5月1日現在

| 学校名    | 障害種別                     | 学校名                      | 障害種別                    |
|--------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 第一小学校  | 知的障害, 自閉症・情緒障害           | 御成中学校                    | 知的障害, 自閉症<br>情緒障害・肢体不自由 |
| 第二小学校  | 知的障害, 自閉症・情緒障害           | 深沢中学校                    | 知的障害, 自閉症<br>情緒障害       |
| 御成小学校  | 知的障害, 自閉症・情緒障害,<br>肢体不自由 | 手広中学校                    | 難聴                      |
| 腰越小学校  | 知的障害, 自閉症・情緒障害           | 大船中学校                    | 知的障害, 自閉症<br>情緒障害       |
| 富士塚小学校 | 知的障害, 自閉症・情緒障害           | 玉縄中学校                    | 知的障害, 自閉症<br>情緒障害       |
| 小坂小学校  | 知的障害, 自閉症・情緒障害           | ※大船小学校<br>平成24年度<br>開級予定 | 知的障害, 自閉症<br>情緒障害       |
| 玉縄小学校  | 知的障害, 自閉症・情緒障害           |                          |                         |

言語・難聴通級指導教室(ことばの教室)

御成小学校、富士塚小学校、大船小学校

## 8 療育・教育の状況

本市では、子どもの発達上の心配や生活上の悩みについて、専門職種が個別に相談を受けるほか、幼稚園・保育園を訪問し、相談・アドバイスを行う巡回相談を実施しています。

相談受付件数は、年度により増減はありますが、平成 21 年度に発達支援室を設置したことにより、「発達が少し気になる」という段階からの相談が増えています。

また、5 歳児すこやか相談の実施に伴い、巡回相談を希望する園が増えていくことから巡回数、相談件数ともに増加の傾向にあります。

### 新規相談・巡回相談の受付件数

単位：件・回

|          | 新規相談受付件数 |     |      | 巡回相談 |    |      |      |     |      |
|----------|----------|-----|------|------|----|------|------|-----|------|
|          |          |     |      | 巡回数  |    |      | 相談件数 |     |      |
|          | 発達       | 言語  | リハビリ | 発達   | 言語 | リハビリ | 発達   | 言語  | リハビリ |
| 平成 19 年度 | 68       | 122 | 78   | 91   | 59 | 33   | 210  | 154 | 120  |
| 平成 20 年度 | 70       | 145 | 111  | 99   | 38 | 25   | 222  | 87  | 65   |
| 平成 21 年度 | 65       | 89  | 72   | 104  | 39 | 29   | 259  | 83  | 58   |
| 平成 22 年度 | 91       | 115 | 73   | 115  | 59 | 35   | 291  | 125 | 70   |

特別な支援が必要な子どもに対し、知的障害児通園施設「あおぞら園」では通園による療育支援を提供しています。

あおぞら園の施設定員は 30 人ですが、現在は施設定員以上の子どもを受け入れている状況が続いています。

また、子どもの発達上の課題に合わせて、あおぞら園と福祉センターで専門職種が運動、きこえやことば、社会性などの発達を育む指導を継続的にこなっています。

利用児童数は、平成 20 年度から実施している 5 歳児すこやか相談により相談の機会が増えたことが、指導利用児童数の増加につながっていると考えられます。

## 知的障害児通園施設 指導実利用児童数

単位：人

|          | 知的障害児<br>通園施設 | リハビリ指導 | 言語指導 | 発達指導 |
|----------|---------------|--------|------|------|
| 平成 18 年度 | 41            | 65     | 84   | 40   |
| 平成 19 年度 | 36            | 74     | 107  | 48   |
| 平成 20 年度 | 32            | 129    | 81   | 76   |
| 平成 21 年度 | 36            | 92     | 81   | 45   |
| 平成 22 年度 | 36            | 53     | 110  | 61   |

(注) 知的障害児通園施設：知的障害児のほか肢体不自由児の相互利用を含む  
 リハビリ指導：あおぞら園又は福祉センターでおこなう運動発達の指導  
 言語訓練：あおぞら園又は福祉センターでおこなう、ことばの指導  
 療育指導：福祉センターでおこなうグループ指導等

## 幼稚園・保育園への障害児の通園状況

単位：人・か所

|       | 児童数 | 施設数 |
|-------|-----|-----|
| 私立幼稚園 | 30  | 13  |
| 市立保育園 | 4   | 4   |
| 私立保育園 | 7   | 6   |
| 合 計   | 41  | 23  |

平成 22 年度実績

(注) 幼稚園児童数は、鎌倉市特別支援保育運営費補助金の交付決定人数  
 保育園児童数は、民間保育所運営費障害児保育加算人数等

## 言語・難聴通級指導教室（小学校）への通級児童数 単位：人

|     | 児童数 |
|-----|-----|
| 聴 覚 | 7   |
| 言 語 | 155 |
| 合 計 | 162 |

平成 23 年 5 月 1 日現在

養護学校等在学児童生徒数（本市在住のみ）

単位：人

|                 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 合 計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 養護学校(知的障害教育部門)  | 6   | 1   | 32  | 39  |
| 養護学校(肢体不自由教育部門) | 6   | 5   | 4   | 15  |
| 養護学校(病弱教育部門)    |     |     |     |     |
| ろう学校            |     |     |     |     |
| 合 計             | 12  | 6   | 36  | 54  |

平成23年4月1日現在

(注) 高等部については、神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の生徒数

養護学校高等部卒業生の進路状況の推移（本市在住のみ）

単位：人

| 進 路 先           | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|
| 就 職             | 1      | 1      | 2      | 2      |
| 通所更生施設          |        | 3      | 1      | 1      |
| 通所授産施設          |        | 2      | 2      |        |
| 入所更生施設          |        |        |        |        |
| 能力開発センター        |        |        |        |        |
| 養 護 学 校         |        |        |        |        |
| 重症心身障害児施設（通所）   |        |        |        |        |
| デイサービス          |        |        |        |        |
| 地域作業所           |        | 4      | 1      |        |
| 在 宅             |        |        |        |        |
| 生活介護事業所         | 1      | 4      | 4      | 6      |
| 就労移行支援事業所       | 1      | 2      | 1      | 1      |
| 就労継続支援事業所<br>A型 |        |        |        | 3      |
| 合 計             | 3      | 16     | 11     | 13     |

(注) 各年度末における神奈川県立鎌倉養護学校及び藤沢養護学校の卒業生

## 9 雇用・就労の状況

|      | 人 口     | 構 成 比 |
|------|---------|-------|
| 鎌倉市  | 174,421 | 20.1% |
| 藤沢市  | 410,692 | 47.3% |
| 茅ヶ崎市 | 235,560 | 27.1% |
| 寒川町  | 47,538  | 5.5%  |
| 合 計  | 868,211 | 100%  |

**※法定雇用率**  
 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、一般民間企業（56人以上規模）は、1.8%に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。

平

※上記の市町は、ハローワーク藤沢（公共職業安定所）の管轄区域です。

平成23年3月1日現在

### 雇用状況

単位：人・カ所

|         | 企業数   | 法定常用労働者数 | 障害者数     | 実雇用率（%） |      |      | 雇用率達成企業割合（%） |      |      |
|---------|-------|----------|----------|---------|------|------|--------------|------|------|
|         |       |          |          | 20年     | 21年  | 22年  | 20年          | 21年  | 22年  |
| 藤沢（現所管） | 264   | 47,648   | 751.5    | 1.41    | 1.53 | 1.58 | 40.6         | 45.3 | 48.1 |
| 神奈川県    | 3,365 | 866,026  | 14,031.0 | 1.49    | 1.57 | 1.62 | 43.0         | 43.5 | 45.8 |

資料：平成22年度業務概況 ハローワーク藤沢（公共職業安定所）

平成22年6月1日現在

※ 障害者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の合計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントをおこない、精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして、0.5カウントとしています。

※ 本市における障害者の雇用状況を人口構成比で推計すると、約151人が雇用されているものと考えられます。

## 職業紹介状況

単位：人

|        | 新規求職申込件数 |       |          |       | 就職件数  |       |          |        |
|--------|----------|-------|----------|-------|-------|-------|----------|--------|
|        | 身体障害者    | 知的障害者 | 精神その他障害者 | 合計    | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神その他障害者 | 合計     |
| 平成20年度 | 295      | 100   | 221      | 616   | 82    | 61    | 45       | 188    |
| 平成21年度 | 365      | 168   | 267      | 800   | 87    | 56    | 37       | 180    |
| 平成22年度 | 319      | 151   | 233      | 703   | 83    | 54    | 48       | 185    |
| 前年度比   | 87.4%    | 89.9% | 87.3%    | 87.9% | 95.4% | 96.4% | 129.7%   | 102.8% |

資料：平成20～22年度業務概況 ハローワーク藤沢（公共職業安定所）

\*新規求職申込件数：新規にハローワーク藤沢へ求職の申込みをした障害者の件数

## 鎌倉市障害者雇用奨励金支給状況

| 障害種別 | 事業形態        | 平成20年度 |      | 平成21年度 |      | 平成22年度 |      |
|------|-------------|--------|------|--------|------|--------|------|
|      |             | 事業所数   | 対象者数 | 事業所数   | 対象者数 | 事業所数   | 対象者数 |
| 知的   | 就労継続支援A型事業所 | 1社     | 10人  | 1社     | 8人   | 2社     | 25人  |
|      | 一般就労        | 20社    | 30人  | 21社    | 34人  | 20社    | 17人  |
|      | 計           | 21社    | 40人  | 22社    | 42人  | 22社    | 42人  |
| 精神   | 就労継続支援A型事業所 | 0社     | 0人   | 1社     | 7人   | 2社     | 8人   |
|      | 一般就労        | 8社     | 18人  | 7社     | 18人  | 6社     | 17人  |
|      | 計           | 8社     | 18人  | 8社     | 25人  | 8社     | 25人  |

## 10 障害児者への主な福祉サービスの状況

### (1) 施設サービス

#### 身体障害者施設利用者の推移

単位：人

| サービス内容     | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|------------|----------|----------|----------|
|            | 実人数      | 実人数      | 実人数      |
| 肢体不自由者更生施設 | 1        | 1        | 1        |
| 視覚障害者更生施設  |          |          |          |
| 内部障害者更生施設  | 2        | 1        | 1        |
| 療 護 施 設    | 8        | 1        | 1        |
| 入所授産施設     |          |          |          |
| 通所授産施設     |          |          |          |
| 合 計        | 11       | 3        | 3        |

#### 知的障害者施設利用者の推移

単位：人

| サービス内容 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|--------|----------|----------|----------|
|        | 実人数      | 実人数      | 実人数      |
| 入所更生施設 | 79       | 65       | 24       |
| 通所更生施設 | 68       | 37       | 26       |
| 入所授産施設 | 2        | 2        | 2        |
| 通所授産施設 | 56       | 36       | 34       |
| 通 勤 寮  | 2        | 1        | 2        |
| 合 計    | 207      | 141      | 88       |

\* 両表とも、障害者自立支援法による、障害福祉サービス（新体系）へ移行した施設は除く

## (2) 居宅サービス

障害者居宅サービスの推移

単位：件

| サービス内容          | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|
| 居宅介護等<br>訪問サービス | 1,301    | 1,386    | 1,392    |
| 児童デイサービス        | 63       | 72       | 68       |
| 短期入所            | 701      | 701      | 783      |
| 日中一時支援          | 34       | 38       | 37       |

グループホーム・ケアホームの推移

単位：カ所・人

|          | 精神障害 |    | 知的障害 |    |
|----------|------|----|------|----|
|          | 施設数  | 定員 | 施設数  | 定員 |
| 平成 20 年度 | 3    | 17 | 10   | 51 |
| 平成 21 年度 | 3    | 17 | 11*  | 55 |
| 平成 22 年度 | 3    | 17 | 11*  | 55 |

\* 11 施設のうち 1 施設は、知的障害と身体障害を重複した障害者のための施設

### (3) その他の居宅サービス

手話通訳者、要約筆記通訳者派遣の推移 単位：人

|        | 手話通訳者<br>派遣人数 | 要約筆記通訳者<br>派遣人数 |
|--------|---------------|-----------------|
| 平成20年度 | 156           | 176             |
| 平成21年度 | 171           | 208             |
| 平成22年度 | 174           | 183             |

訪問入浴サービスの推移 単位：人・件

|        | 利用者数 | 延べ派遣件数 |
|--------|------|--------|
| 平成20年度 | 7    | 300    |
| 平成21年度 | 6    | 329    |
| 平成22年度 | 6    | 309    |

移動支援事業の推移 単位：人・時間

|        | 利用者数 | 延べ利用時間 |
|--------|------|--------|
| 平成20年度 | 210  | 28,146 |
| 平成21年度 | 291  | 29,928 |
| 平成22年度 | 274  | 32,354 |

(4) 補装具・日常生活用具

身体障害者補装具の交付及び修理の推移 単位：件

|          | 交付件数 | 修理件数 |
|----------|------|------|
| 平成 20 年度 | 204  | 107  |
| 平成 21 年度 | 119  | 105  |
| 平成 22 年度 | 140  | 91   |

身体障害者補装具の交付及び修理状況

単位：件

|    | 義肢 | 装具 | 補聴器 | 車いす | その他 | 合計  |
|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 交付 | 9  | 38 | 55  | 14  | 24  | 140 |
| 修理 | 8  | 37 | 10  | 35  | 1   | 91  |
| 合計 | 17 | 75 | 65  | 49  | 25  | 231 |

平成 22 年度

児童補装具の交付及び修理の推移 単位：件

|          | 交付件数 | 修理件数 |
|----------|------|------|
| 平成 20 年度 | 64   | 24   |
| 平成 21 年度 | 51   | 17   |
| 平成 22 年度 | 67   | 26   |

児童補装具の交付及び修理状況

単位：件

|    | 装具 | 補聴器 | 車いす | その他 | 合計 |
|----|----|-----|-----|-----|----|
| 交付 | 40 | 5   | 13  | 9   | 67 |
| 修理 | 6  | 9   | 9   | 2   | 26 |
| 合計 | 46 | 14  | 22  | 11  | 93 |

平成 22 年度

日常生活用具給付の推移 単位：件

|          | 給付件数  |
|----------|-------|
| 平成 20 年度 | 2,703 |
| 平成 21 年度 | 2,662 |
| 平成 22 年度 | 2,491 |

日常生活用具の給付状況

単位：件

| 電気式た<br>ん吸引器 | 聴覚障害<br>者用屋内<br>信号装置 | 拡 大<br>読書器 | 聴覚障害<br>者用通信<br>装 置 | ストマ   | その他 | 合計    |
|--------------|----------------------|------------|---------------------|-------|-----|-------|
| 9            | 2                    | 2          | 2                   | 2,451 | 25  | 2,491 |

平成 22 年度

(5) 相談支援事業

相談支援事業所における相談件数の推移

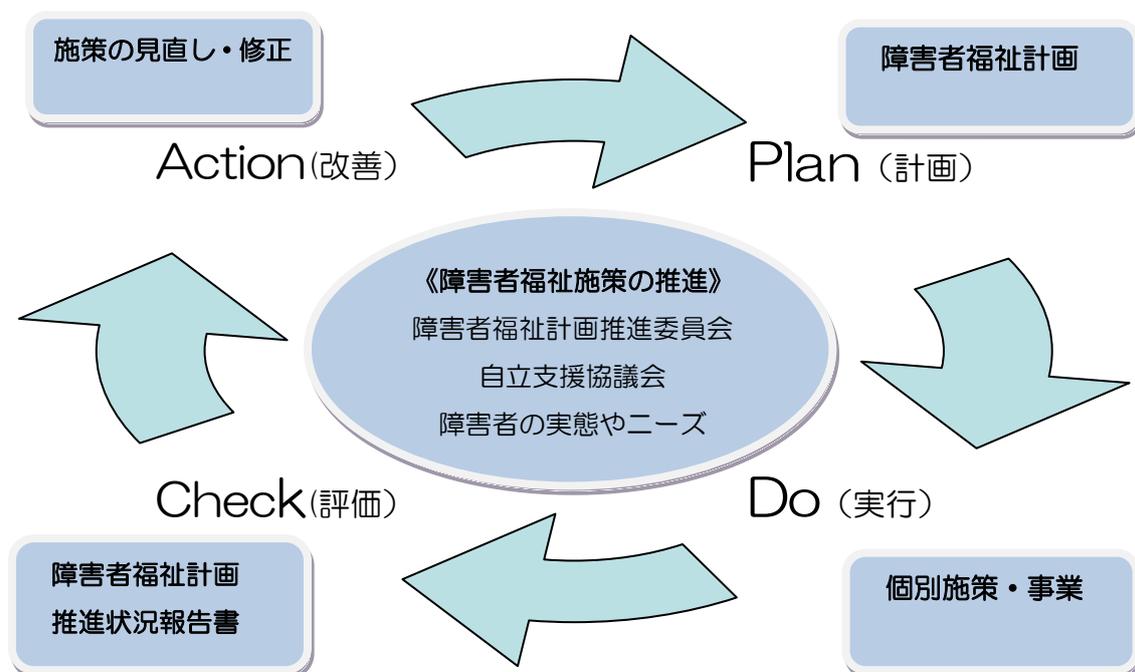
単位：件

| 相談支援<br>事業所 | 地域生活サポートセ<br>ンターとらいむ |       | 地域活動支援センター<br>キャロットサポートセ<br>ンター |       | ラファエル会<br>地 域 支 援 室 |       |
|-------------|----------------------|-------|---------------------------------|-------|---------------------|-------|
|             | 電話                   | 面接    | 電話                              | 面接    | 電話                  | 面接    |
| 平成 20 年度    | 3,509                | 919   | 74                              | 82    | 2,432               | 2,200 |
| 平成 21 年度    | 3,154                | 1,132 | 192                             | 216   | 2,445               | 2,382 |
| 平成 22 年度    | 3,046                | 827   | 1,560                           | 1,022 | 2,732               | 2,382 |

\* 平成 22 年度のキャロットサポートセンターの相談件数については、他の 2 事業者と基準を合わせるため延べ件数としたため、20・21 年度の数値と大きく異なっています。

## 第5章 計画の進行管理

### 1 PDCA サイクルの実行



障害者福祉計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を充分におこない、実効性のある障害者福祉計画をめざします。

### 2 市民・障害者の声やニーズの把握

懇談会、パブリックコメント、意見交換会、ホームページ、アンケート調査など、さまざまな機会や手法を通して、市民・障害者の意向やニーズを常に収集・把握し、障害者の実態やニーズを受け止めた施策・事業を進めます。

### 3 庁内の連携と総合的施策の推進

庁内関係各課による「障害者福祉計画推進会議」を設置・運営し、障害者福祉計画に基づく施策の庁内連携による推進します。

また、関係機関、施設、事業者等と連携しながら、鎌倉地域の総合的な障害者福祉施策を推進します。

### 4 鎌倉市障害者福祉計画推進委員会

学識経験者、関係行政機関、障害者団体、障害者施設などにより構成される障害者福祉計画推進委員会を設置・運営し、障害者福祉計画の進行管理、次の計画改定に向けた調査・審議など、障害者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ります。

### 5 鎌倉市自立支援協議会

自立支援協議会は、鎌倉地域の施設・事業者・団体・障害当事者・教育機関・雇用機関・行政機関などにより構成され、地域の障害者福祉施策の推進に中核的な役割を果たしています。

自立支援協議会に、障害者福祉計画の進捗状況などを報告するとともに、地域でのネットワークを構築し、障害者福祉施策に関する情報交換、意見交換、調査・研究などにより、連携して、障害者福祉計画の地域における総合的な推進を図ります。

### 6 鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書

「鎌倉市障害者福祉計画推進状況報告書」を毎年度発行し、障害者福祉計画掲載の各事業の前年度実施状況、事業の点検・評価などをおこないます。

重点施策については、前々年度との対比や進捗状況も含めた評価をおこないます。

各評価により、必要に応じて、施策や事業の改善や見直しをおこないます。

# 資料編



| 年度     | 実施月日             | 策定経過の項目   | 内容   | 備考                      |
|--------|------------------|---|--|-------------------------|
| 平成22年度 | 10月から概ね1か月間      | 障害者福祉に関するアンケート調査  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者2,100人、一般市民400人を対象。</li> <li>・郵送による配布回収。</li> <li>・回収率69.3%</li> </ul>                          | 「結果報告書」及び「概要版」を作成しました。  |
|        | 10月～11月          | 障害者福祉計画改定に関する意見交換会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、施設、団体、一般市民を対象。</li> <li>・市役所本庁舎及び各行政センター全7回</li> </ul>   | 延べ15団体、14施設、75人が参加しました。 |
| 平成23年度 | 7月27日            | 第1回 障害者福祉計画推進会議   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果報告</li> <li>・現行計画重点施策の推進状況</li> <li>・改定基本方針（案）について</li> <li>・障害者福祉計画（骨子案）について</li> </ul> |                         |
|        | 8月4日             | 第1回 障害者福祉計画推進委員会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の結果報告</li> <li>・現行計画重点施策の推進状況</li> <li>・改定基本方針（案）について</li> <li>・障害者福祉計画（骨子案）について</li> </ul> |                         |
|        | 9月30日            | 第2回 障害者福祉計画推進会議   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画（素案）及び障害福祉サービス計画（素案）について</li> <li>・推進状況報告書（案）について</li> </ul>                                |                         |
|        | 10月6日            | 第2回 障害者福祉計画推進委員会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本計画（素案）及び障害福祉サービス計画（素案）について</li> <li>・推進状況報告書（案）について</li> </ul>                                |                         |
|        | 10月11日～11月1日     | 障害者福祉計画（素案）に関する意見交換会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者、施設、団体、一般市民を対象。</li> <li>・市役所本庁舎及び各行政センター全7回</li> </ul>   | 延べ29団体、5施設、46人が参加しました。  |
|        | 10月20日           | 第1回 障害者福祉計画推進委員会と地域自立支援協議会の意見交換会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉計画（素案）に関して、障害者福祉計画推進委員と地域自立支援協議会委員の意見交換を実施</li> </ul>   |                         |
|        | 11月24日           | 第3回 障害者福祉計画推進会議   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉計画（最終案）に関する検討</li> </ul>  |                         |
|        | 12月2日            | 第3回 障害者福祉計画推進委員会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉計画（最終案）に関する検討</li> </ul>  |                         |
|        | 12月14日           | 市議会12月定例会 観光厚生常任委員会   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光厚生常任委員会で、障害者福祉計画の策定状況等を報告</li> </ul>   |                         |
|        | 12月19日～1月18日     | 意見公募手続（パブリックコメント）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉計画（最終案）についての意見公募手続を実施</li> </ul>  | 9名の方から66件のご意見を頂きました。    |
|        | 1月19日            | 第2回 障害者福祉計画推進委員会と地域自立支援協議会の意見交換会  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉計画（最終案）に関して、障害者福祉計画推進委員と地域自立支援協議会委員の意見交換を実施</li> </ul>  |                         |
|        | 2月3日             | 第4回 障害者福祉計画推進会議   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募手続（パブリックコメント）集約報告</li> <li>・障害者福祉計画（最終案）に関する検討</li> </ul>                                      |                         |
| 2月10日  | 第4回 障害者福祉計画推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見公募手続（パブリックコメント）集約報告</li> <li>・障害者福祉計画（最終案）に関する検討</li> </ul> |  |                         |

## 障害者福祉計画改定基本方針

## 1 障害者福祉計画改定の趣旨

平成 19 年 3 月に、本市の障害者に関する施策をより明確にし、障害者施策を推進していくため、最初の「鎌倉市障害者福祉計画」を策定しました。

平成 21 年 3 月には、「鎌倉市障害者福祉計画」のうち、障害福祉サービスなどの数値目標を定めた「第 1 期障害福祉計画」を改定し、「第 2 期障害福祉計画」を策定しました。

今回、平成 23 年度で、5 年間の計画期間満了を迎える「障害者計画」と、3 年間の計画期間満了を迎える「障害福祉計画」について、障害者を取り巻く環境変化を受け止め、障害者福祉施策をより一層推進していくため、平成 24 年度からの改定計画を策定しようとするものです。

## 2 障害者関係法令の改正等

平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」の施行、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の施行、同月に国連での「障害者の権利条約」の採択（日本は未批准）など、障害者に関する施策の大きな変化がありました。

また内閣府では、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」、平成 22 年 1 月に「障害者制度改革推進会議」を設置され、障害者制度の集中的な改革に向けて、協議をすすめています。

平成 22 年 12 月には「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が制定され、利用者負担の見直し、発達障害者を障害者の範囲に含む、障害程度区分の見直し、児童通所サービスの支給決定について児童相談所から市町村へ移管などの改正がおこなわれました。

現在、障害者基本法の改正案が国会で審議されています。計画改定にあたっては、これらの関係法令の改正内容、社会経済状況の変化等に充分配慮していきます。

### 3 障害者福祉計画改定の基本視点

計画の改定にあたっては、現行の障害者計画の基本的視点を継承しました。

- (1) ノーマライゼーションの実現
- (2) クオリティオブライフ（QOL：生活の質）の向上
- (3) 人にやさしいまちづくり
- (4) 地域生活を支える支援の充実
- (5) 日常生活にある困難（生きにくさ・暮らしにくさ）の視点からの支援の充実

### 4 障害者福祉計画の概要

#### (1) 構成

##### ア 障害者基本計画（障害者計画）

- ・障害者基本法第9条第3項「市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない」

##### イ 障害福祉サービス計画（障害福祉計画）

- ・障害者自立支援法87条～89条
- ・厚生労働省「自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な方針」に準拠している。
- ・計画期間内の各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要量の見込み、施設からの地域移行者数、就労移行者数の見込みなどの数値目標、必要量の確保のための方策などを定めたもの。

#### (2) 計画期間

ア 「第2期・障害者基本計画」 平成24年度～29年度（6年間）

イ 「前期・障害福祉サービス計画」平成24年度～26年度（3年間）

### 5 策定体制

#### (1) 庁内推進体制

障害者福祉施策に関係する庁内各課の課長職による「鎌倉市障害者福祉計画推進会議」を開催し、改定に向けた作業をおこないます。

(2) 障害者福祉計画推進委員会

学識経験者、関係行政機関、関係団体等による「鎌倉市障害者福祉計画推進委員会」を開催し、改定に向けた検討、協議をおこないます。

(3) 地域自立支援協議会との連携

地域の障害福祉ネットワークの役割を担っている、地域自立支援協議会と改定に向けた協議をおこないます。

(4) 意見聴取

ア アンケート調査の実施

- ・平成 22 年 10 月に、市民 2500 人（身体障害児者 1600 人、知的障害者児者 250 人、精神障害者 250 人、一般市民 400 人）を無作為抽出によりアンケートを配布しました。
- ・回収率 障害者 68.4% 一般市民 74.5%

イ 障害者団体・施設・障害者・一般市民の懇談会の実施

- ・平成 22 年 10 月～11 月に、市内 5 地域で 7 回実施
- ・延べ 15 団体、14 施設、75 人が参加
- ・障害者福祉計画改定についての要望などを伺いました。
- ・平成 23 年 10 月にも、市内 5 地域で各障害者団体、施設、障害者、一般市民を対象に意見聴取を実施予定です。

ウ パブリックコメントの実施

- ・素案について、平成 23 年 12 月～24 年 1 月に実施予定です。

6 他の行政計画等との調和（カッコ内は制定平成年度です）

(1) 庁内計画との調和

鎌倉市総合計画（18）

鎌倉市健康福祉プラン（18）

鎌倉市移動円滑化基本構想（16）

(2) 県計画との調和

かながわ障害者計画（16）

三浦半島地区障害保健福祉圏域計画（17）

かながわの障害福祉グランドデザイン（18）

神奈川県障害福祉計画（21）

かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱（21）

新たな障害者地域生活支援施策の構築に関する小委員会中間取りまとめ  
（22）

(3) 国の法令等との調和

身体障害者福祉法（S24）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（S25）

知的障害者福祉法（S35）

障害者基本法（S45）

発達障害者支援法（16）

障害者自立支援法（18）

障害者の権利条約（18・国連決議採択）

障害者制度改革推進本部（21）

障害者制度改革推進会議（21）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（22）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（23）

障害者基本法の一部を改正する法律案（23）

## 国の障害者制度改正等の動向

これまでの障害者に関する新たな法令の制定経過ですが、平成 16 年 12 月に「発達障害者支援法」が成立（平成 17 年 4 月施行）しました。

この法律で、発達障害の定義を明らかにするとともに、発達障害を早期に見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにし、学校教育における発達障害児者への支援、発達障害者の就労支援など、発達障害者の自立及び社会参加支援を、保健、医療、福祉、教育、雇用などの各分野で一体的に推進していくことが示されました。

平成 17 年 10 月には、「障害者自立支援法」が成立（平成 18 年 4 月一部施行、10 月完全施行）しました。障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の基で一元的に提供されることとなりました。同時に、障害のある人が、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス体系の再編・強化もおこなわれました。

障害者自立支援法は、平成 22 年 12 月に一部改正（平成 23 年 10 月及び平成 24 年 4 月施行）され、利用者負担の見直し、発達障害が精神障害に含まれるなど障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化（児童相談所から市町村への一部業務移管）、視覚障害者への同行援護の創設などがおこなわれました。

バリアフリー関連では、平成 17 年 7 月にユニバーサルデザイン政策大綱が公表され、施設や交通の整備について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた行政を推進することとなりました。

また、平成 18 年 6 月に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法の 2 つの法律を統合、拡充させた法律として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の

促進に関する法律（バリアフリー新法）」が成立（平成 18 年 12 月施行）しました。当事者の参画による基本構想の策定や、公共交通や道路、建築物に関する基準が定められ、バリアフリーを、より一体的に推進していくこととなりました。

平成 20 年 3 月には、施設や製品などを、最初からバリアのない誰にとっても利用しやすいデザインとするための、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が決定されました。

平成 23 年 6 月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立（平成 24 年 10 月施行）しました。障害者虐待防止や養護者への支援のため、市町村に虐待防止センターの機能を持たせることが定められています。

平成 23 年 7 月には、「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立（平成 23 年 8 月施行）しました。共生社会の実現、社会参加の機会の確保、差別の禁止、療育、相談体制の整備、障害特性に応じた防災・防犯施策、選挙や司法手続きにおける配慮などの項目が新設されました。

国では現在、障がい者制度改革推進本部や推進会議において、障害者福祉制度の改革や、新たな障害者福祉法制に関する検討が進められています。

平成 22 年 6 月 29 日に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法（仮称）」を制定することとされており、障がい者制度改革推進会議の下で開催されている総合福祉部会で議論されています。

障害者施策の動向（国及び国連、昭和45年～平成23年）

|      | 昭和45  | 56 | 57 | 58 | 59 | 60 | 61 | 62 | 63 | 平成2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | ～ |
|------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 推進体制 | <p>障害者施策推進本部（平成12年に再編）<br/>（昭和57年～平成21年）</p> <p>障がい者制度改革推進本部<br/>（平成21年12月～）</p> <p>障がい者制度改革推進会議<br/>（平成22年1月～）</p> <p>中央障害者施策推進協議会<br/>（平成17年～）</p>  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |
|      | <p>障害者対策に関する長期計画<br/>（昭和58年～平成4年）</p> <p>障害者対策に関する新長期計画<br/>（平成5年～平成14年）</p> <p>障害者基本計画<br/>（平成15年～平成24年）</p> <p>「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策<br/>（昭和62年～平成4年）</p> <p>障害者プラン～<br/>ノーマライゼーション7か年戦略<br/>～<br/>（平成8年～平成14年）</p> <p>重点施策実施5か年計画（平成15年～平成19年）</p> <p>重点施策実施5か年計画（平成20年～平成24年）（後期5か年計画）</p> <p>心身障害者対策基本法成立（議員立法）<br/>（昭和45年）</p> <p>障害者基本法成立（心身障害者対策基本法の全面改正）<br/>（平成5年）</p> <p>障害者基本法の改正<br/>（平成16年）</p>           |    |    |    |    |    |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |
| 主な事項 | <p>「国際障害者年」<br/>（1981年）<br/>（昭和56年）</p> <p>国連障害者の十年<br/>（1983年～1992年）<br/>（昭和58年～平成4年）</p> <p>ESCAP アジア太平洋障害者の十年<br/>（1993年～2002年）<br/>（平成5年～平成14年）</p> <p>ESCAP「新十年」びわこミレミアムフレームワーク<br/>（2003年～2012年）<br/>（平成15年～平成24年）</p> <p>障害者の権利に関する宣言<br/>（1975年）<br/>（昭和50年）</p> <p>障害者に関する世界行動計画<br/>（1982年）<br/>（昭和57年）</p> <p>■障害者権利条約<br/>・国連総会での採択（平成18（2006）年12月）<br/>・日本の署名（平成19（2007）年9月）<br/>・条約の発効（平成20（2008）年5月）</p> |    |    |    |    |    |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |
|      | <p>国連等</p>  |    |    |    |    |    |    |    |    |     |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |   |

資料：内閣府

# 障害者福祉に関するアンケート調査 結果報告書（概要版）

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

身体障害児者、知的障害児者、精神障害者の現状及びニーズの把握並びに市民の障害福祉に関する理解等を把握し、第3期障害者福祉計画策定にかかる基礎資料とするため実態調査を行いました。

### 2 調査対象

鎌倉市全域 2,500人

身体障害児者 1,600人

精神障害者 250人

知的障害児者 250人

市民 400人

### 3 調査期間

平成22年10月から概ね1か月間

### 4 調査方法

障害者：郵送による配布・回収 / 一般：直接配布・回収

### 5 回収状況

|     | 配布数    | 回収者数   | 回収率   |
|-----|--------|--------|-------|
| 障害者 | 2,100人 | 1,435人 | 68.3% |
| 一般  | 400人   | 298人   | 74.5% |

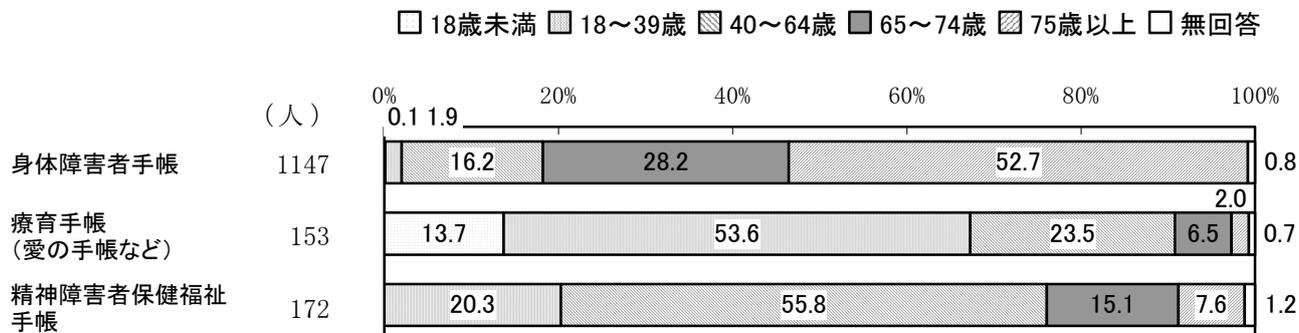
### 6 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数（人）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の回答数の合計と単純集計（全体）の回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・調査結果を図表にて表示していますが、グラフ以外の表は、最も高い割合のものを、網かけしています。（無回答を除く）

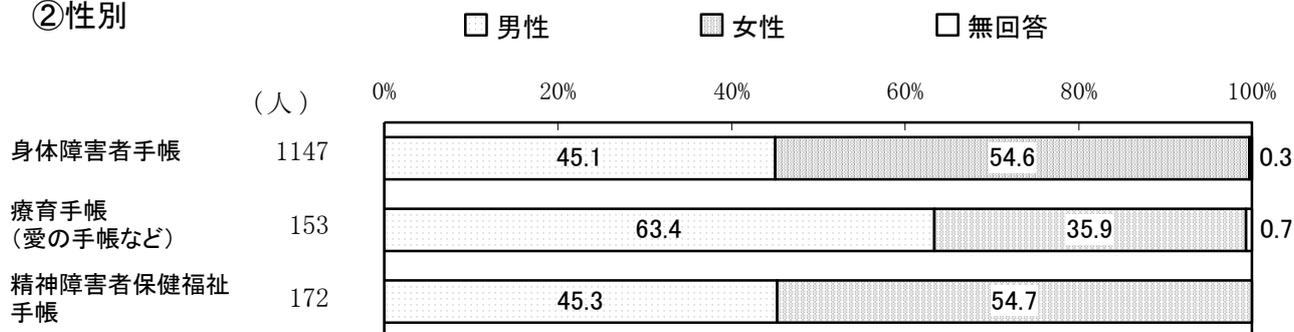
## II 障害者調査結果

### 1 回答者の属性

#### ①年齢

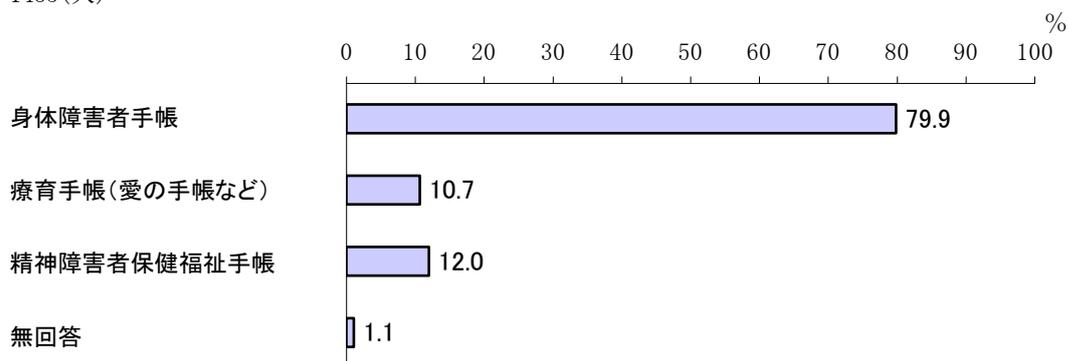


#### ②性別



#### ③手帳の種類

1435(人)



## 2 医療機関との関わりについて

医療について困ったことでは、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が遠い」との意見が1割以上挙げられており、障害に応じた地域医療の充実が必要です。

精神障害者では、現在、治療を受診している人が約9割となっており、入院経験のある人が約6割となっており、そのうち5割以上が3回以上入院を繰り返しており、地域ケアが重要となっています。

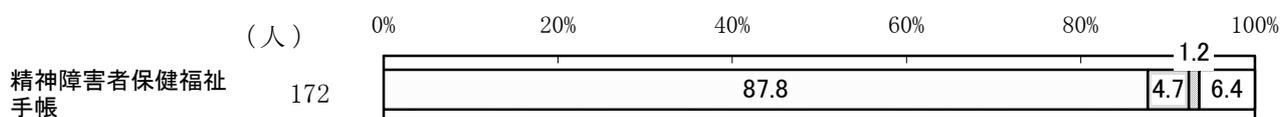
問 医療について困ったことがあれば、教えてください。(複数回答)

単位：%

| 区分           | 専門的な治療を行ってくれる医療機関が遠い | 診療所や病院が遠い | 往診や訪問看護をしてもらえない | 通院時に付添いをしてくれる人がいない | 医師に病気のことや薬のことを聞けない | 医師から障害や病気について、きちんとした説明がない | 待ち時間が長い | お金がかかる | その他  | 特に困ったことはない | 無回答  | 有効回答者数(人) |
|--------------|----------------------|-----------|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------------|---------|--------|------|------------|------|-----------|
| 身体障害者手帳      | 13.9                 | 8.2       | 2.7             | 4.6                | 1.3                | 1.8                       | 27.9    | 7.1    | 6.3  | 39.7       | 13.4 | 1147      |
| 療育手帳(愛の手帳など) | 15.7                 | 4.6       | 1.3             | 5.9                | 1.3                | 3.3                       | 20.9    | 7.8    | 12.4 | 28.8       | 20.3 | 153       |
| 精神障害者保健福祉手帳  | 16.9                 | 14.5      | 1.7             | 5.2                | 5.2                | 8.7                       | 24.4    | 15.1   | 10.5 | 27.9       | 14.5 | 172       |

問 精神科、神経科、心療内科の医師による診察について教えてください。(単数回答)

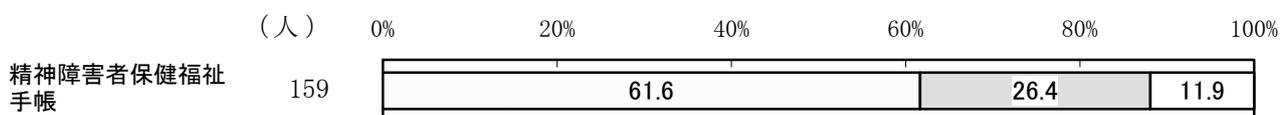
- 現在、精神科や神経科、心療内科を受診している  
 過去に、精神科や神経科、心療内科を受診したことがある  
 精神科や神経科、心療内科を受診したことはない  
 無回答



現在、または過去に精神科や神経科、心療内科を受診している方

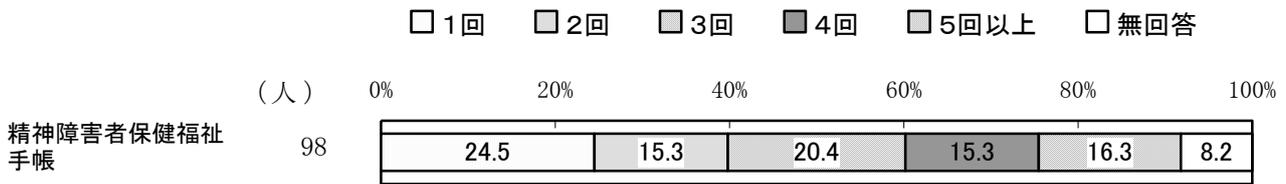
問 これまで、精神科や神経科、心療内科に入院したことはありますか。(単数回答)

- 入院したことがある     入院したことはない     無回答



「入院したことがある」と回答した方

### ①入院回数



## 3 生活の状況について

ひとり暮らしの人は、知的障害者ではわずかですが、身体障害者、精神障害者では約1割となっています。

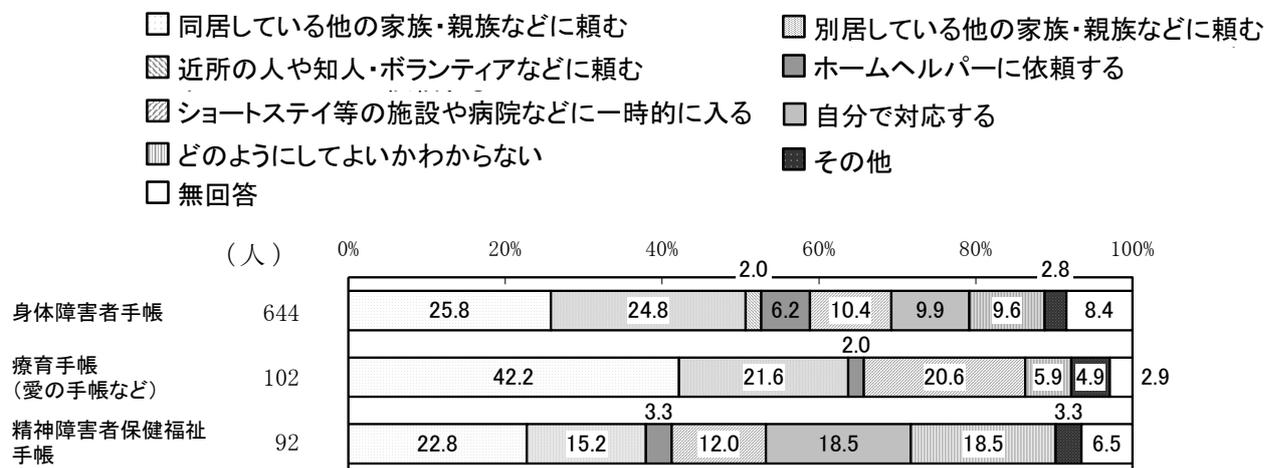
ADLについてみると、全体に知的障害者では「ひとりでできる」の割合が低くなっています。知的障害者について項目別でみると、BADL（食事、排泄、入浴、身支度、屋内移動）では3割以下であり、IADL（食事の用意、買い物、金銭管理、通院、服薬）については大部分の項目で「ひとりでできる」という回答がみられず、家族などに対する介助負担の大きさがうかがわれます。

## 4 介助者について

主な介助者は、身体障害者では「夫または妻」が上位に挙がっていますが、知的障害者、精神障害者では「親」が上位であり、特に知的障害者では約6割が親となっています。そうした中で、主な介助者が一時的に援助できなくなった場合の対応については、知的障害者や精神障害者の重度者は「同居している他の家族・親族などに頼む」、「ショートステイ等の施設や病院などに一時的に入る」が上位に挙がっており、ショートステイ等の一時預かり施設の役割が高くなっています。

### 家族や知人の介助者がいる方

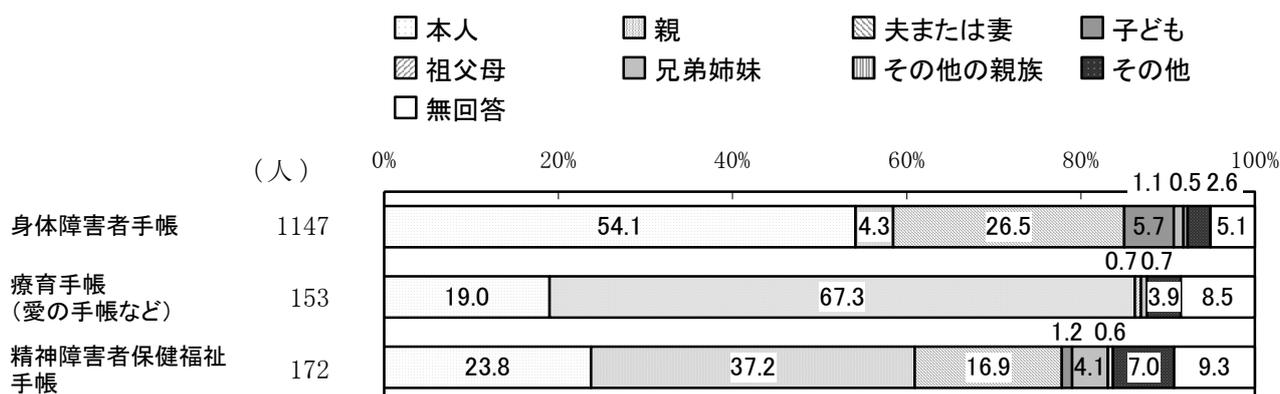
問 主な介助者が家族の場合で、万一急病、事故、出産などのため、一時的に援助などができなくなった場合、どうすることにしていますか。（単数回答）



## 5 暮らしについて

生計の中心については、身体障害者は生計の中心が「本人」である場合が多く、知的障害者、精神障害者は生計の中心が「親」である場合が多くなっています。生計の中心が「本人」である場合の収入種別は約6割が「老齢年金など」であり、「給与・賃金」、「障害者年金」は1割台に留まっています。

問 生活費は、どなたの収入が中心になっているか教えてください。(単数回答)



問 主に生活費を負担している方の収入について教えてください。(複数回答)

単位：%

| 区分           | 給与・賃金 | 事業収入 | 障害者年金 | 老齢年金など | 障害者手当 | 生活保護 | 産収入など(不動産収入など) | 財産収入(不動産収入など) | 仕送り | その他 | 無回答  | 有効回答者数(人) |
|--------------|-------|------|-------|--------|-------|------|----------------|---------------|-----|-----|------|-----------|
| 身体障害者手帳      | 16.7  | 4.3  | 10.3  | 62.9   | 5.0   | 1.0  | 7.7            | 0.6           | 9.5 | 5.8 | 1147 |           |
| 療育手帳(愛の手帳など) | 41.2  | 7.2  | 25.5  | 33.3   | 7.8   | —    | 6.5            | 0.7           | 3.3 | 5.9 | 153  |           |
| 精神障害者保健福祉手帳  | 29.1  | 3.5  | 27.3  | 43.0   | 4.7   | 6.4  | 3.5            | 1.2           | 8.1 | 5.2 | 172  |           |

## 6 日中の過ごし方について

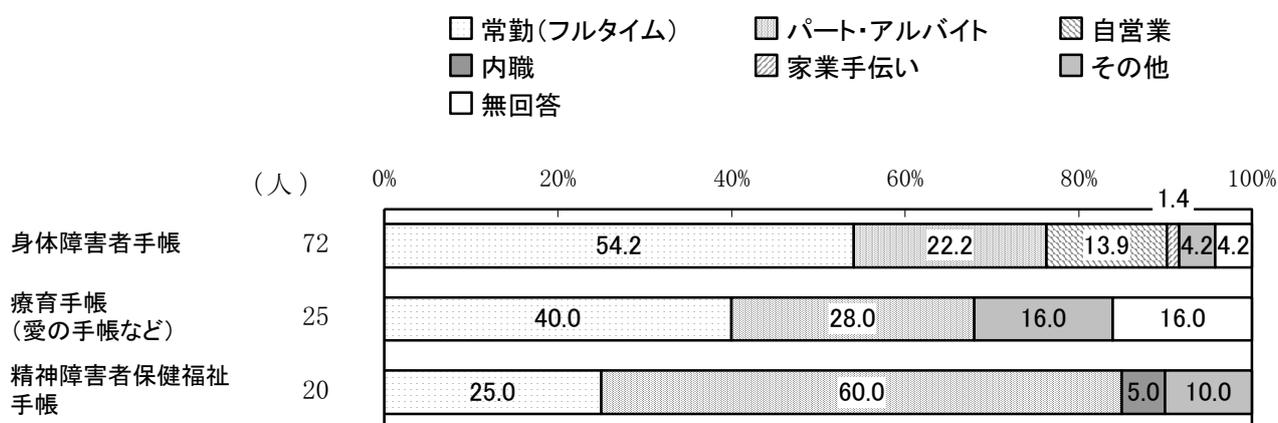
就労形態については、精神障害者では「パート・アルバイト」が6割であり、1か月の就労日数も約5割が15日以下となっており、常勤が困難であることがうかがわれます。

就学している人の今後の進路については、知的障害者では「進学したい」が上位に挙がっていますが、精神障害者では「自宅でできる仕事がしたい」が上位であり、コミュニケーションなどに問題がある場合の就労のあり方が課題となっています。

就労や就業に関する悩みや不満がある人は、知的障害者、精神障害者では3割を超えており、悩みや不満に対する相談支援の充実が求められていると考えられます。

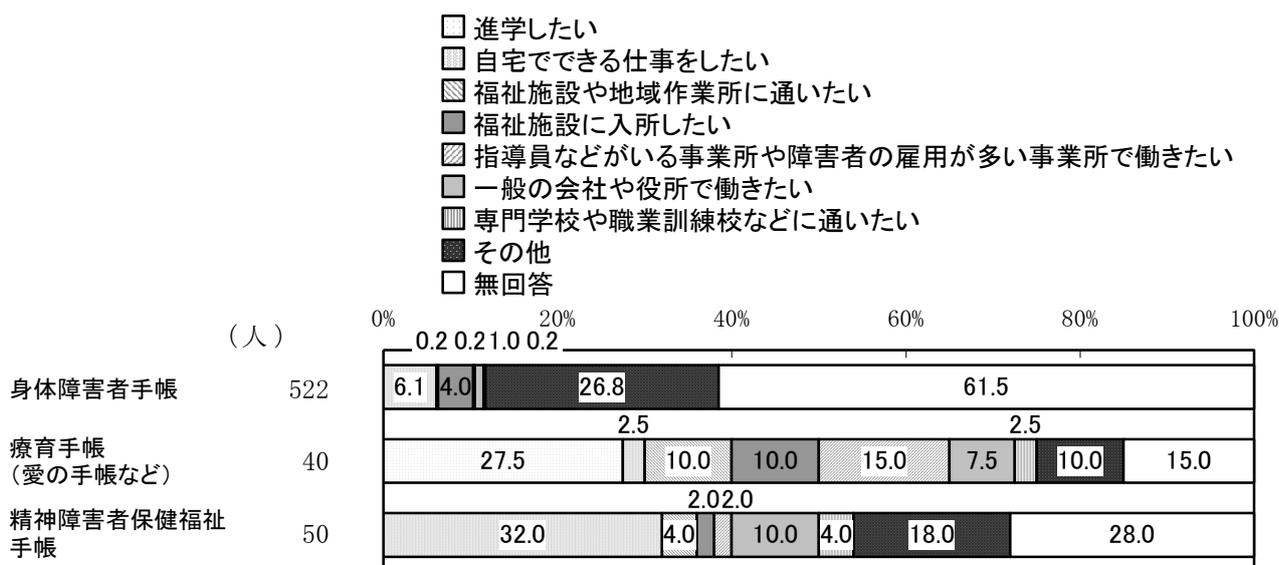
「企業や役所で働いている」「福祉事業所で働いている」と回答した方

問 どのような形態で働いているか教えてください。(単数回答)



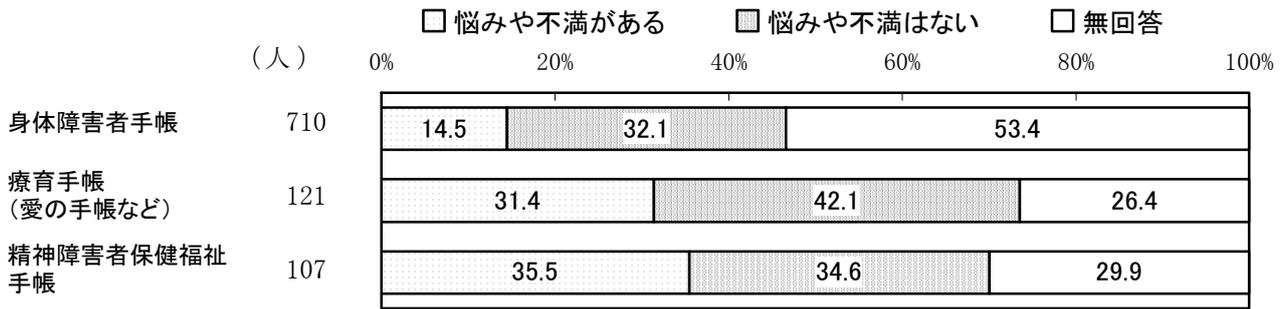
働いていない方

問 今後の進路について、教えてください。(単数回答)



日中自宅で過ごしていない方

問 日中の活動内容について、悩みや不満があれば教えてください。(単数回答)



## 7 外出について

外出頻度が年に数回、もしくは外出しない人は約1割となっており、外出が障害者の自立のための第1歩という観点からみると、外出支援の充実が必要と考えられます。

外出で困ることをみると、身体障害者では「道路などに段差がある」、「階段の上り下りエレベータ設備が少ない」、「休憩できるベンチなどが少ない」が上位に挙げられています。知的障害者では「コミュニケーションが取りにくいので困ったことを聞けない」が上位に挙げられており、加えて介助員について、約4割が「いつも必要」と考えられており、障害に対する理解の普及及び外出時の介助が求められていることがうかがわれます。精神障害者では「交通費などがかかる」が上位に挙がっています。

問 外出するときに、困ることがあれば教えてください。(複数回答)

単位：%

| 区分           | 歩道がせまい | 道路などに段差がある | 道路に放置自転車などの障害物が多い | 交通機関の利用(乗り降り)が難しい | 階段の上り下りが難しい(エレベータ設備が少ない) | わかりにくい | 標識や案内表示が | 手すりなどが無い | 点字ブロックが不十分 | 視覚障害者用信号が少ない | 信号がはやくかわるので、渡れない | 利用できるトイレなど(多目的トイレなど)が少ない | 障害者専用駐車場が少ない |
|--------------|--------|------------|-------------------|-------------------|--------------------------|--------|----------|----------|------------|--------------|------------------|--------------------------|--------------|
| 身体障害者手帳      | 20.1   | 31.0       | 10.2              | 17.6              | 30.5                     | 4.1    | 16.0     | 1.2      | 2.9        | 10.3         | 18.0             | 13.2                     |              |
| 療育手帳(愛の手帳など) | 14.5   | 9.4        | 4.3               | 9.4               | 5.8                      | 2.9    | 4.3      | -        | -          | 3.6          | 10.1             | 5.8                      |              |
| 精神障害者保健福祉手帳  | 12.5   | 6.9        | 4.2               | 4.2               | 6.3                      | 4.2    | 2.1      | 0.7      | -          | 4.2          | 11.1             | 2.8                      |              |

| 区分           | 休憩できるベンチなどが少ない | 外出の介助者がいない | いっしょに行く仲間がいないので不安 | コミュニケーションが取りにくいので、困ったことを聞けない | 困ったときに周りの人が助けてくれない | 交通費などがかかる | 人目が気になる | その他 | 困ったことはない | 無回答  | 有効回答者数(人) |
|--------------|----------------|------------|-------------------|------------------------------|--------------------|-----------|---------|-----|----------|------|-----------|
| 身体障害者手帳      | 26.2           | 5.0        | 2.8               | 4.9                          | 1.9                | 15.1      | 2.7     | 6.3 | 16.6     | 13.5 | 978       |
| 療育手帳(愛の手帳など) | 4.3            | 5.1        | 7.2               | 37.0                         | 6.5                | 18.1      | 12.3    | 7.2 | 14.5     | 17.4 | 138       |
| 精神障害者保健福祉手帳  | 14.6           | 4.2        | 12.5              | 9.7                          | 4.2                | 31.9      | 19.4    | 6.3 | 25.0     | 11.8 | 144       |

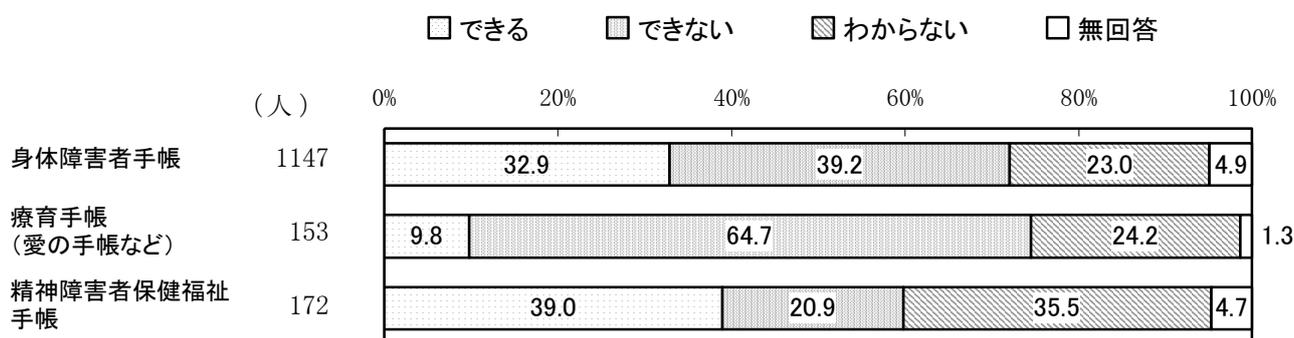
## 8 災害時について

災害時にひとりで避難できる人は、4割未満であり、特に知的障害者では1割を下回っています。

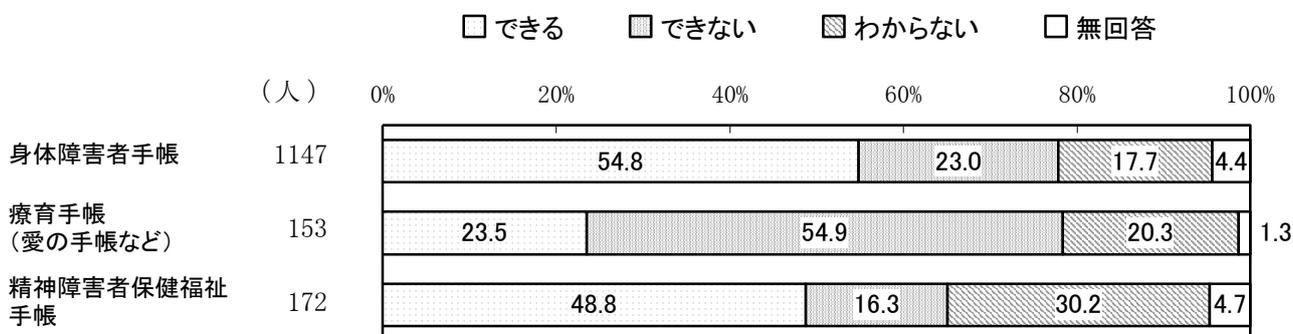
災害時にまわりの人とのコミュニケーションが図れる人は、身体障害者、精神障害者では、約5割ですが、知的障害者では3割を下回っており、避難場所での支援体制が求められます。

災害時要援護者支援台帳への登録状況は、知的障害者以外では1割を下回っており、知的障害者についても約2割となっています。

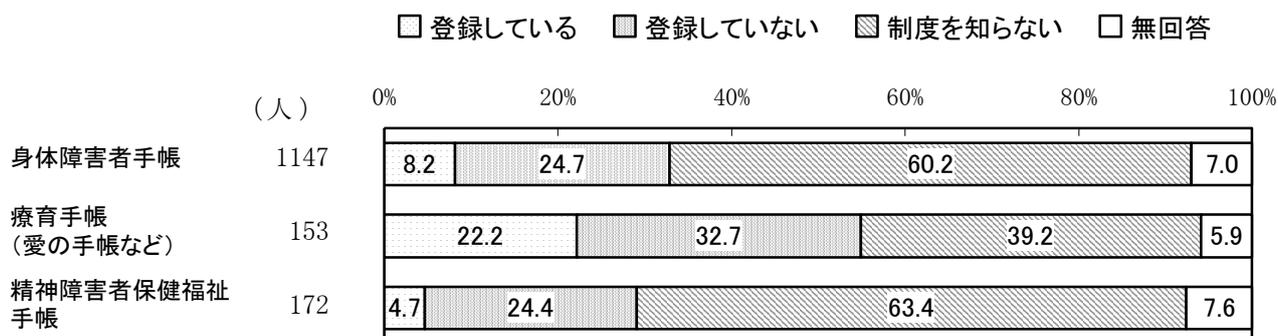
### 問 火事や地震などの災害時に、いつでもひとりで避難できますか。(単数回答)



### 問 火事や地震などの災害時に、まわりの人に知らせることができますか。(単数回答)



### 問 災害時における、災害時要援護者登録制度の登録について教えてください。(単数回答)

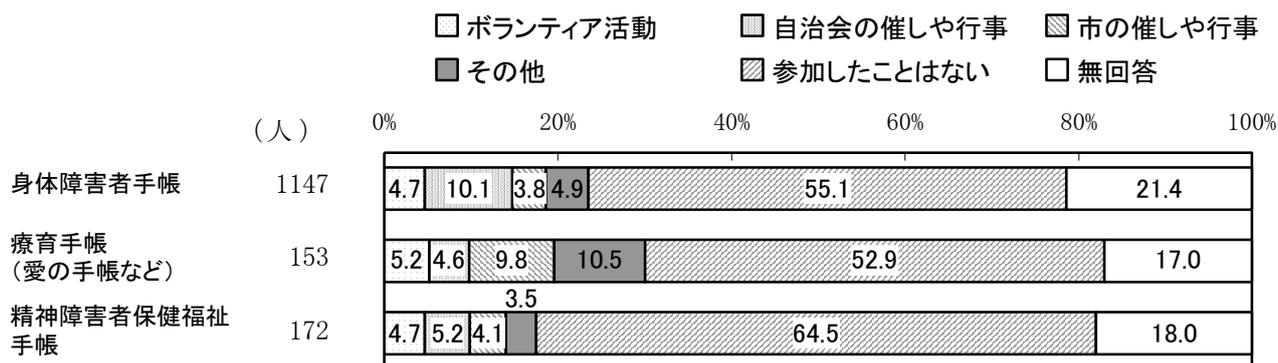


## 9 余暇活動について

仕事や地域作業所、学校などに行っていないときについて、「希望どおりに過ごせないときがある」という回答は、精神障害者では約3割となっており、余暇活動の支援が必要と考えられます。

地域活動への参加については、「参加したことはない」がすべての障害で5割を超えており、特に精神障害者では6割を上回っています。

問 主な、地域活動の参加について教えてください。(単数回答)



## 10 相談について

福祉サービス利用についての相談相手は「家族」が約4割となっており、家族で相談して、福祉サービスを選択していることがうかがわれます。家族以外では「行政（市役所や保健所など）の職員」が高い中で、精神障害者では、「診療所や病院の医師など」が3割を超え、医療機関と連携した相談体制が求められていることがうかがわれます。

問 福祉サービスの利用について、相談している人について教えてください。(複数回答)

単位：%

| 区分               | 家族   | 親族  | 業所<br>相談<br>支援<br>事 | 行政<br>(市役所<br>や保健所<br>など)<br>の職員 | 議<br>社<br>会<br>の<br>職<br>員 | 談<br>員<br>障<br>害<br>福<br>祉<br>相 | 童<br>生<br>委<br>員<br>児<br>童<br>委<br>員 | ど<br>院<br>の<br>医<br>師<br>な<br>病 | の<br>地<br>域<br>福<br>祉<br>施<br>設<br>や<br>作<br>業<br>所 | 福<br>祉<br>施<br>設<br>や<br>作<br>業<br>所 |
|------------------|------|-----|---------------------|----------------------------------|----------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|---|--------------------------------------|
| 身体障害者手帳          | 40.2 | 9.0 | 5.8                 | 16.6                             | 4.5                        | 3.7                             | 2.4                                  | 10.1                            | 6.3   | 6.3                                  |
| 療育手帳<br>(愛の手帳など) | 39.9 | 6.5 | 3.3                 | 22.9                             | 0.7                        | 5.2                             | —                                    | 3.9                             | 37.9  | 37.9                                 |
| 精神障害者保健福祉手帳      | 40.7 | 7.6 | 3.5                 | 27.9                             | 0.6                        | 9.3                             | 1.7                                  | 31.4                            | 19.2  | 19.2                                 |

| 区分               | 障<br>害<br>者<br>団<br>体 | ホ<br>ー<br>ム<br>へ | 友<br>人<br>・<br>知<br>人 | 職<br>場<br>・<br>学<br>校<br>の<br>人 | 誰<br>にも<br>相<br>談<br>し<br>な<br>い | い<br>必<br>要<br>が<br>す<br>な<br>る | そ<br>の<br>他 | 無<br>回<br>答 | 有<br>効<br>回<br>答<br>者<br>(人) |
|------------------|-----------------------|------------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------|-------------|------------------------------|
| 身体障害者手帳          | 1.9                   | 7.2              | 9.2                   | 0.2                             | 7.1                              | 9.7                             | 8.1         | 10.9        | 1147                         |
| 療育手帳<br>(愛の手帳など) | 5.9                   | 1.3              | 13.1                  | 6.5                             | 5.2                              | 4.6                             | 3.3         | 7.8         | 153                          |
| 精神障害者保健福祉手帳      | 2.9                   | 5.8              | 11.6                  | 1.7                             | 7.0                              | 2.3                             | 12.2        | 6.4         | 172                          |

## 11 福祉に関する情報について

福祉に関する情報源は、「市の広報やガイド」が5割を超えており、情報誌などの充実が求められています。

問 福祉に関する情報について、どこから情報を得ているか教えてください。(複数回答)

単位：％

| 区分   | 市の広報やガイド | 県の広報 | 新聞・雑誌 | テレビ・ラジオ | インターネット | 家族や友人 | 市役所  | 保健所 | 児童相談所 |
|------|----------|------|-------|---------|---------|-------|------|-----|-------|
| 鎌倉地域 | 50.9     | 15.2 | 21.1  | 16.1    | 5.7     | 17.2  | 25.6 | 0.4 | 0.4   |
| 腰越地域 | 57.8     | 18.9 | 26.7  | 20.9    | 7.8     | 21.4  | 20.4 | —   | —     |
| 深沢地域 | 56.0     | 19.5 | 21.6  | 15.2    | 5.3     | 23.8  | 25.9 | 1.8 | 0.4   |
| 大船地域 | 62.8     | 21.7 | 23.0  | 19.4    | 8.1     | 23.0  | 25.6 | 1.3 | 0.3   |
| 玉縄地域 | 61.8     | 19.1 | 19.7  | 18.5    | 6.2     | 17.4  | 21.3 | 1.7 | 0.6   |

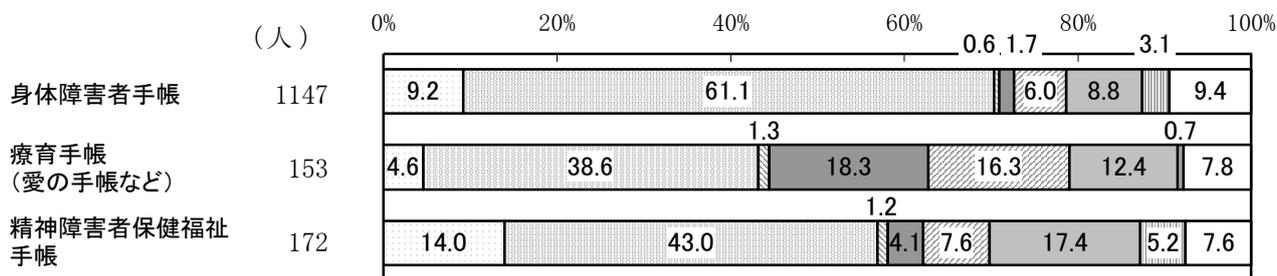
| 区分   | 社会福祉協議会 | 学校  | 職場  | 福祉施設や地域<br>作業所 | 病院などの医療機関 | 障害者団体など | その他 | 無回答  | 有効回答者数(人) |
|------|---------|-----|-----|----------------|-----------|---------|-----|------|-----------|
| 鎌倉地域 | 7.5     | 0.9 | 0.4 | 10.4           | 24.0      | 3.3     | 5.7 | 11.0 | 454       |
| 腰越地域 | 4.4     | 0.5 | 0.0 | 13.6           | 20.4      | 6.3     | 4.9 | 8.3  | 206       |
| 深沢地域 | 7.1     | 1.1 | 1.4 | 11.3           | 20.6      | 7.1     | 4.3 | 9.9  | 282       |
| 大船地域 | 2.6     | 0.6 | 0.3 | 12.0           | 22.0      | 8.7     | 3.2 | 5.2  | 309       |
| 玉縄地域 | 5.1     | 1.7 | 1.7 | 10.1           | 13.5      | 6.2     | 8.4 | 9.0  | 178       |

## 12 これから望むことについて

これからの生活については、「家族と暮らしたい」が上位に挙がっていますが、知的障害者では「グループホームやケアホームで暮らしたい」、「入所施設で暮らしたい」が約2割となっており、これからの不安についても、「親などがいなくなること」が上位に挙がっていることから、親なき後について、施設への依存度が高いことがうかがわれます。

問 今後どのように生活したいですか。(単数回答)

- ひとりで暮らしたい
- 友人や知人と暮らしたい
- 入所施設などで暮らしたい
- その他
- 家族と暮らしたい
- グループホームやケアホームで暮らしたい
- わからない
- 無回答



問 これからのことについて、どのような不安があるか教えてください。(複数回答)

単位：%

| 区分               | 身体のこと | 場所<br>住宅・生活の | 生活費  | 介助者  | 仕事   | 路<br>学校生活・進 | 日常生活 |
|------------------|-------|--------------|------|------|------|-------------|------|
| 身体障害者手帳          | 64.3  | 10.2         | 25.2 | 22.4 | 4.6  | —           | 20.2 |
| 療育手帳<br>(愛の手帳など) | 17.6  | 26.1         | 35.9 | 20.9 | 15.7 | 11.1        | 26.1 |
| 精神障害者保健福祉手帳      | 35.5  | 30.2         | 52.9 | 20.3 | 30.8 | —           | 27.9 |

| 区分               | 結婚や育児 | 老後   | 親などがいなくなること | その他 | 特にない | 無回答 | 有効回答者数<br>(人) |
|------------------|-------|------|-------------|-----|------|-----|---------------|
| 身体障害者手帳          | 0.8   | 35.4 | 5.7         | 4.2 | 9.1  | 6.9 | 1147          |
| 療育手帳<br>(愛の手帳など) | 4.6   | 32.0 | 74.5        | 4.6 | 7.2  | 4.6 | 153           |
| 精神障害者保健福祉手帳      | 13.4  | 48.8 | 44.2        | 8.7 | 5.2  | 7.6 | 172           |

## 13 福祉サービスについて

福祉サービスの利用状況については、すべての障害において「福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券・福祉有償運送料金助成券」、「鎌倉市障害者福祉手当」の利用率が高い中で、身体障害者では「ホームヘルプサービス」が上位に挙がっており、利用意向についても同様となっています。知的障害者では、「短期入所」、「移動支援事業」が利用率、利用意向ともに上位に挙がっています。精神障害者では、「ハローワークの職業相談」、「ホームヘルプサービス」が利用率、利用意向ともに上位に挙がっています。

福祉サービスに関する鎌倉市の取組みに対しては、身体障害者では「成年後見制度や権利擁護事業（成年後見制度利用支援事業など）」、「障害児の保育や教育（あおぞら園、特別支援学級など）」、「手話通訳や要約筆記等コミュニケーション支援（手話通訳・要約筆記者の派遣）」の充実要望が高くなっています。知的障害者では、「地域で生活するための場所の整備（グループホーム、ケアホームなど）」、「障害者の家族や保護者など、介護者への支援（短期入所など）」、「障害者雇用と働く場の充実（就労移行支援や、ハローワークの職業相談など）」の充実要望が高くなっています。精神障害者では、「障害者雇用と働く場の充実（就労移行支援や、ハローワークの職業相談など）」、医療、保健サービス事業（医療費の助成や訪問歯科検診など）の充実要望が高くなっています。

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 訪問入浴サービス                        | 介護保険を利用していない全身性の身体障害者の方に、移動入浴車を派遣します                     |
| 手話・要約筆記通訳者の派遣                   | 聴覚・音声・言語機能に障害のある方のコミュニケーションを支援します                        |
| 住宅改造の補助                         | 重度の身体障害者等の方で、既存住宅の改造が必要な場合、市が工事費を補助します                   |
| 鎌倉市障害者福祉手当                      | 在宅の中・重度の障害者の方へ、支給します                                     |
| 福祉タクシー利用券・自動車燃料費助成券・福祉有償運送料金助成券 | 在宅の身体障害者手帳1・2級の方に券を交付します                                 |
| 訪問指導                            | 保健師の訪問による食事や健康管理などの相談支援を行います                             |
| ハローワークの職業相談                     | 就労先の紹介や就労についての相談・支援を行います                                 |
| ボランティアの援助                       | 必要に応じ、社会福祉協議会でボランティアを募り、援助します                            |
| ホームヘルプサービス                      | ホームヘルパーが、必要な家事の援助や身体の介護を行います                             |
| 生活介護                            | 食事や入浴、排泄等の介護や日常生活上の支援や、軽作業等の生活活動を提供するサービス                |
| 施設入所支援                          | 日々の生活を、施設で過ごすサービス  |
| 短期入所                            | 介護者が不在等のため、障害者施設で宿泊を伴うサービスを一時的に利用すること                    |
| ケアホーム・グループホーム                   | 共同住宅において、世話人や支援員等と一緒に生活するサービス                            |
| 就労移行支援・就労継続支援                   | 一般就労に向けて、知識や能力を身につけたり、企業へ実習等を行なうサービス                     |
| 移動支援事業                          | 視覚障害者や重度の障害者など、一人で外出が困難な方に対し、ガイドヘルパーを派遣し、外出時の移動介護を行うサービス |
| 児童デイサービス                        | 障害がある子どもたちに対し、集団生活の適応訓練や、日常生活の指導を行うサービス                  |
| 障害児放課後余暇支援事業                    | のんびりスペース大船と障害児活動支援センターで、障害児等に余暇活動の場を提供します                |

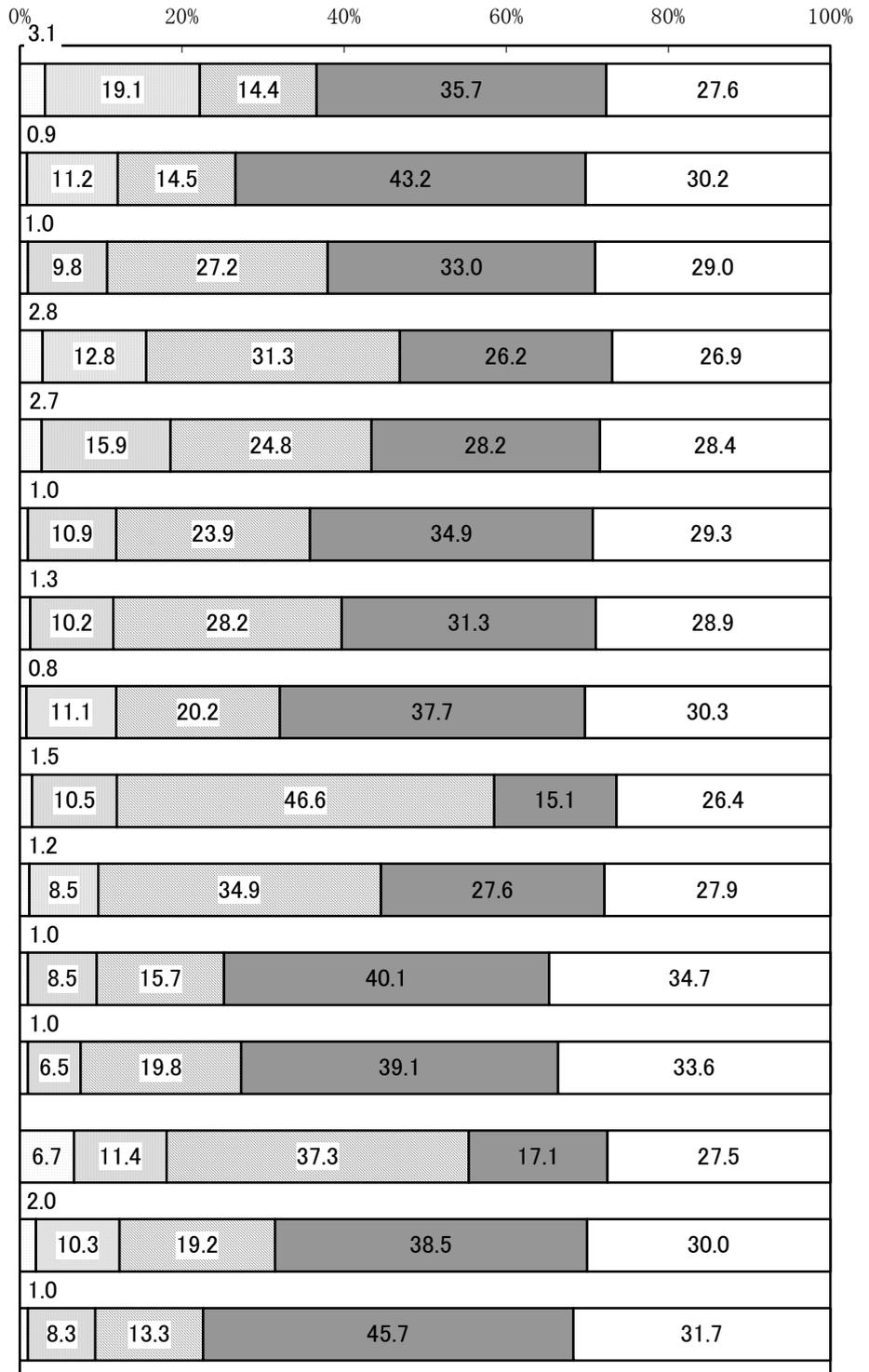
問 福祉サービスに関する鎌倉市の取組みについて、その満足度を教えてください。  
(単数回答)

【身体障害者手帳】

(1147人)

□ 満足 □ 普通 □ 充実してほしい □ わからない □ 無回答

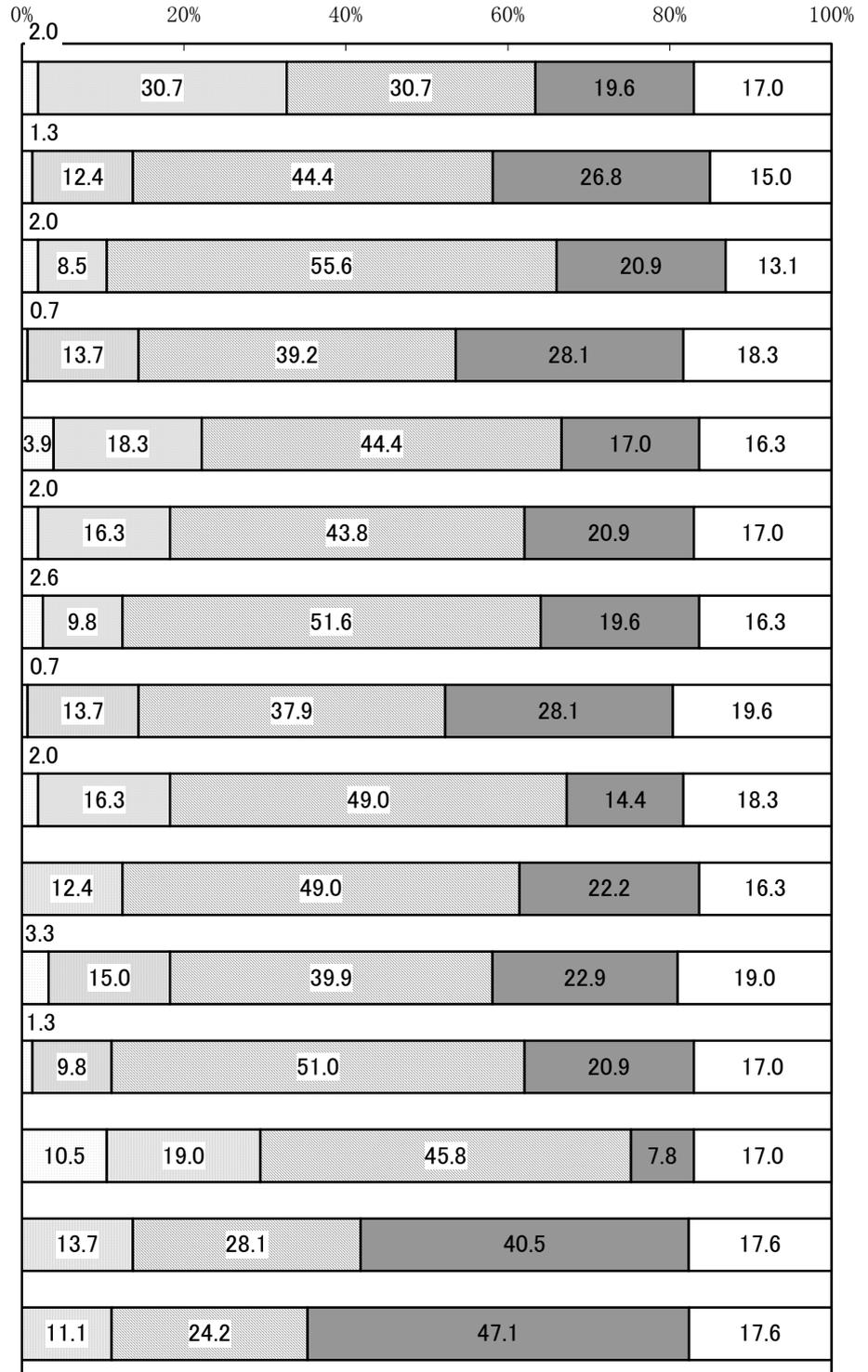
- ①障害者への理解の普及・啓発事業(手話講習会、福祉まつりなど)
- ②成年後見制度や権利擁護事業(成年後見制度利用支援事業など)
- ③地域で生活するための場所の整備(グループホーム、ケアホームなど)
- ④在宅生活を送るためのサービス(ホームヘルプサービスや生活介護など)
- ⑤相談場所や相談支援機関(相談支援事業、障害福祉相談員など)
- ⑥余暇活動や外出時の移動支援サービス(移動支援事業など)
- ⑦障害者の家族や保護者など、介護者への支援(短期入所など)
- ⑧ボランティア活動の支援(ボランティア団体への支援など)
- ⑨バリアフリーのまちづくり(住宅改修の補助、エスカレーターやエレベーターの設置など)
- ⑩災害・緊急時対策(災害時要援護者登録制度など)
- ⑪障害児の保育や教育(あおぞら園、特別支援学級など)
- ⑫障害者雇用と働く場の充実(就労移行支援や、ハローワークの職業相談など)
- ⑬医療、保健サービス事業(医療費の助成や訪問歯科検診など)
- ⑭わかりやすい情報提供(点字図書や録音図書の貸出など)
- ⑮手話通訳や要約筆記等コミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記者の派遣)



## 【療育手帳（愛の手帳など）】

□ 満足 □ 普通 □ 充実してほしい □ わからない □ 無回答

(153 人)



## 【精神障害者保健福祉手帳】

(172 人)

①障害者への理解の普及・啓発事業(手話講習会、福祉まつりなど)

②成年後見制度や権利擁護事業(成年後見制度利用支援事業など)

③地域で生活するための場所の整備(グループホーム、ケアホームなど)

④在宅生活を送るためのサービス(ホームヘルプサービスや生活介護など)

⑤相談場所や相談支援機関(相談支援事業、障害福祉相談員など)

⑥余暇活動や外出時の移動支援サービス(移動支援事業など)

⑦障害者の家族や保護者など、介護者への支援(短期入所など)

⑧ボランティア活動の支援(ボランティア団体への支援など)

⑨バリアフリーのまちづくり(住宅改修の補助、エスカレーターやエレベーターの設置など)

⑩災害・緊急時対策(災害時要援護者登録制度など)

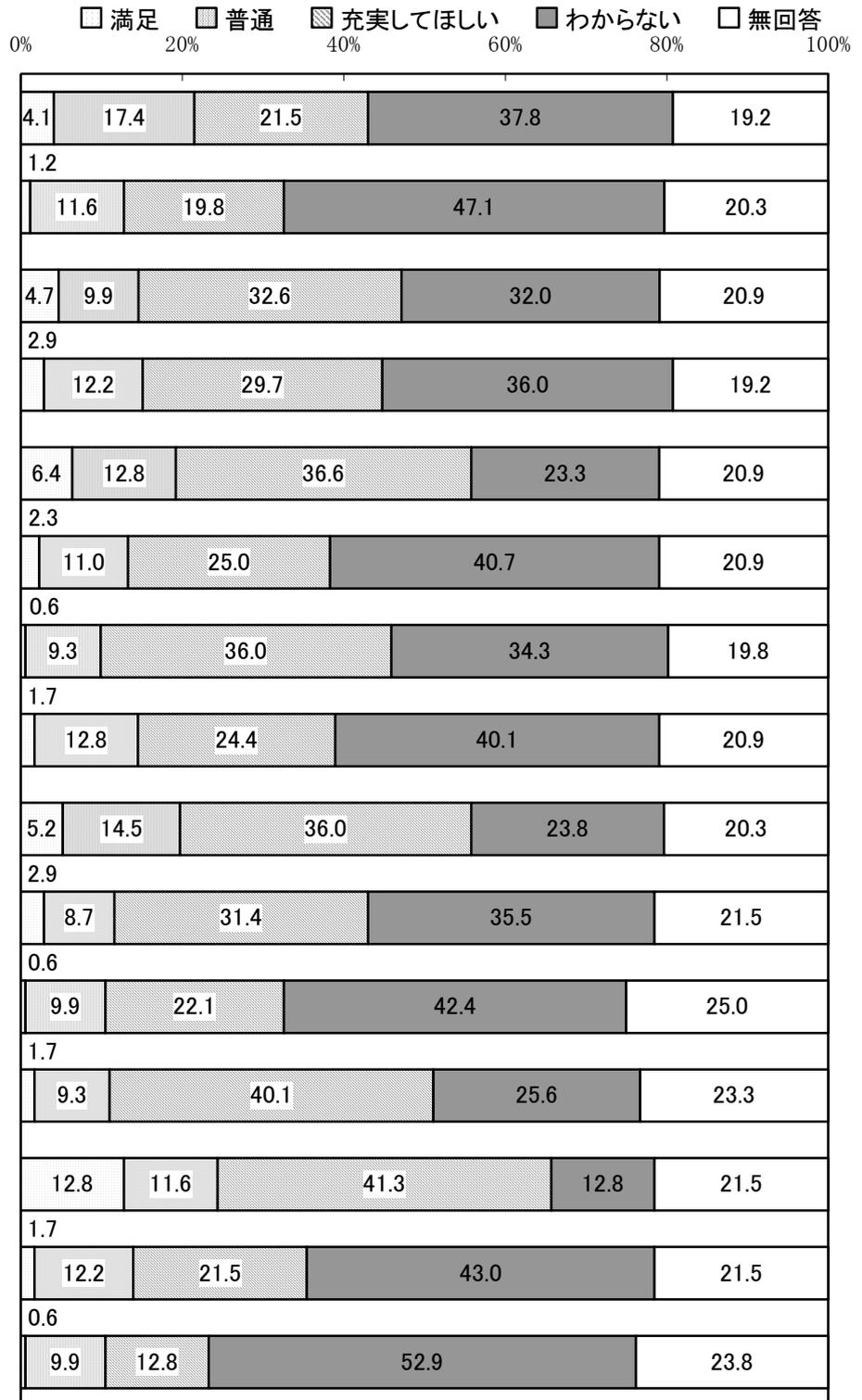
⑪障害児の保育や教育(あおぞら園、特別支援学級など)

⑫障害者雇用と働く場の充実(就労移行支援や、ハローワークの職業相談など)

⑬医療、保健サービス事業(医療費の助成や訪問歯科検診など)

⑭わかりやすい情報提供(点字図書や録音図書の貸出など)

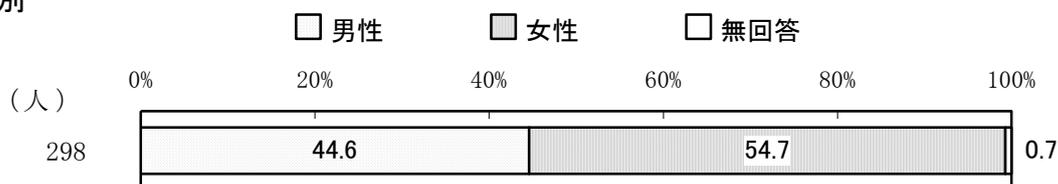
⑮手話通訳や要約筆記等コミュニケーション支援(手話通訳・要約筆記者の派遣)



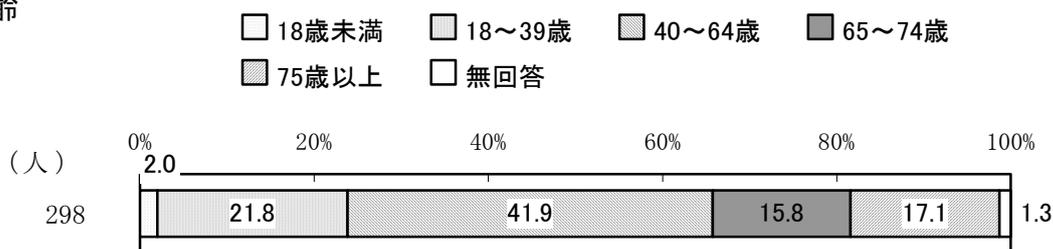
## II 一般調査結果

### 1 回答者の属性

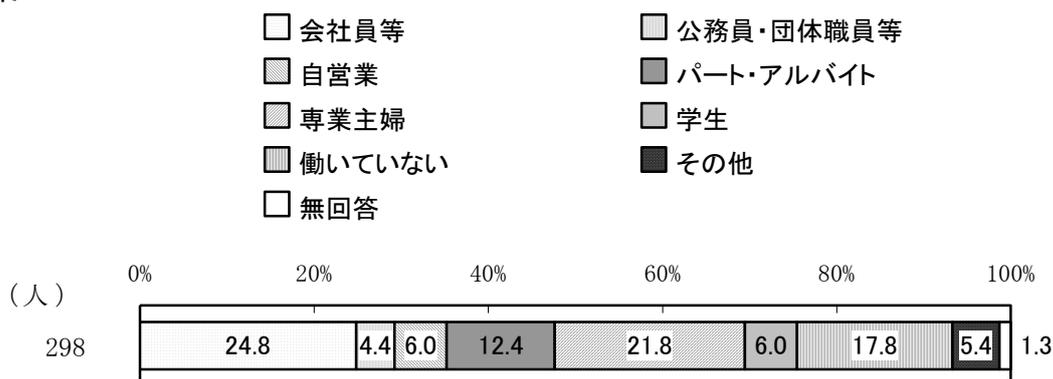
#### ①性別



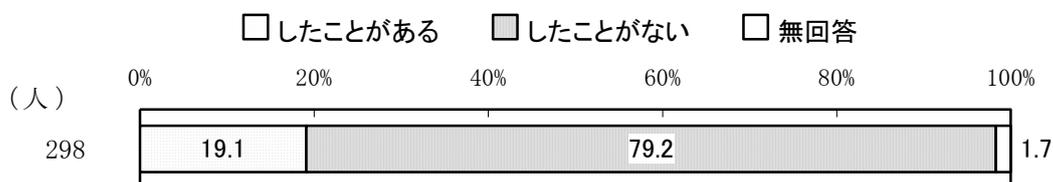
#### ②年齢



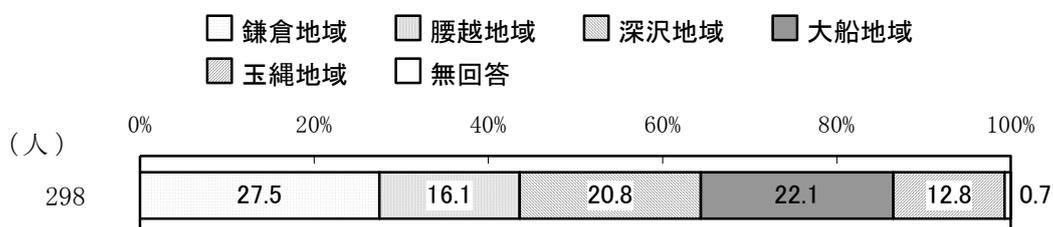
#### ③職業



問 医療・介護・福祉に関わる仕事、または勉強をしたことがありますか。(単数回答)



問 お住まいの地域を教えてください。(単数回答)

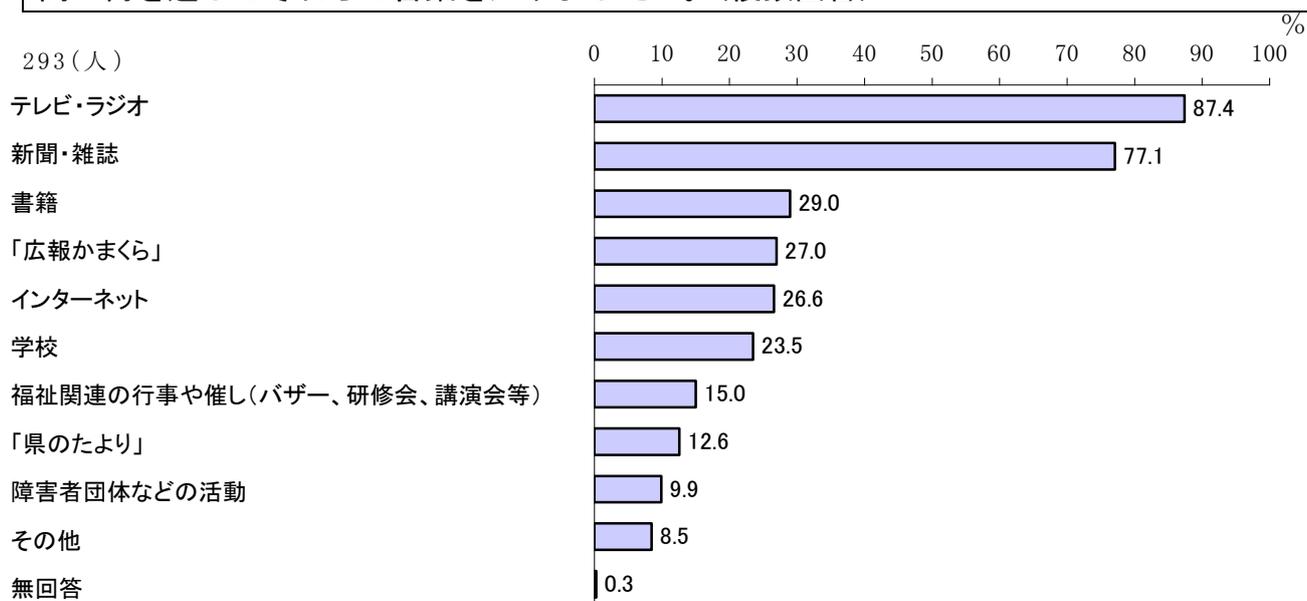


## 2 障害者福祉について

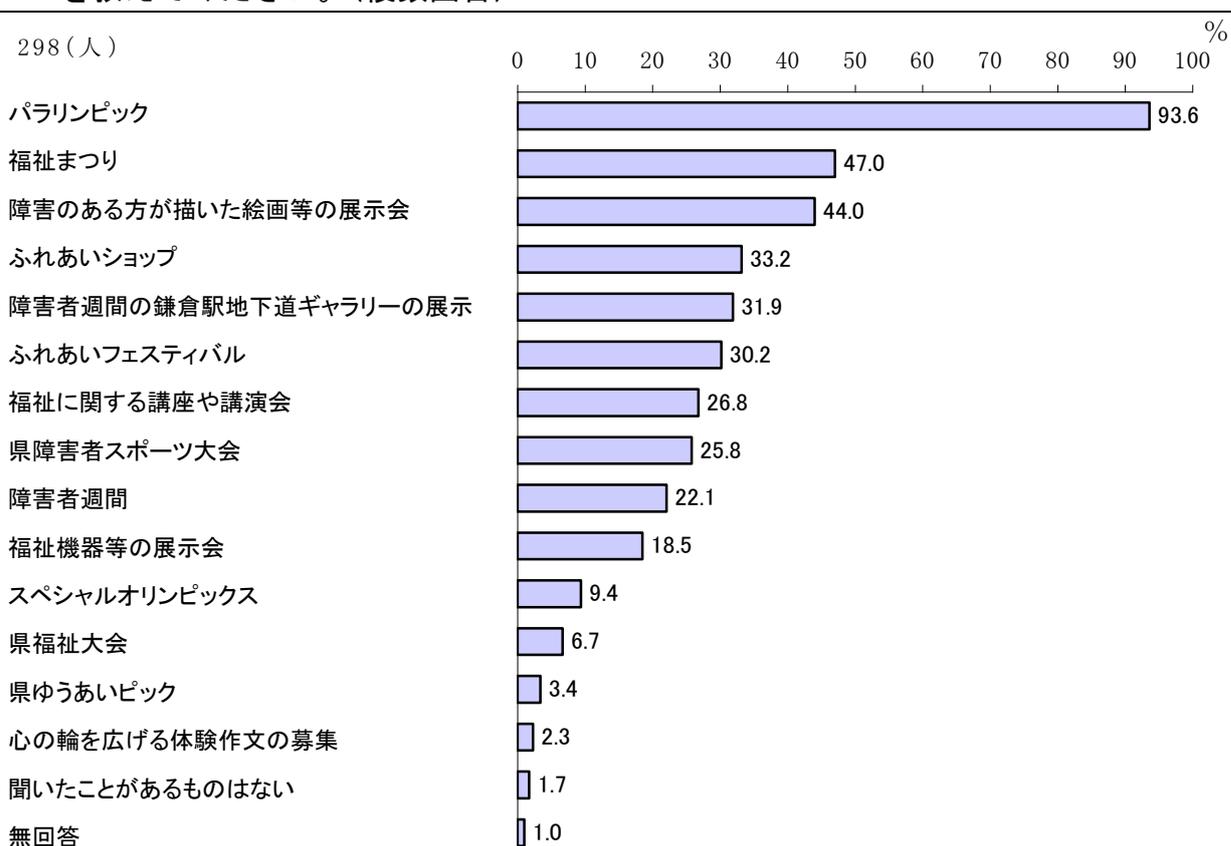
障害福祉に関する言葉を知った媒体については、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」が主であり、「広報かまくら」などから知った人は3割未満となっています。こうしたことから、マスメディアを活用した普及啓発が効果的である、と考えられます。

障害福祉に関する行事や催しについては、「パラリンピック」については9割を超える周知度ですが、他の行事や催しの周知度は5割を下回っており、一層の周知活動が必要と考えられます。

### 問 何を通じてそれらの言葉を知りましたか。(複数回答)



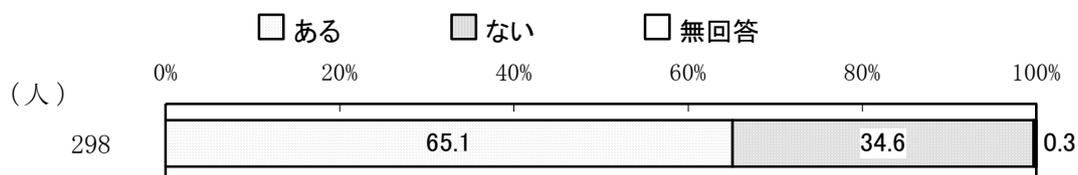
### 問 次にあげる障害者福祉に関する行事や催しのうち、あなたが聞いたことがあるものを教えてください。(複数回答)



### 3 障害者との関わりについて

障害者に接したことがある人は約3分の2であり、ノーマライゼーションの考え方の普及の観点からも幅広い障害者との交流機会の提供が求められます。

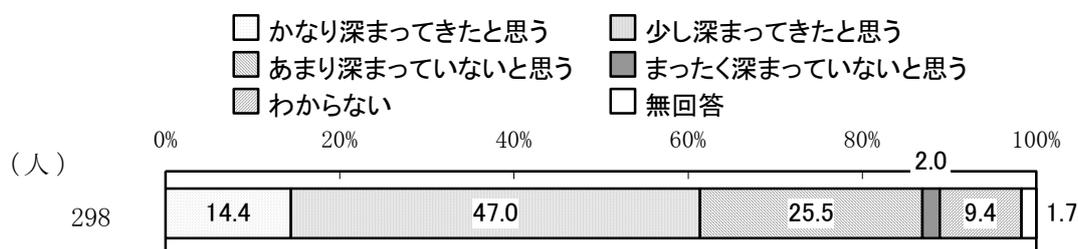
問 今までに、障害者に接したことはありますか。(単数回答)



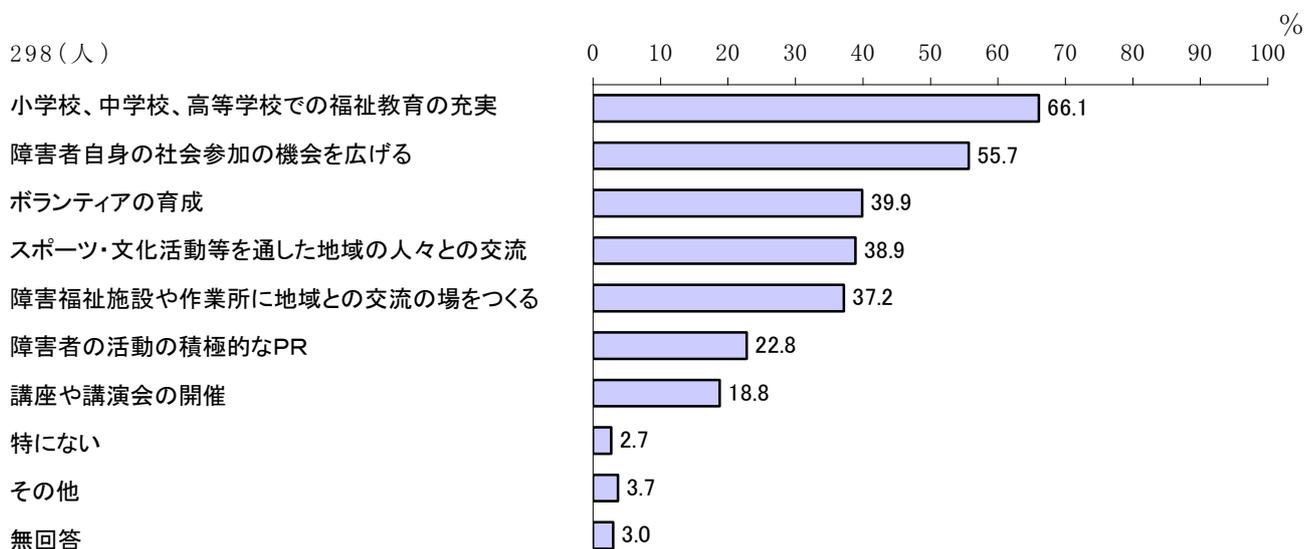
### 4 障害者への理解について

障害者への社会の理解が深まってきたと思う人は約6割となっており、社会全体にノーマライゼーションの考え方が浸透してきたことがうかがわれます。今後、一層、理解を深めるために力を入れるべきことについては、「小学校、中学校、高等学校での福祉教育の充実」が上位に挙げられており、子どもたちからの教育が重要であるとの認識がうかがわれます。

問 21 障害者への社会の理解は深まってきていると思いますか。(単数回答)



問 22 障害者への理解を深めるために、社会全体が力を入れるべきことは何だと思いますか。(複数回答)



## 5 障害者施策について

障害者施策の必要性に対する意識をみると、全体に必要性の認識は持たれていることがうかがわれますが、「障害者雇用報奨金制度」については、必要性の認識が低いことがうかがわれ、制度の必要性の周知が必要と考えられます。

また、医療・介護・福祉に関わる仕事、勉強の状況別でみると、「ふれあいショップやふれあいフェスティバル」や「成年後見制度の充実」については、医療・介護・福祉に関わる仕事、勉強をしたことのある人とない人の差が大きく、制度の周知が不足していることがうかがわれます。

問 今後、障害者が地域で生活していくために必要だと思うことについて、次の項目のうち、今後の必要性について教えてください。(単数回答)



障害者福祉に関するアンケート調査結果報告書  
～ 概要版 ～

---

発行日：平成23年3月

発行：鎌倉市

編集：鎌倉市 健康福祉部 障害者福祉課

鎌倉市御成町 18-10

TEL：0467-61-3975

Fax：0467-25-1443

資料編－５

鎌倉市障害者福祉計画推進委員会設置要綱

(趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）に基づき障害者に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進に関する事項
- (2) 障害者福祉計画の改定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員、関係団体等の推薦者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該日が属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 第3条第2項の規定による身分又は資格に基づいて、委員に委嘱された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、原則として公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を若干人置く。

2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。

3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日（平成19年12月28日）から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

付 則

(施行期日等)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

障害者福祉計画推進委員会委員名簿

| 役 職 名    |                                    | 氏 名                |
|----------|------------------------------------|--------------------|
|          | 社団法人鎌倉市歯科医師会理事                     | うじいえ ひろし<br>氏家 博   |
| 委員<br>長  | 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科助教          | きしかわ まなぶ<br>岸川 学   |
|          | 鎌倉市社会福祉協議会地域福祉支援室担当係長              | こうの まさたか<br>河野 匡孝  |
|          | よこすか障害者就業・生活支援センター主査               | ごとう ゆきお<br>後藤 由紀夫  |
|          | 鎌倉市社会福祉協議会施設部会(鎌倉清和施設長)            | さとみ ひとし<br>里見 仁志   |
|          | 鎌倉市自立支援協議会会長<br>(鎌倉市社会福祉協議会事務局長)   | しまぎき しんいち<br>島崎 伸一 |
| 副委<br>員長 | 鎌倉市社会福祉協議会団体部会<br>(鎌倉市身体障害者福祉協会会長) | すずき てるゆき<br>鈴木 輝行  |
|          | 社団法人鎌倉市医師会理事                       | とよた さとる<br>豊田 悟    |
|          | 鎌倉市障害者地域作業所連絡会会長(虹の子作業所所長)         | なかがわ ちえこ<br>中川 千恵子 |
|          | 鎌倉市精神障害者地域生活支援団体連合会代表              | ながの れいこ<br>永野 玲子   |
|          | 鎌倉保健福祉事務所保健福祉課副主幹                  | もりた てつじ<br>森田 哲司   |
|          | 神奈川県立鎌倉養護学校総括教諭                    | よしみず ひとし<br>吉水 仁   |

(50音順・敬称略)

## 資料編一六

### 鎌倉市障害者福祉計画推進会議設置要綱

#### (趣旨・設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市障害者福祉計画（以下「障害者福祉計画」という）に基づく施策を推進するに当たり、関係各課が連携して福祉施策に関する調整、調査、研究等をするため、鎌倉市障害者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者福祉計画に係る施策の推進における調整
- (2) 障害者福祉計画の改定素案の作成
- (3) 障害者福祉計画に関する事項の調査及び研究
- (4) その他障害者福祉計画の推進に必要な事項

#### (組織)

第3条 推進会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長 健康福祉部長
- (2) 副議長 健康福祉部次長(第7条に規定する庶務担当課等を所管する次長)
- (3) 委員 健康福祉部および子どもみらい部内の課長及び課長代理、及び教育指導課長

2 議長は、必要に応じ臨時委員を置くことができる。

#### (職務)

第4条 推進会議は、議長が招集し会務を総理する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (意見の聴取)

第5条 推進会議は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (部会)

第6条 議長は、必要に応じて推進会議に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会長及び部会員は、議長が指名する。

3 議長は、必要に応じ臨時部会員を置くことができる。

4 部会の会議は、部会長が議長に諮って招集し、会議の結果は推進会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、この推進会議の所掌事務を所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、議長が推進会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成19年12月28日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成20年4月1日）から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日（平成21年4月1日）から施行する。

## 鎌倉市の障害児者福祉施設

(平成24年4月1日現在)

| 施設区分           | 施設名                 | 主な障害区分                      | 所在地                    | 電話・FAX                   | 運営主体                                | 箇所数                |             |
|----------------|---------------------|-----------------------------|------------------------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------|-------------|
| 相談支援           | とらいむ                | 共通                          | 由比ガ浜2-2-40<br>KFビル4階   | 61-3205<br>61-3207 (FAX) | (NPO) 地域生活サポートまいんど                  | 4                  |             |
|                | キャロットサポートセンター       |                             | 由比ガ浜2-9-62<br>フォーラム301 | 23-5235<br>(FAX兼用)       | (NPO) e-ライフサポート                     |                    |             |
|                | ラファエル会 地域支援室        |                             | 大船1175<br>小坂ビル1F       | 55-8878<br>47-2727 (FAX) | (社福) ラファエル会                         |                    |             |
|                | あさひ訪問看護<br>介護ステーション |                             | 大船2-1-3<br>ミサオビル2F     | 43-6688<br>43-6675 (FAX) | あさひ健康福祉サービス㈱                        |                    |             |
| 地域活動支援センター     | I型                  | キャロットサポートセンター               | 由比ガ浜2-9-62<br>フォーラム301 | 23-5235<br>(FAX兼用)       | (NPO) e-ライフサポート                     | 2                  |             |
|                |                     | とらいむ                        | 由比ガ浜2-2-40<br>KFビル4階   | 61-3205<br>61-3207 (FAX) | (NPO) 地域生活サポートまいんど                  |                    |             |
|                | II型                 | 虹の子作業所                      | 知的                     | 常盤10-10                  | 43-5600<br>(FAX兼用)                  | (NPO)R・WORKSHOP    | 1           |
|                |                     | III型                        | ぶどうの木                  | 知的                       | 梶原1-1-12                            | 47-0661<br>(FAX兼用) | (NPO) ぶどうの木 |
|                | サンタ・ハウス             |                             | 知的                     | 御成町3-10                  | 23-6525<br>(FAX兼用)                  | (NPO) Be-Oneself   |             |
|                | 麦の穂                 |                             | 精神                     | 大町5-12-21                | 25-2567<br>(FAX兼用)                  | (社福) 麦の里           |             |
|                | 倶楽部「道」              |                             |                        | 扇ガ谷1-7-7今小路荘             | 23-8772<br>33-5505 (FAX)            | (NPO) 道            |             |
|                | スローライフ              |                             | 身体                     | 腰越4-9-8                  | 32-0737<br>(FAX兼用)                  | (NPO) スローライフ       |             |
|                | ひがし                 |                             |                        | 腰越2-11-3                 | 32-8577<br>(FAX兼用)                  | (NPO) ひがし          |             |
|                | よあけ                 |                             |                        | 常盤98                     | 33-3030<br>33-3021 (FAX)            | (NPO) よあけ          |             |
| ひかり作業所         | 台3-2-7              |                             |                        | 81-4802<br>(FAX兼用)       | (NPO) ひかり                           |                    |             |
| 就労移行支援         | 工房ひしめき              | 知的                          | 鎌倉山2-8-34              | 33-0882<br>33-0765 (FAX) | (社福) ほしづきの里                         | 3                  |             |
|                | ラビー材木座センター          |                             | 材木座6-5-26              | 22-1188<br>22-1591 (FAX) | ㈱ラビー                                |                    |             |
|                | ねくすと                | 精神                          | 由比ガ浜2-2-40<br>KFビル4階   | 61-3205<br>61-3207 (FAX) | (NPO) 地域生活サポートまいんど                  |                    |             |
| 就労継続支援         | A型                  | ワーカービー                      | 知的                     | 由比ガ浜2-9-53<br>マゼハイム2階    | 23-2374<br>(FAX兼用)                  | (NPO) e-ライフサポート    | 4           |
|                |                     | ピースウェーブ                     | 御成町3-10                | 33-4042<br>(FAX兼用)       | (NPO) Be-Oneself                    |                    |             |
|                |                     | かまくらふれんず<br>カフェふれんず (サテライト) | 精神                     | 御成町2-5<br>今泉2-10-1       | 24-1116<br>23-5420 (FAX)<br>46-3413 | (NPO) 地域生活サポートまいんど |             |
|                |                     | ジャックと豆の木                    |                        | 由比ガ浜2-4-39               | 24-6202<br>(FAX兼用)                  |                    |             |
|                | B型                  | 工房ひしめき                      | 知的                     | 鎌倉山2-8-34                | 33-0882<br>33-0765 (FAX)            | (社福) ほしづきの里        | 10          |
|                |                     | 鎌倉薫風学園 (ら・くれあ)              |                        | 関谷1351                   | 47-9358<br>47-9359 (FAX)            | (社福) ラファエル会        |             |
|                |                     | 鎌倉はまなみ                      | 由比ガ浜2-3-11             | 24-5873<br>24-5907 (FAX) | (社福) 清和会                            |                    |             |
|                |                     | 青い麦の家                       | 精神                     | 大町5-2-11                 | 23-0026<br>(FAX兼用)                  | (社福) 麦の里           |             |
|                |                     | Work shop レスカル              |                        | 小袋谷2-14-10               | 46-9335<br>(FAX兼用)                  | (NPO) ゆうほ          |             |
|                |                     | café茶るら (第2レスカル)            |                        | 大船2-20-38                | 47-1975<br>(FAX兼用)                  |                    |             |
|                |                     | れざみ                         |                        | 御成町7-11                  | 23-9817<br>(FAX兼用)                  | (NPO) 地域生活サポートまいんど |             |
|                |                     | 道工房                         |                        | 小町2-6-39                 | 23-8772<br>33-5505 (FAX)            | (NPO) 道            |             |
|                |                     | もっこす                        |                        | 大船2-24-11                | 44-1841<br>(FAX兼用)                  | (NPO) 響            |             |
| アトリエそらのいろ      | 知的<br>精神            | 由比ガ浜1-2-6                   |                        | 22-5400<br>(FAX兼用)       | (NPO) アートスタジオ<br>かまくらの森             |                    |             |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | すべーす・ゆう             | 精神                          | 岡本2-1-10<br>プロシードビル2F  | 48-0004<br>(FAX兼用)       | (NPO) ゆうほ                           | 1                  |             |

| 施設区分                 | 施設名                  | 主な障害区分             | 所在地                      | 電話・FAX                   | 運営主体                  | 箇所数 |
|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|-----|
| 生活介護                 | 小さき花の園<br>デイサービスセンター | 身体                 | 腰越1-2-1                  | 31-9424<br>32-5841 (FAX) | (社福) 聖テレジア会           | 6   |
|                      | 鎌倉薫風学園<br>(そら・飛行船)   | 知的                 | 関谷1351                   | 47-9358<br>47-9359 (FAX) | (社福) ラファエル会           |     |
|                      | 日日クラブ                |                    | 鎌倉山2-8-34                | 33-0882<br>33-0765 (FAX) | (社福) ほしづきの里           |     |
|                      | 鎌倉清和                 |                    | 植木18                     | 46-4891<br>43-6541 (FAX) | (社福) 清和会              |     |
|                      | 鎌倉由比                 |                    | 坂ノ下33-3                  | 24-1154<br>24-1385 (FAX) |                       |     |
|                      | 鎌倉はまなみ               |                    | 由比ガ浜2-3-11               | 24-5873<br>24-5907 (FAX) |                       |     |
| 施設入所支援<br>生活介護       | 鎌倉清和園                | 知的                 | 関谷753                    | 46-8700<br>46-4830 (FAX) |                       | 1   |
| グループホーム<br>ケアホーム     | 第一清和ホーム              | 知的                 | 佐助1-5-18                 | 46-4891                  | (社福) 清和会              | 14  |
|                      | 第二清和ホーム              |                    | 長谷5-6-10                 |                          |                       |     |
|                      | 第三清和ホーム              |                    | 材木座6-6-27                |                          |                       |     |
|                      | 明星                   | 関谷405-1            | 43-1541<br>(FAX兼用)       | (社福) ラファエル会              |                       |     |
|                      | 新星                   | 玉縄1-14-1-<br>202   | 44-5640<br>(FAX兼用)       |                          |                       |     |
|                      | エール                  | 関谷1355-10          | 47-2456<br>(FAX兼用)       |                          |                       |     |
|                      | 木屋(もくせい)の家           | 扇ガ谷3-7-9           | 22-3367<br>(FAX兼用)       | (社福) ほしづきの里              |                       |     |
|                      | 松穂(まつほっくり)の家         | 扇ガ谷3-7-9           | 22-5730                  |                          |                       |     |
|                      | 木蓮の家                 | 扇ガ谷3-7-10          | 24-0849<br>(FAX兼用)       |                          |                       |     |
|                      | 大手穂の家                | 山崎796-13           | 47-9405                  |                          |                       |     |
|                      | 五所神社前レジデンス           | 材木座2-8-25          | 61-3174<br>(FAX兼用)       | (NPO) ゆうほ                |                       |     |
|                      | ビーンズ                 | 由比ガ浜2-4-39-<br>202 | 23-7889<br>(FAX兼用)       |                          |                       |     |
|                      | びびら                  | 小袋谷2-4-1           | 45-0937<br>42-5475 (FAX) |                          |                       |     |
|                      | ぼらん                  | 知的<br>身体           | 城廻72-1                   | 33-4555<br>(FAX兼用)       | (社福) ラファエル会           |     |
| 短期入所<br>(ショートステイ)    | 鎌倉清和                 | 身体                 | 関谷753                    | 46-4891<br>43-6541 (FAX) | (社福) 清和会              | 5   |
|                      | 小さき花の園(児童)           | 身体                 | 腰越1-2-1                  | 31-9424<br>32-5841 (FAX) | (社福) 聖テレジア会           |     |
|                      | ショートステイほしづき          | 知的                 | 鎌倉山3-16-12               | 84-7689                  | (社福) ほしづきの里           |     |
|                      | 清和園                  | 知的                 | 関谷753                    | 46-8700<br>46-4830 (FAX) | (社福) 清和会              |     |
|                      | パイル                  | 共通                 | 関谷296                    | 84-8438<br>84-8437 (FAX) | (社福) ラファエル会           |     |
| 児童福祉施設               | 児童発達支援センター           | 知的                 | あおぞら園                    | 32-0739<br>32-0793 (FAX) | 鎌倉市                   | 1   |
|                      | 医療型児童発達支援<br>センター    | 身体                 | 小さき花の園                   | 31-9424<br>32-5841 (FAX) | (社福) 聖テレジア会           | 1   |
|                      | 児童発達支援事業             | 発達                 | 雪ノ下3-4-25<br>五十嵐ビル2階     | 23-2156<br>(FAX兼用)       | たすく(株)                | 2   |
| 御成町10-4<br>ラ・プラス美越2階 |                      |                    |                          |                          |                       |     |
| 法外施設                 | レスパイト                | 共通                 | 梶原2-33-2 深沢<br>子どもセンター4F | 43-3374<br>(FAX兼用)       | (社福) ほしづきの里           | 2   |
|                      |                      |                    | 台2-10-10                 | 44-1700<br>(FAX兼用)       | (NPO) 鎌倉市手をつな<br>く育成会 |     |
|                      | 生活ホーム                | 知的                 | 虹の子ハウス                   | 46-1567                  | (NPO) R・WORKSHOP      | 1   |
|                      |                      |                    |                          |                          |                       | 66  |

## 「障害」の表記について

障害の「害」の字体については、様々な議論があり、平成23年度現在、統一された表記とはなっていません。

「がい」というひらがな表記をしている自治体もあります。国の「障がい者制度改革推進本部」でも、ひらがな表記をしています。ただし、国の法令においては、新しい法律においても「障害」というこれまでどおりの漢字表記となっています。

平成22年11月22日に、国の障がい者制度改革推進会議に提出された障害の表記に関する作業チームの検討結果によると、「様々な主体が、それぞれの考えに基づき、障害について様々な表記を用いており、法令等における「障害」の表記について、現時点において新たに特定のものに決定することは困難であると言わざるを得ない。法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後、制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることを目指すべきである。」としています。

本市では、今回の計画改定の基礎調査として、平成22年10月に「障害者福祉に関するアンケート調査」を実施し、その中で、下記の設問をおこないました。

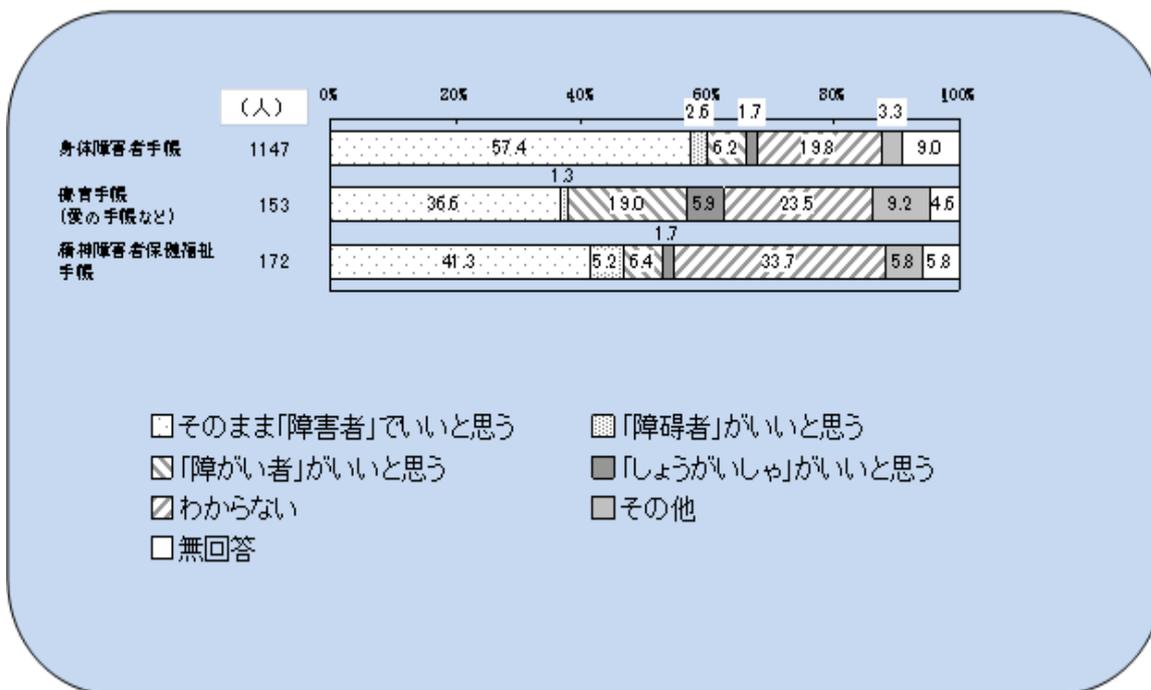
**問 49 「障害者」という表記について、どのように思いますか。(1つだけ○印)**

身体障害手帳所持者では、「そのまま「障害者」でいい」が57.4% (658人) と最も高く、次いで「わからない」が19.8% (227人)、「「障がい者」がいいと思う」が6.2% (71人) となっています。

療育手帳所持者では、「そのまま「障害者」でいい」が36.6% (56人) と最も高く、次いで「わからない」が23.5% (36人)、「「障がい者」がいいと思う」が19.0% (29人) となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「そのまま「障害者」でいい」が41.3% (71人) と最も高く、次いで「わからない」が33.7% (58人)、「「障がい者」がいいと思う」が6.4% (11人) となっています。

所持手帳別でみると、他に比べ、身体障害手帳所持者で「そのまま「障害者」でいい」が高くなっています。



アンケートの結果で、「そのまま障害者でいいと思う」という人が、身体障害者で過半数、知的障害者やその保護者、精神障害者では過半数には達しませんが、最も多い回答となっています。

本市では、国の検討結果やアンケート調査の結果も踏まえ、この改定計画を策定するにあたり、意見交換会などで障害者の方々からも意見を聴取し、鎌倉市障害者福祉計画推進委員会で障害者の字体の表記について検討しました。

障害者の団体等からは、「障害の字体にこだわるより、障害福祉施策の実態の向上を図って欲しい。字体にこだわることで、障害者の抱える問題の本質がそらされてしまう。」「書の字はひらがなであろうと漢字であろうと、障害者の置かれている立場は同じなのでどちらでも良い。」などの趣旨の意見が多く聞かれました。

障害者福祉計画推進委員会では、「障害のある人の感じ方、お気持ちを大事にしたい。」「今まで通り使っている方が分かりやすいのだったら、逆に今まで通りの方が良いのではないか。」などの意見が出され、議論の結果、改定する障害者福祉計画においては、今まで通りの「障害」という表記を使用することの結論となりました。

# 鎌倉市障害者基本計画

第2期（平成24年度～平成29年度）

平成24年3月発行

発行 鎌倉市

編集 健康福祉部 障害者福祉課

鎌倉市御成町18番10号

電話 0467 (23) 3000 内線 2369

FAX 0467 (25) 1443